



2026 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社シード
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 隆郎
 (コード番号：7743、東証スタンダード市場)
 問い合わせ先 代表取締役副社長 兼
 管理本部長 杉山 哲也
 TEL 03-3813-1111 (大代表)

ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッドによる当社株式に対する 公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッド (Luxshare Precision Cayman Limited) (以下「公開買付者」といいます。) による当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、当社の株主を公開買付者及び当社の主要株主かつ筆頭株主である新井隆二氏 (以下「新井氏」といいます。) のみとすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッド (Luxshare Precision Cayman Limited)	
(2) 所 在 地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9006、エッジウォーター・ウェイ 1653、ジョージ・タウン、私書箱 52A、スミス・ロード 265、パーム・グローブ・ユニット 4、ICS コーポレート・サービスズ (ケイマン) リミテッド気付 (ICS Corporate Services (Cayman) Limited, Palm Grove Unit 4, 265 Smith Road, George Town, P.O. Box 52A Edgewater Way, #1653, Grand Cayman KY1-9006, Cayman Islands)	
(3) 代表者の役職・氏名	Director (ディレクター)・WU, TIEN SUNG (ウー・ティエン・サン)	
(4) 事 業 内 容	株券等を取得及び保有すること等	
(5) 資 本 金	1 米ドル (2026 年 8 月 26 日現在)	
(6) 設立年月日	2025 年 9 月 3 日	
(7) 大株主及び持株比率 (2026 年 8 月 26 日現在)	立訊精密有限公司 (Luxshare Precision Limited)	100.0%
(8) 当社と公開買付者の関係		

資 本 関 係	無し
人 的 関 係	無し
取 引 関 係	無し
関連当事者への 該当状況	無し

(注) 資本金の額として、2026年8月26日現在の発行済株式資本 (issued share capital) の金額を記載しているとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、立訊精密有限公司 (Luxshare Precision Limited) (以下「公開買付者親会社」といいます。) から本公開買付けの決済開始日の前営業日までに13,000,000千円を限度とした出資を受ける予定であり、当該出資により資本金の額が増加する予定とのことです。

2. 買付け等の概要

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年8月27日(木曜日)から2026年10月13日(火曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金795円
買付予定数の下限	5,408,800株(注1)
買付予定数の上限	—(株)

(注1) 当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。)は17.89%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。なお、当該株券等所有割合の計算においては、当社が2026年6月22日に提出した第70期有価証券報告書(以下「当社有価証券報告書」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の総株主等の議決権の数(302,411個)を分母として計算しております。本日現在における当社の単元未満株式の数が判明しておらず、本日現在の当社の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年3月31日現在の総株主等の議決権の数が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、当社有価証券報告書に記載された同日現在の総株主等の議決権の数(302,411個)を分母として用いているとのことです。

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑧ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じた当社株式の取得及び所有等を目的として、2025年9月3日にケイマン諸島法に基づき設立された会社であり、本日現在、立訊精密有限公司(Luxshare Precision Limited)(所在地：香港特別行政区カオルーン、ツィムサーツイ、カントン・ロード5号、ハーバー・シティ、オーシャン・センター16階1621号室)が公開買付者の発行済株式の全てを所有しており、また、立訊精密工業股份有限公司(Luxshare Precision Industry Co., Ltd.)(所在地：中国広東省深セン市宝安区沙井街道蚝一西部三洋新工業区A棟2階)(以下「Luxshare」といいます。)(注1)が公開買付者親会社の発行済株式の全てを所有しているとのことです。なお、本日現在、Luxshare、公開買付者親会社及び公開買付者(Luxshare及び公開買付者親会社と総称して、以下「公開買付者関連当事者」といいます。))は、当社株式を所有していないとのことです。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))スタンダード市場に上場している当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式(以下に定義します。))を除きます。以下、特に注記しない限り、同じです。))を取得し、当社株式を非公開化した上で、当社の株主を公開買付者及び当社の主要株主かつ筆頭株主である新井氏(注2)のみとし、非公開化後の当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率をそれぞれ49.00%及び51.00%(以下「本所有比率」といいます。))とするための一連の取引(以下「本取引」といいます。))の一環として、本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

(注1) Luxshareは、中国の深セン証券取引所及び香港証券取引所にその株式を上場している会社であり、本日現在、支配株主(Controlling shareholder)であるLuxshare Limitedが同社の発行済株式の35.30%を所有しているとのことです。また、本日現在、Luxshareの会長である王来春氏及び副会長である王来勝氏のそれぞれがLuxshare Limitedの発行済株式の50.00%を所有しているとのことです。

(注2) 新井氏は、本日現在において、(i)株式会社SMBC信託銀行との間で締結した2011年8月10日付管理有価証券信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している管理信託(A001)受託者株式会社SMBC信託銀行名義の当社株式の全て(所有株式数：5,447,910株、所有割合(注3)：18.00%)、(ii)みずほ信託銀行株式会社との間で締結した2011年8月10日付有価証券管理信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属しているみずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託名義の当社株式の全て(所有株式数：4,319,070株、所有割合：14.27%)、(iii)野村信託銀行株式会社との間で締結した2011年8月10日付管理有価証券信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している野村信託銀行株式会社(信託口2052116)名義の当社株式の全て(所有株式数：3,604,920株、所有割合：11.91%)、及び(iv)三井住友信託銀行株式会社との間で締結した2014年7月30日付株式管理承継信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している三井住友信託銀行株式会社(信託口甲1号)名義の当社株式の全て(所有株式数：1,396,500株、所有割合：4.61%)((i)乃至(iv)に記載の当社株式の全て(所有株式数の合計：14,768,400株、所有割合の合計：48.80%)を総称して「本不応募合意株式」といい、(i)乃至(iv)の本不応募合意株式の信託を総称して「本信託」といい、本信託に係る契約を総称して「本信託契約」といい、本信託契約に基づく信託の受託者を総称して「本受託者」といいます。))について、議決権の指図権を留保しているとのことです。なお、新井氏は、本日現在において、本不応募合意株式を除き、当社株式を所有していないとのことです。

(注3) 「所有割合」とは、当社が2026年8月12日に公表した「2027年3月期第1四半期決算短信(日本基準(連結))」(以下「本決算短信」といいます。))に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数30,265,922株から、本決算短信に記載された同

日現在の当社が所有する自己株式数（136 株）を控除した株式数（30,265,786 株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、本日付で、新井氏との間で、不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結し、本不応募契約において、①新井氏は、本不応募合意株式について本公開買付けに応募せず、かつ、本受託者をして本公開買付けに応募させないこと、②下記「（４）公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本公開買付けにより公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための本株式併合（下記「（４）公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）を実施するために必要な手続を行うこと（新井氏が全ての本信託契約を解除し当社株式を直接所有することを含みます。）、③法第 24 条第 1 項但書に基づき当社が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受け、本株式分割（以下に定義します。）の効力が発生した後において、当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率を本所有比率とするため、公開買付者が新井氏に対して当社株式の一部を譲渡すること（注 4）（以下「本相対取引」といいます。）を合意しているとのことです。また、公開買付者は、新井氏との間で、本取引完了後の当社の事業運営等について定める株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しているとのことです。本不応募契約の概要につきましては、下記「（６）公開買付けに係る重要な合意」の「① 本不応募契約」をご参照ください。

（注 4）本相対取引は、本株式併合により当社の発行済株式総数が減少した後、本所有比率の実現が可能となるような比率での当社株式の分割（以下「本株式分割」といいます。）を実施した上で実行することが予定されているため、本相対取引の価格は、1 株当たりで比較した場合には本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と異なる金額となりますが、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格を基に、本株式併合及び本株式分割の割合に応じて比例的に決定される予定であり、本公開買付価格と実質的には同額となるとのことです。

また、本公開買付けに際して、当社は、本日付で、新井氏が議決権の過半数を有する会社である株式会社ラ・ホールディングス（以下「ラ・ホールディングス」といいます。）との間で、当社の台湾子会社である台灣實瞳股份有限公司（SEED CONTACT LENS TAIWAN CO., LTD.）（以下「本台湾子会社」といいます。）の発行済株式の全てを同日付で当社からラ・ホールディングスに譲渡する旨の内容の株式譲渡契約（以下「本台湾子会社株式譲渡契約」といいます。）を締結しており、本台湾子会社株式譲渡契約に従い、同日付で、ラ・ホールディングスによる本台湾子会社の発行済株式の全ての取得（以下「本台湾子会社株式取得（新井氏）」といいます。）が完了しています（注 5）。もっとも、本台湾子会社株式の譲渡価格は、「（６）公開買付けに係る重要な合意」の「② 本台湾子会社株式譲渡契約」に記載のとおり、当社が、ラ・ホールディングス、新井氏及び当社グループ（当社及びその子会社 19 社により構成される企業グループをいいます。以下同じです。）並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関である株式会社 AGS FAS（以下「AGS FAS」といいます。）より取得した本台湾子会社の株式価値算定書における評価結果を踏まえて決定されたものであり、また、当社の貸借対照表における本台湾子会社株式の帳簿価額を上回る価格です。

（注 5）本台湾子会社株式取得（新井氏）に関し、本台湾子会社株式譲渡契約において、本公開買付けが不成立となった場合は、本台湾子会社株式譲渡契約は自動的に解除され、原状回復を行うことが当社及びラ・ホールディングスの間で合意されています。本台湾子会社株式取得（新井氏）に係る経緯については、下記「② 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」を、本台湾子会社株式譲渡契約の概要については、下記「（６）公開買付けに係る重要な合意」の「② 本台湾子会社株式譲渡契約」を、それぞれご参照ください。

また、本公開買付けに際して、当社は、本日付で、ラ・ホールディングスとの間で、当社の完全子会社である株式会社オキュデバイセズ（以下「オキュデバイセズ」といいます。）の普通株式の 85.10%を同日付で当社からラ・ホールディングスに譲渡する旨の内容の株式

譲渡契約（以下「オキュデバイセズ株式譲渡契約」といいます。）を締結しており、オキュデバイセズ株式譲渡契約に従い、同日付で、ラ・ホールディングスによるオキュデバイセズの普通株式の 85.10%全ての取得（以下「オキュデバイセズ株式取得（新井氏）」といいます。）が完了しています（注6）。もっとも、オキュデバイセズ株式の譲渡価格は、「（6）公開買付けに係る重要な合意」の「③ オキュデバイセズ株式譲渡契約」に記載のとおり、当社が第三者算定機関である AGS FAS より取得したオキュデバイセズの株式価値算定書における評価結果を踏まえて決定されたものであり、また、当社の貸借対照表におけるオキュデバイセズ株式の帳簿価額を上回る価格です。

（注6）オキュデバイセズ株式取得（新井氏）に関し、オキュデバイセズ株式譲渡契約において、本公開買付けが不成立となった場合は、オキュデバイセズ株式譲渡契約は自動的に解除され、原状回復を行うことが当社及びラ・ホールディングスの間で合意されています。オキュデバイセズ株式取得（新井氏）に係る経緯については、下記「② 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」を、オキュデバイセズ株式譲渡契約の概要については、下記「（6）公開買付けに係る重要な合意」の「③ オキュデバイセズ株式譲渡契約」を、それぞれご参照ください。

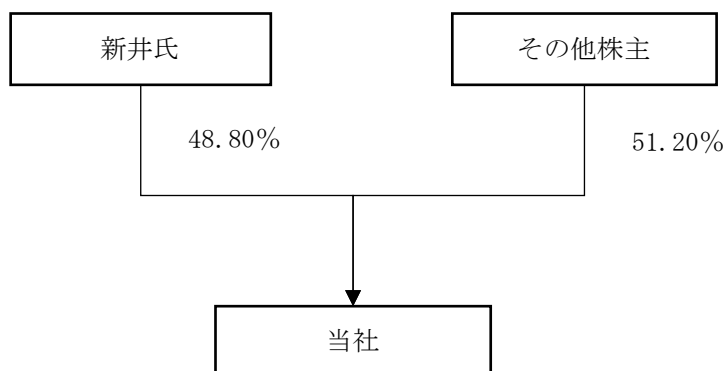
公開買付者は、本公開買付けにおいて、5,408,800 株（所有割合：17.87%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、公開買付者は、当社株式の全てを取得することにより、当社株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,408,800 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限（5,408,800 株）については、本基準株式数（30,265,786 株）に係る議決権の数（302,657 個）に3分の2を乗じた数（201,772 個（小数点以下切上げ））から、本不応募合意株式（14,768,400 株）に係る議決権の数（147,684 個）を控除した数（54,088 個）に、当社の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（5,408,800 株）としているとのことです。これは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の全てを取得し当社株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合を実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることを踏まえ、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び新井氏が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から出資を受けることを予定しており、当該出資に係る資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定とのことです。

現在想定されている本取引の概要は大要以下のとおりとのことです。

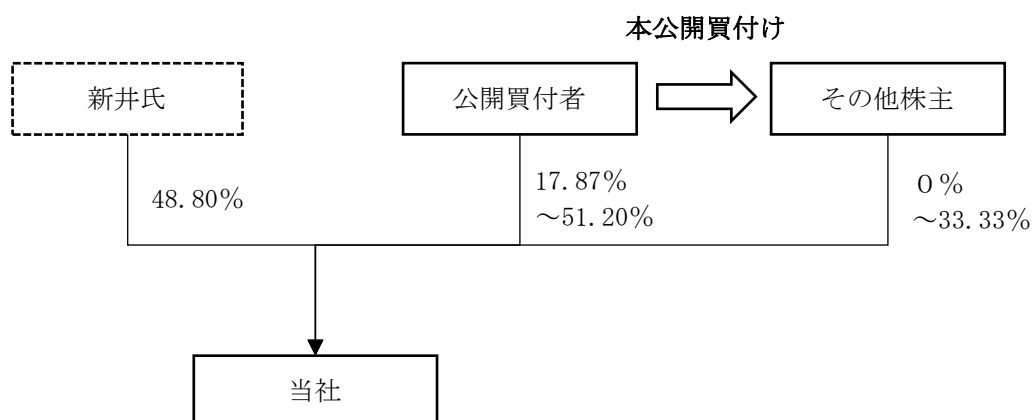
I. 本日現在（2026 年 8 月 26 日）

新井氏が本不応募合意株式 14,768,400 株（所有割合：48.80%）を所有。



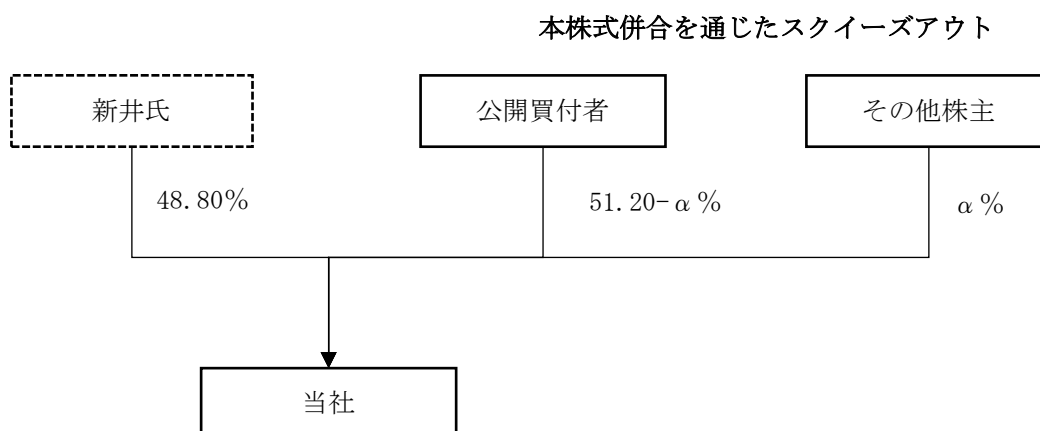
II. 本公開買付けの実施後（2026 年 10 月下旬）

公開買付者は、当社株式の全てを対象とする本公開買付けを実施。本公開買付けにおける買付予定数の下限（5,408,800 株）を満たす応募がなされ、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済を行う。



III. 本株式併合の効力発生後（2026 年 12 月下旬を想定）

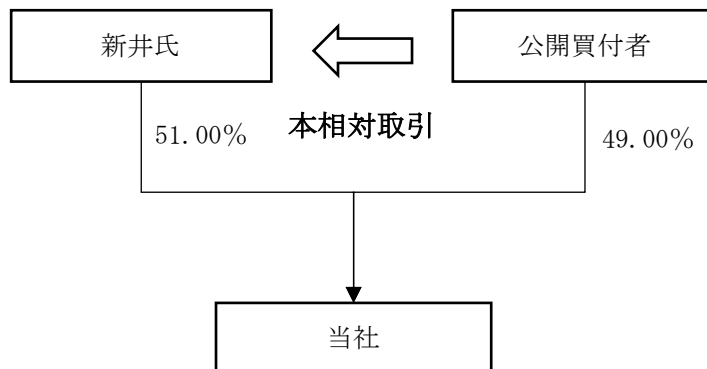
公開買付者は、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとするため、当社に対し、本株式併合を実施することを要請。



（注）「 α %」は、本公開買付けの実施後において残存する「その他株主」の所有割合を指します。

IV. 本相対取引実施後（本株式併合及び本株式分割実施後速やかに）

本株式併合の効力発生後、当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率をそれぞれ 49.00%及び 51.00%とするため、本株式分割を実施した上で、公開買付者が新井氏に対して当社株式の一部を譲渡する本相対取引を実施。



② 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者親会社は、2011 年 5 月 5 日に、Luxshare の完全子会社として香港法に基づき設立された会社とのことです。Luxshare は、2004 年に中国広東省深セン市で創業し、2010 年に深セン証券取引所（証券コード：002475）に、そして 2026 年に香港証券取引所（証券コード：02475.HK）にその株式を上場しているとのことです。Luxshare は、本日現在、連結子会社 329 社及び関連会社 69 社を擁する企業グループ（以下「Luxshare グループ」といいます。）としてグローバルに事業を展開し、連結従業員数は 40 万人超（2026 年 7 月現在）に達しているとのことです。Luxshare グループは、2025 年 12 月期には、連結ベースで、売上高 3,323 億人民元（2026 年 8 月 25 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の為替レートの中値である 1 人民元＝23.69 円（以下「本為替レート」といいます。）で日本円に換算すると、約 7 兆 8,722 億円）、純利益 182 億人民元（本為替レートで日本円に換算すると、約 4,312 億円）を計上し、2015 年から 2025 年までの年平均成長率（CAGR）は 42%と、継続的かつ力強い成長を実現しているとのことです。Luxshare グループは、29 か国において 105 の生産拠点、28 の自社 R&D センター、94 の試験ラボ、及び 66 の現地オフィスを有しており、世界規模での研究開発・製造・品質保証・販売サポート体制を構築しているとのことです。

Luxshare グループは、精密製造分野のリーディングカンパニーとして、コンシューマー電子機器、通信・データセンター、自動車及び医療等の領域において、グローバルに事業展開する大手顧客に対し、高品質製品からソリューションに至るまで一貫して提供しているとのことです。具体的には、(i) コンシューマー電子機器分野におけるスマートフォン、スマートウェアラブル端末、ワイヤレス充電器等、(ii) 通信・データセンター分野における高速インターコネクト、光モジュール、基地局アンテナ、また、(iii) 自動車分野における車載用コネクタ、高電圧ハーネス、ADAS（先進運転支援システム）関連製品を製造・開発し、提供しているとのことです。

Luxshare グループは、「人は夢があるから偉大である（People are great for the dreams they have）」という精神のもと、独自の企業文化を育んできたとのことです。その使命は「技術を先導し、グローバルパートナーの夢を実現すること」と位置付けられており、顧客の成功を自らの成功と捉える信念のもと、顧客ニーズを的確に把握し、それを上回る価値を提供する姿勢が組織全体に浸透しているとのことです。また、困難な状況に直面しても「条件がなければ創る」という挑戦心を大切にし、「使命必達」の精神で最後までやり抜く文化が根付いているとのことです。さらに、イノベーションを日々の習慣とし、創造性と改善意識を日常業務の中に取り込むことで、継続的な進化を推進しているとのことです。信頼に基づくパートナーシップを重視し、「信じるからこそ共に進む」という姿勢でお客様やパートナー企業と長期的な共創関係を築いているとのことです。

Luxshare グループは、社員一人一人の「自律的成長」も企業文化の根幹と捉えているとのことです。各自が自らの可能性に挑戦し、成長を通じて価値創造へとつなげるための支援制度と風土を整え、全員が持続的に学び、進化し続ける組織を目指しているとのことです。こうした企業文化と経営哲学に基づき、Luxshare グループは今後も世界中のパートナーとともに、信頼と持続可能性に満ちた未来の創造に貢献していくとのことです。

一方、当社は、1951年に創業者の厚澤弘陳氏が日本初となるモールディング（型取り）によるコンタクトレンズの研究開発を開始し、1957年にコンタクトレンズの量産化に成功した後、同年10月に当社の前身となる株式会社東京コンタクトレンズ研究所として設立しました。1980年代には対外的ブランド力の強化を目的に据え、1985年に株式会社シードコンタクトレンズを設立し、ブランド名を「マイコン」から「シード (SEED)」に変更し、1987年には現在の株式会社シードへと商号を変更し、業容の拡大と企業ブランドの統一を図りました。1989年12月には日本証券業協会への株式店頭登録を行い、以後、2004年に株式会社ジャスダック証券取引所、2014年に東京証券取引所市場第二部、2017年に東京証券取引所市場第一部へと市場ステージを段階的に移行し、2022年4月の東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、プライム市場に上場市場を移行しました。また、当社は、2026年3月24日付で当社が公表した「スタンダード市場への上場市場区分変更承認及び「プライム市場の上場維持基準適合に向けた計画書」の撤回に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年3月31日付で東京証券取引所における上場市場区分をプライム市場からスタンダード市場へ変更しております。

また、当社が2026年5月19日付で公表した「会社分割（簡易吸収分割）に関するお知らせ」に記載のとおり、スマートコンタクトレンズ事業（以下「SMCL 事業」といいます。）に関する経営資源を集約することによって、将来的な資本・業務提携を見据えたオープンな事業運営を可能にするとともに、意思決定プロセスの迅速化を図り、研究開発パートナーとの連携創出を加速することを目的として、当社の SMCL 事業を当社の完全子会社であるオキュデバイセズに吸収分割の方法により承継させるに至りました。

当社は本日現在、当社グループとして、コンタクトレンズの研究開発及び製造販売と、コンタクトレンズケア用品、その他商品の販売を主たる業務としております。当社グループは、設立以来半世紀以上にわたり、当社の使命である『『眼』の専門総合メーカーとして、お客様の『見える』をサポートする』の達成、及び中長期的な企業価値の向上を目指しております。また、「日本のシードから世界の SEED へ」を掲げて、日本のみならず海外へも積極的に展開しております。

当社グループはコンタクトレンズの開発で培った技術・信頼をもとに、コンタクトレンズ事業にとどまらず、コンタクトケア用品等の眼に関するさまざまな商品を世に送り出してきました。乱視用・遠近両用・円錐角膜対応型等のスペシャリティレンズの開発を積極的に推進し、医療機器メーカーとしての専門性を背景に、他社と一線を画す製品群を構築してまいりました。研究開発体制については、鴻巣市にて先進的な開発・製造拠点を整備し、とりわけ2017年9月に竣工した鴻巣研究所の3号棟では省人化と品質安定性を両立させたコンタクトレンズの一貫生産体制を実現いたしました。

また、海外展開に関しても、欧州やアジアを中心に段階的な市場開拓を進めており、ドイツ、英国、中国、ベトナム及びマレーシア等の成長市場において、現地法人・販売代理店との連携を通じた市場浸透とブランド認知の強化を推進してまいりました。製品供給体制については、日本国内の自社工場における一貫生産を中核に据えながらも、海外市場のニーズに対応するため、ドイツ、英国においては自社ブランド製品の現地製造の他、他地域においては外部委託生産を活用することで、供給の安定性と市場柔軟性の両立を実現しております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、企業収益において米国の通商政策の影響が残るものの、改善の動きがみられると認識しております。雇用情勢や所得環境の改善の動きが続く中で、個人消費は持ち直しの傾向がみられ、設備投資も底堅く推移しており、国内景気は緩やかに回復しつつあると当社は認識しております。その一方で、今後の景気見通しにつきましては、中東情勢の緊迫化等を背景とした石化製品の供給不安や価格の上昇、物

流コストの高騰、円安による輸入物価の上昇等の影響により、景気の先行きについてはより一層不透明かつ予断を許さない状況が続いていると当社は認識しております。

国内のコンタクトレンズ市場においては、文部科学省による令和6年学校保健統計調査によれば、小学生の近視率が2014年の30.16%から2024年には36.84%に上昇するなど、近視の低年齢化による近視人口の増加やユーザーの年齢層拡大に伴い、装用人口が増加しております。また、乱視用や遠近両用といったスペシャリティレンズ、ファッション性の高いサークル・カラーレンズ、就寝時に装用し日中裸眼で視力矯正効果が得られるオルソケラトロジーレンズ等の需要拡大は続いていると当社は認識しております。

海外のコンタクトレンズ市場においても、中国市場の停滞感は見られるものの、国内同様、近視人口の増加を背景に成長を続けており、特に東南アジアやインド等、急速に経済成長している国々においては、さらなる拡大が見込まれていると当社は認識しております。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画（2024年4月～2027年3月）（以下「本中期経営計画」といいます。）におきましては、中長期的な目標としている、「連結売上高500億円を達成し、世界のコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮するための生産基盤を確保する」ことを掲げており、特に「省人化生産体制の構築による競争力維持」「品質向上による安全安心の追求」「コーポレートブランド再構築による企業価値向上」「環境経営の推進」「人的資源強化による事業基盤の整備」を企業目標達成に向けた重点課題として取り組んでおります。

特に、国内外で今後も需要拡大が見込まれるコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮するため、成長の足枷となっている供給力不足を改善すべく、新商品を含めた量産体制の整備を成長戦略の柱として掲げております。

当社の生産拠点である鴻巣研究所では、本中期経営計画期首で月間最大生産枚数は5,800万枚でしたが、2024年4月に竣工し、2024年6月に稼働を開始した2号棟別館により同枚数は6,500万枚へ引き上げられております。また、2026年1月に竣工した4号棟は、2026年3月より稼働を開始しております。人員確保のハードルが上がっている中、さらなる省人化を実現する生産ラインの構築を進めつつ、第一期計画では最大生産能力が4号棟稼働前の月間最大生産枚数6,500万枚から2027年3月期には月間最大生産枚数7,900万枚となり、第二期計画後の2028年3月期には月間最大生産枚数8,250万枚を見込んでおります。

これらの事業活動の結果、2026年3月期において、国内外でのコンタクトレンズ需要は堅調に拡大しておりますが、市場における価格競争や流通チャネルの多様化等の影響を受けたため、売上高は33,942百万円（前期比2.1%増）に留まりました。利益につきましては、製品の歩留まりは改善しつつも、一部輸入商品の仕入価格が円安により上昇し、粗利が減少したことから、売上総利益に影響を及ぼしました。販売費及び一般管理費においては、人員増加や処遇改善によって人件費が増加し、また、シンガポールに物流拠点を立ち上げるための費用や組織改編検討のためのアドバイザー費用が発生しております。その結果として、営業利益1,439百万円（前期比7.8%減）、経常利益1,406百万円（前期比5.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,135百万円（前期比4.0%増）となりました。当社は、今後も成長戦略の取組みを一層加速し、世界のコンタクトレンズ市場の中でプレゼンスの発揮を目指してまいります。

Luxshareグループは、世界的な高齢化や健康志向の高まり、デジタルヘルス及びスマートウェアラブル技術（注1）の進展など、近年における外部環境の構造的な変化を踏まえ、医療・ヘルスケア関連分野を今後最も成長が期待される重点領域の一つとして位置付けていくとのことです。かかる経営方針の下、Luxshareは、(i)医療機器であるコンタクトレンズの製造工程が、Luxshareグループが長年取り組んできたスマートフォンパネルや光学モジュールの製造技術と高い類似性を有しており、それらの製品の製造に関する既存のノウハウや品質管理システムを応用することにより、短期間で高品質なコンタクトレンズの量産体制を構築できる可能性があることと判断したこと、(ii)アジア市場では近視人口の増加及び中間所得層の拡大によりコンタクトレンズの需要が急増している一方で、欧米のコンタクトレンズ販売会社の輸入製品への依存度が高いとLuxshareとしては考えているため、アジアのコンタクトレンズブランドの成長余地が大きいと判断したことから、2023年下半期より、コンタクト

レンズの受託製造（いわゆる、OEM 製造）事業への参入の可能性を検討していたとのことです。

（注1）「デジタルヘルス」とは、従来の医療行為をデジタル技術で補完・高度化することを目的として、情報通信技術（ICT）を活用して、健康の維持・疾病予防・診断・治療・リハビリ・介護などを支援する医療・ヘルスケア分野のことを指すとのことです。「スマートウェアラブル」とは、身体に装着して使用する電子デバイスで、センサーや通信機能を備え、健康・運動・生活データをリアルタイムに取得・解析・共有できる機器を指すとのことです。

かかる検討の中で、Luxshare は、コンタクトレンズの OEM 製造事業への参入に要するコスト及び期間の観点から、コンタクトレンズの自社ブランドを新規に立ち上げるのではなく、確立されたブランドや製造基盤を有するコンタクトレンズの製造販売事業を行う会社との戦略的提携による参入方針を 2024 年 4 月に決定し、グローバル市場を視野に複数の潜在的な候補先の探索を開始したとのことです。

その後、Luxshare は、2024 年 8 月下旬、日本を含むアジアを中心としたクロスボーダー M&A アドバイザリー事業を主軸とした独立系アドバイザリー会社であるアジア・サンライズ・キャピタル株式会社（以下「ASC」といいます。）より、当社がコンタクトレンズ分野において長年の研究開発実績と確立したブランド力を有しているとの紹介を受け、当社との間で情報交換のための協議の機会を得るに至ったとのことです。そして、当該協議において、双方の事業領域や将来戦略についての意見交換が行われ、Luxshare グループが有するスマートファクトリー・自動化技術と、当社が持つ高品質な製品開発力・医療機器製造の知見との間に事業上の高い相互補完性が存在することを確認できたため、Luxshare と当社は、業務提携の可能性を模索するための協議をその後も実施することとしたとのことです。具体的には、2024 年 11 月 6 日に Luxshare グループによる当社の鴻巣研究所への訪問や施設見学、2025 年 3 月 2 日から同月 4 日にかけて当社による Luxshare 本社への訪問や工場見学を実施し、また、2025 年 6 月 3 日、25 日及び 27 日に Luxshare グループから当社に対して Luxshare グループの企業文化や保有技術等を紹介した他、コンタクトレンズの製造技術に関して意見交換する機会を設けるなどして、Luxshare と当社は協議を重ねてきたとのことです。

このように、Luxshare は、当社との業務提携の可能性を検討するため、2024 年 8 月下旬から 2025 年 6 月下旬にかけて、当社との間で、Luxshare グループ及び当社グループそれぞれの事業内容や製造体制を踏まえた協業の可能性について意見交換を行ってきたとのことです。上記一連の協議や施設への訪問・見学に加え、公開情報等に基づく初期的な分析を通じ、Luxshare は、2025 年 6 月下旬に、①ブランド認知度、②研究開発・製造技術力、③安全と品質を重視する企業文化、④海外展開における相互補完性を基準として様々な提携先候補を総合的に検討した結果、当社が Luxshare グループの理念、技術及び戦略と最も高い親和性を有するという結論に至り、また、Luxshare グループ及び当社グループのそれぞれが有するネットワークや経営資源、技術、知見を活用し、相互に連携して事業を推進することにより、具体的に以下のシナジー効果を実現することが可能であるとの認識に至ったとのことです。さらに、Luxshare は、かかる認識に至ったことや、以下に記載のとおり、同年 6 月下旬に新井氏との協議を経て新井氏が当社の株主として残りつつ Luxshare が公開買付けにより当社株式を非公開化する手法が当社の中長期的な成長に最も適したスキームであるとの認識に至り、新井氏との間で本取引の実施方針について合意に至っていたことも踏まえ、当社株式の非公開化を含む、より強固な協業関係の構築が必要であるとの判断のもと、2025 年 7 月下旬、当社との間で、資本業務提携に関する具体的な可能性についての協議を開始したとのことです。そして、以下のシナジー効果を最大化するための手段について検討を重ねた結果、Luxshare は、当社との間の協議を経て、2025 年 8 月中旬、当社株式を非公開化することにより、経営資源の相互活用を加速し、当社の短期的利益に直結せずとも当社を中長期的に成長させることに繋がる様々な施策を行い、より強力な提携関係を構築することが、シナジー効果の実現により資するとの考えから、当社に対して、当社株式の非公開化を提案するという方針を固めるに至ったとのことです。なお、Luxshare は、以下のシナジー効果は、Luxshare が当社の議決権の過半数を取得することによって初めて実現されるものではなく、

本取引を通じて当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率を本所有比率とすることで十分に実現可能であると考えているとのことです。Luxshare としては、本取引後も当社の Luxshare から一定程度独立した経営判断を尊重しつつ、当社への役員派遣、Luxshare 及び当社の経営陣その他の関係者間における継続的な協議及び個別の協業施策に関する双方の合意等を通じて、Luxshare 及び当社がそれぞれ有する経営資源、技術、知見及びネットワークを相互に活用することを想定しているとのことです。Luxshare は、このような継続的かつ緊密な連携体制の下においては本取引後における公開買付者による当社株式の議決権所有比率が 49%にとどまることは、以下のシナジー効果の実現を妨げるものではないと考えているとのことです。もっとも、個別の協業施策については、当社の経営の独立性を踏まえ、両社間で具体的な内容及び実施方法について協議の上、実行していくことを想定しているとのことです。

(ア) 世界先端のスマート製造による製造技術の革新

Luxshare グループは、精密機器分野において、世界トップレベルであると自負しているスマートファクトリーの管理体制を確立し、業界最高水準の歩留まりを実現するだけでなく、近年では、コンタクトレンズの製造販売事業への参入の準備として、スマートファクトリーで培ってきた高度な自動化技術と生産ノウハウを応用し、独自開発のコンタクトレンズの全自動化製造ラインの導入の準備を進めることにより、次世代型の製造ソリューションの提供体制の構築を進めているとのことです。コンプライアンスを全面的に確保することを前提として、この独自開発のコンタクトレンズの全自動化製造ラインの導入により、当社グループによるコンタクトレンズの生産効率や歩留まり率が向上すると考えており、また、個々のコンタクトレンズに対する製造・品質情報を完全に追跡することも可能となり、当社のブランドへの信頼性が向上すると考えているとのことです。

(イ) サプライチェーン統合による調達・物流最適化

Luxshare グループは、世界約 8,800 社を超える主要サプライヤーから年間約 5.9 兆円規模の部品・原材料を調達しており、数量スケールを活かした価格交渉力を確立しているとのことです。当社においても、これらのグループの共同購買ネットワークを活用することによる、原材料や資材などの仕入コストの削減を実現することが可能と考えているとのことです。また、Luxshare グループは、中国における成熟した EC システムや高効率な物流配送インフラ、さらにコンタクトレンズのオンライン購入制度を背景に、メーカーから直接消費者へ（Manufacturer to Consumer）の概念を組み合わせることで新たに独自開発した物流システムを有しているとのことです。このシステムのモデルは、製造業者・ブランド保有者・流通業者・消費者の 4 者をシームレスに連携させ、情報・物流・資金のフローを一体的に統合することで、従来の流通過程における在庫滞留や輸送コストを大幅に削減し、製品の回転効率を飛躍的に向上させるものとのことです。また、リアルタイムでのデータ共有により、販売側からの情報をリアルタイムに生産側へフィードバックすることが可能となるとのことです。これにより、工場は市場動向に基づいて正確に需要を予測し、需要連動型の生産や即応性の高い柔軟な生産体制を実現でき、供給・販売システム全体の機動力と競争力を強化することが可能となるとのことです。かかるシステムを当社が導入することにより、在庫削減やキャッシュフロー改善が見込めるほか、配送速度の短縮による顧客満足度向上も可能となり、当社のブランド価値及び国際競争力の一層の向上につながると考えているとのことです。

(ウ) グローバル市場における地産地消体制の早期構築

Luxshare グループは、当社が近年、国内生産能力の拡充に大規模投資を行った結果、財務負担が増加しており、追加的に研究開発や海外展開へ資源を投入する余力が限られている状況にあると考えているとのことです。一方で、Luxshare グループにおいては、中国のコンタクトレンズ市場について高い成長可能性を有すると考えております。中国の約 7 億人の近視人口が存在する一方、コンタクトレンズの装用率は約 10%程度と、

欧米諸国（40%超）及び日本・韓国・台湾（25～35%）と比較して依然として低い水準にあると認識しております。また、今後 10 年間に於いて、中国のコンタクトレンズ市場は年平均約 14%の CAGR（年平均成長率）が見込まれ、そのうち 30%超が 1 day コンタクトレンズとなるものと予測しております。さらに、1 day コンタクトレンズ利用者が年間のうち約半年間装用することを前提として試算した場合、中国全体のコンタクトレンズに対する需要は今後 5 年程度で年間 120 億枚以上の規模に到達し得るものと見込んでいるとのことです。Luxshare グループとしては、この急成長する中国市場において、2028 年よりコンタクトレンズの本格的な量産を開始することを検討しているとのことです。また、Luxshare グループは、中国にとどまらず、アジア太平洋、北米、欧州など十数か国にまたがるグローバルネットワークを有しているとのことです。Luxshare グループは、当社がこれらを活用することにより、大規模な初期投資を行うことなく、当社が目指す、地域ごとの市場動向や需要変動に応じた「地産地消」体制を迅速に展開することが可能となると考えているとのことです。

（エ）技術開発の補完及び次世代製品開発に向けた協業

Luxshare グループは、自社ブランドを保有せず他社ブランドの製品の OEM 製造に特化することで、高い専門性と信頼性を備えた製造体制を構築してきたとのことです。今後は、当社が有する先進的な開発技術と、Luxshare グループのスマートファクトリー管理体制を融合させ、高付加価値製品の共同開発とグローバル市場への戦略的展開を加速することにより、当社とともに、次世代に向けた新製品カテゴリーの創出、持続的成長に向けた技術基盤の確立、及び、市場における競争優位性の強化を実現していく方針とのことです。

（オ）中国を起点としたグローバル販売体制の構築支援

Luxshare グループは、当社の中国市場における販売力強化、さらには世界市場への展開加速を、中長期的な視点で支援するとのことです。例えば、(i) SNS 等の多様なチャネルの整備・拡充を通じた中国市場での当社ブランドの認知度向上及び販売網の構築、(ii) 中国・アジア・欧米等の各地域の消費者行動や市場トレンドに応じた販売戦略の立案等のサポートによる当社ブランドの市場地位の継続的な向上、(iii) ターゲット顧客層ごとの製品（例えば、富裕層向けのシリコンハイドロゲル（注 2）等の医療グレード製品、一般大衆層向けのベーシック製品等）の展開を推進していくとのことです。Luxshare は、これらの取り組みにより、当社が、グローバルな販売チャネルの拡充、市場シェア拡大、ブランドプレゼンス強化を効率的かつ着実に実現できると考えているとのことです。

（注 2）「シリコンハイドロゲル」とは、主にコンタクトレンズに使用される、シリコン素材とハイドロゲル（含水性の高い素材）を組み合わせた材料とのことです。シリコンには酸素を通しやすい性質があり、従来のソフトコンタクトレンズ素材よりも、角膜に多くの酸素を届けることができるとのことです。

また、Luxshare は、当社との協議と並行して、2024 年 11 月下旬、当社の主要株主かつ筆頭株主である新井氏との間で、Luxshare グループの事業と当社グループの事業の親和性、当該親和性を踏まえた Luxshare による当社への資本参加の意向、当社株式の非公開化を伴う事業再構築の可能性について協議を行ったとのことです。当該協議の中で、Luxshare 及び新井氏、当社及び Luxshare との間で、一定の時間をかけて、技術交流や協業によるシナジー効果の実現の可能性などに関する意見交換の機会を設け、相互理解を深めた上で、当社にとっても最善と考えられる提携方法を検討することで合意したとのことです。その後も、Luxshare は、上記のとおり、当社との間で継続的に意見交換を行ってまいりましたが、当社と Luxshare の交流及び意見交換を通じて当社から Luxshare に対する信頼を得られたという認識のもと、2025 年 6 月下旬、新井氏と改めて協議した結果、新井氏が当社の株主として残りつつ、Luxshare が公開買付けにより当社株式を非公開化する手法が、当社の中長期的な成長に最も適したスキームであるという認識に至ったとのことです。新井氏は、1985 年 3 月に当社の代表取締役社長に就任して以来、約 15 年間にわたり取締役として当社の経営に携わっ

ており、その後は当社の経営に直接的には関与していないものの、本日まで約 41 年間に亘り当社の大株主として当社を支え、株主の立場から当社の経営の一般的な方向性について適宜適時に助言を行ってきたことから、当社の事業及び経営に対する深い理解を有しているとのことです。このことを踏まえ、Luxshare 及び新井氏は、Luxshare グループが本公開買付けにより当社株式を取得する一方で、当社株式の非公開化後も、新井氏が当社の株主として残り、これまでと同様に株主の立場から当社を支えることにより、当社の日本ブランドの維持と経営の安定を両立させることが当社の企業価値の向上に資するという Luxshare 及び新井氏相互の共通認識に基づき、新井氏は本公開買付けに不応募とすることとし、また、非公開化後の当社に対する議決権所有比率を新井氏 51%、Luxshare グループ 49%とするという内容で、本取引を実施するという方針について合意に至ったとのことです。なお、Luxshare は、本取引の検討に関して、2024 年 12 月 31 日、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループのいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザーとして ASC を、また、2025 年 3 月 6 日、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任したとのことです。

以上の経緯により、Luxshare は、2025 年 8 月 18 日に、当社に対して、本公開買付け及びその後の本株式併合を通じた当社株式の非公開化に関して、主として、(i) 初期的な提案に至った背景及び目的、(ii) 本取引のストラクチャーの概要、(iii) 本取引により想定されるシナジー及び本取引後の当社の経営方針に関する初期的な考え、並びに (iv) 本取引の想定スケジュール及び当社グループに対するデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）の実施に関する要請を記載した、法的拘束力を伴わない初期的な提案書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出し、2025 年 8 月 22 日に、当社から、提案内容を検討する旨の連絡を受領したとのことです。また、Luxshare は、本特別委員会（下記「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）から、同月 29 日に、本取引の提案の背景・目的、本取引のシナジー、本取引のデメリット、本取引後の当社の経営方針、ストラクチャー等に関して書面による質問を受領し、同年 9 月 3 日に当該質問に対して書面で回答したとのことです。その後、Luxshare は、同年 9 月 11 日及び 10 月 15 日に、当社及び本特別委員会から、同様の事項に関して当該回答の内容を踏まえた書面による追加質問を受領し、同年 9 月 12 日、9 月 22 日及び 10 月 21 日に、当該質問に対して書面で追加で回答したとのことです。また、本特別委員会に対する対応とは別途、当社との間でも、本取引の提案の背景・目的、本取引のシナジー、本取引のデメリット、本取引後の当社の経営方針、ストラクチャー等に関して書面による質疑応答を行ったとのことです。具体的には、Luxshare は、2025 年 9 月 11 日に当社より Q&A シートを受領し、同年 9 月 22 日にその一部について書面で回答したとのことです。その後、Luxshare は、同年 10 月 3 日及び 10 月 15 日に更新版の回答書面を当社に送付したとのことです。さらに、同年 11 月 7 日に当社から追加質問を受領したことから、Luxshare は同年 11 月 12 日に当該追加質問に対する回答書面を送付したとのことです。2026 年 7 月 24 日に当社から追加質問を受領し、Luxshare は同年 7 月 29 日に当該追加質問に対する回答書面を送付したとのことです。

その後、Luxshare が本取引を通じて本台湾子会社の株式を間接的に取得することに伴い台湾における外資規制に基づく手続が必要になり、当該手続の管轄当局から本取引に係る承認を取得することが事実上困難又は長期間を要することが判明したため、Luxshare は、2025 年 9 月 19 日に、新井氏と協議の上、当社に対して、本台湾子会社の売却又は清算に関する提案書を提出したとのことです。また、Luxshare は、本台湾子会社の清算には一定の時間を要する上、本台湾子会社の清算を行った場合には当社の事業への悪影響が生じるのではないかと考えたこと、また、当社が本取引と無関係の第三者の中から本台湾子会社の適切な売却先を探索することには時間を要し、又はそのような売却先の探索は困難なのではないかと考えたことから、提案書には記載していないものの、本台湾子会社の売却又は清算に関して当社が採り得る選択肢のうち、上記の観点から、最も現実的であり、かつ、当社の事業に対して影響が少ないと考えられるものとしては、新井氏又はその関係する会社が本台湾子会社の発行済株式の全てを買い取るという選択肢ではないかと考え、その旨を打診したとのことで

す。これに対して、当社は、本台湾子会社の売却に伴い生じる台湾における売上、利益の状況又は将来の見通し等への影響や、本台湾子会社を売却すること又は清算することのメリット及びデメリットも総合的に勘案しつつ、本取引の一環としての本公開買付けに賛同するかどうかを検討しました。その結果、本台湾子会社が関与して販売している台湾における当社製品の市場シェアが一定の規模を有しており、当社が本台湾子会社を通して当社の OEM 先とコミュニケーションをとっていることから、本台湾子会社の清算による当社事業への悪影響は看過できないと考えました。これに対し、本台湾子会社の売却に関しては、適切な売却先の探索に要する時間や、第三者である売却先による本台湾子会社の事業運営では当社が本台湾子会社を設立した目的である台湾国内での当社製品の販売が行われず当社製品の市場シェアを失う可能性があることなどを踏まえると、当社は、Luxshare の提案どおり、新井氏又はその関係する会社を売却先とすることが、当社グループの企業価値の維持という観点から望ましいと判断するに至りました。

なお、本項に記載のとおり、SMCL 事業に関する経営資源を集約することによって、将来的な資本・業務提携を見据えたオープンな事業運営を可能にするとともに、意思決定プロセスの迅速化を図り、研究開発パートナーとの連携創出を加速することを目的として、当社の SMCL 事業を当社の完全子会社であるオキュデバイセズに吸収分割の方法により承継させております。他方で、Luxshare は、本取引の実施にあたって必要となる外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第 27 条第 1 項の定めによる届出に関し、公表されている外為法審査の考慮要素に照らし、様々な検討を行ったところ、当社による技術情報管理の徹底を図る見地から、SMCL 事業を営むオキュデバイセズが当社の持分法適用関連会社に該当しなくなる水準まで当社のオキュデバイセズに対する株式の保有比率を下げるのが望ましいと考えるに至り、その旨を当社に対して提案したとのことです。これに対し、オキュデバイセズの売却に関しては、適切な売却先の探索に要する時間や、第三者である売却先によるオキュデバイセズの事業運営では当社がオキュデバイセズを設立した目的である SMCL 事業に関する経営資源を集約し将来的な資本・業務提携を見据えたオープンな事業運営を可能にするとともに、意思決定プロセスの迅速化を図り、研究開発パートナーとの連携創出を加速することが困難になる可能性があることなどを踏まえると、当社は、新井氏又はその関係する会社を売却先とすることが、当社グループの企業価値の維持という観点から望ましいと判断するに至りました。

また、Luxshare は、2025 年 8 月 26 日、当社のファイナンシャル・アドバイザーである株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）から、本意向表明書において Luxshare が要請していた本デュー・ディリジェンスの実施について当社が応諾した旨の連絡を受け、2025 年 9 月 10 日から同年 10 月 31 日にかけて本デュー・ディリジェンスを実施したとのことです。Luxshare は、本デュー・ディリジェンスの途中経過を踏まえて、当社グループの事業、財務及び将来計画に関する多面的かつ総合的な分析を行い、2025 年 10 月 15 日に、当社に対して、本公開買付価格を 680 円（提案日の前営業日である 2025 年 10 月 14 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 519 円に対して 31.02%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）540 円に対して 25.93%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 523 円に対して 30.02%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 490 円に対して 38.78%のプレミアムを加えた価格）（以下「第 1 回提案価格」といいます。）とする旨の提案を行ったとのことです。これに対し、Luxshare は、同年 10 月 21 日、当社から、第 1 回提案価格は一般株主にとって公正な価格水準から乖離があると考えていることから、価格の引き上げを検討するよう要請を受けたとのことです。これを受けて、Luxshare は、同年 10 月 27 日に、当社に対して、本公開買付価格を 715 円（提案日の前営業日である同月 24 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 557 円に対して 28.37%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 539 円に対して 32.65%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 532 円に対して 34.40%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 495 円に対して 44.44%のプレミアムを加えた価格）（以下「第 2 回提案価格」といいます。）とする旨の再提案を行っ

たとのことです。これに対し、Luxshare は、同年 10 月 28 日に、本特別委員会から、第 2 回提案価格は本公開買付けと同様にスクイーズアウトを伴う事例のプレミアムの平均値と比べて低い水準にあり、第 2 回提案価格は一般株主に十分に満足いただける水準ではないと考えていることから、当社の一般株主の利益保護の観点から、本公開買付け価格の再検討を改めてするよう要請を受けたとのことです。これを受けて、Luxshare は、同年 10 月 31 日に、本特別委員会に対して、本公開買付け価格を 748 円（提案日の前営業日である同月 30 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 567 円に対して 31.92%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 545 円に対して 37.25%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 538 円に対して 39.03%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 498 円に対して 50.20%のプレミアムを加えた価格）（以下「第 3 回提案価格」といいます。）とする旨の再提案を行ったとのことです。これに対し、Luxshare は、同年 11 月 4 日に、本特別委員会から、第 3 回提案価格は引き続き本公開買付けと同様にスクイーズアウトを伴う事例のプレミアムの平均値と比べて未だ低い水準にあり、また、Luxshare の第三者算定機関である ASC による株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（ASC）」）といいますが、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」又は「DCF 方式」といいます。）による算定において永久成長率 0.5%~1.0%を使用したと記載がある一方、本特別委員会のファイナンス・アドバイザー及び第三者算定機関である PwC アドバイザリー合同会社（以下「PwC アドバイザリー」といいます。）の助言も参考にすると本特別委員会が認識する永久成長率との間に乖離があることから、当社の一般株主の利益保護の観点から、本公開買付け価格の再検討を改めてするよう要請を受けたとのことです。これを受けて、Luxshare は、同年 11 月 6 日に、本特別委員会に対して、本公開買付け価格を 782 円（提案日の前営業日である同月 5 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値 564 円に対して 38.65%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 551 円に対して 41.92%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 543 円に対して 44.01%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 500 円に対して 56.40%のプレミアムを加えた価格）（以下「第 4 回提案価格」といいます。）とする旨の再提案を行ったとのことです。これに対し、Luxshare は、当社及び本特別委員会から、同年 11 月 10 日に、第 4 回提案価格は、本公開買付けによる効果として本特別委員会が認識している年間の上場維持コストの削減効果の一定部分については少なくとも、一般株主も享受することが公正であると考えており、本公開買付け価格の再検討を改めてするよう要請を受けたとのことです。併せて、Luxshare は、本特別委員会から、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限の設定を検討するよう要請を受けたとのことです。これを受けて、Luxshare は、本特別委員会に対し、同年 11 月 13 日に、本公開買付け価格を 790 円（提案日の前営業日である同月 12 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値 563 円に対して 40.32%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 559 円に対して 41.32%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 548 円に対して 44.16%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 504 円に対して 56.75%のプレミアムを加えた価格）（以下「第 5 回提案価格」といいます。）とする旨の再提案を行ったとのことです。また、本公開買付けに関して、当社株式の約 48.80%を保有している新井氏と本不応募契約を締結するため、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあること、Luxshare は、第 5 回提案価格は、既に一般株主の利益保護の観点から合理的な価格水準に達していると考えていること、及び本取引に関して公正なプロセスが確保されていることを理由に、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限を設定する必要はないものと判断していると回答したとのことです。これに対し、Luxshare は、本特別委員会から、同年 11 月 19 日に、当社は、経済産業省が実施する「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」の交付を受けることが見込まれており、本特別委員会としては、同補助金の交付も織り込んだ事業計画をもとに株式価値を算定するべきと考え、そのような観点から、引き続き第 5 回提案価格は引上げ余地があると考えており、当社の一般株主の利益保護の観点から、本公開買付け価格を再検討するように要請を受けたとのことです。その後、Luxshare は、2025 年 12 月中旬、当社に

対して、外為法第 27 条第 1 項の定めによる届出に関する関連当局との間の協議に注力するため、本公開買付価格の交渉を、一時的に中断することを決定した旨の連絡を行ったとのことです。さらにその後、Luxshare は、2026 年 7 月 2 日、当社に対して、外為法上の手続の進捗を踏まえて、本公開買付価格の交渉を再開したい旨の依頼を行ったとのことです。Luxshare は、同日に、当社から、当該交渉を再開することを了承する旨の伝達を受けるとともに、当社の 2026 年 3 月期の決算を踏まえて更新し、特別委員会の承認を経た当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の提出を受け、本公開買付価格を再検討するよう改めて要請を受けたとのことです。これを受けて、Luxshare は、当社及び本特別委員会に対し、同年 8 月 10 日に、本公開買付価格を 790 円（提案日の前営業日である同月 7 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の株価終値 522 円に対して 51.34%のプレミアム、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 520 円に対して 51.92%のプレミアム、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 508 円に対して 55.51%のプレミアム、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 536 円に対して 47.39%のプレミアムを加えた価格）（以下「第 6 回提案価格」といいます。）とする旨の再提案を行ったとのことです。これに対し、Luxshare は、本特別委員会から、同年 8 月 12 日に、第 6 回提案価格は、本公開買付価格の交渉の再開に伴い、当社にて 2026 年 3 月期の決算も踏まえて更新し 2026 年 7 月 2 日に Luxshare へ提出した事業計画を基礎に DCF 方式で算定した株式価値算定結果によれば、可能な限り当社の一般株主の利益を保護する観点から、引き続き本公開買付価格の引き上げ余地はあると考えるとして、本公開買付価格の再検討をするよう改めて要請を受けたとのことです。これを受けて、Luxshare は、本特別委員会からの要請を真摯に受け止め、当社の一般株主の利益にも最大限配慮する観点から改めて慎重に検討を行った結果、同年 8 月 20 日に、当社及び本特別委員会に対して、本公開買付価格を 795 円（提案日の前営業日である同月 19 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 533 円に対して 49.16%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 527 円に対して 50.85%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 509 円に対して 56.19%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 536 円に対して 48.32%のプレミアムを加えた価格）（以下「第 7 回提案価格」といいます。）とする旨の再提案を行ったとのことです。これに対し、Luxshare は、本特別委員会から、同年 8 月 25 日に、第 7 回提案価格は、当社の一般株主が享受すべき利益が確保された公正かつ妥当な水準であると判断したことから、同日、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で、本日開催の当社取締役会決議を経てなされるとの前提のもと、2026 年 8 月 25 日時点における当社の意見として本公開買付価格を 795 円とすることを受諾する旨の回答をうけたとのことです。

また、Luxshare は、新井氏に対して、2025 年 8 月 11 日に、本株主間契約の内容について、また、2025 年 10 月 27 日に、本不応募契約の内容について提案を行い、その後、新井氏との間で本株主間契約及び本不応募契約についての協議・交渉を継続し、本日、内容について合意に至ったとのことです。本不応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本不応募契約」をご参照ください。

以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、本日、本取引の一環として、本公開買付価格 795 円として本公開買付けを実施すること、同日付で、新井氏との間で本不応募契約及び本株主間契約を締結することを決定したとのことです。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付けの成立後、上記「② 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各効果を実現するための施策を講じることを考えておりますが、当該施策の具体的な内容及び方法については、本日現在未定であり、本公開買付けの成立後、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。

なお、公開買付者は、2026 年 8 月 26 日付で新井氏との間で締結した本株主間契約において、(i)本取引完了後の当社の取締役の総数を 6 名又は 8 名（ただし、当社株式の上場廃止日の直後は当社の取締役の総数を 8 名）とすること、(ii)新井氏及び公開買付者は、それぞれ同数の取締役を指名すること、(iii)本取引完了直後において、新井氏及び公開買付者は、当社の取締役 8 名のうち 6 名を、本取引完了直後の当社の取締役 6 名（社外取締役を除く。）

(本日現在においては、佐藤隆郎氏、杉山哲也氏、新庄信孝氏、福田猛氏、中村きく江氏、及び安田孝則氏を予定しているとのことです。)の中から指名すること、(iv) 当社の代表取締役を新井氏及び公開買付者がそれぞれ1名ずつ指名することを合意しており、本取引完了後も一定期間、現在の経営体制を原則として維持し、現経営陣に引き続き当社の運営に主導的な役割を果たしてもらうことを想定しているとのことです。その他の役員の候補者等については本日現在未定とのことです。また、かかる想定の下、Luxshareは、本公開買付けを契機として当社の現在の雇用方針を変更することは予定しておらず、当社における現在の雇用方針を尊重し、従業員の安定的な雇用が維持されることを基本的な考え方としているとのことです。Luxshareとしては、当社の更なる成長及び企業価値の向上の観点から、現行の人事・雇用制度を尊重しつつ、優秀な人材の確保・定着及び活躍を促進するため、必要に応じて、より効果的な人材育成施策やインセンティブ制度等を導入・実施することについて、当社の現経営陣と協議していくことを想定しているとのことです。これらの点を含む当社の経営体制や人事・雇用制度の詳細については、本公開買付けの成立後、当社及び新井氏と協議しながら決定していく予定とのことです。

また、公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、当社株式の全てを取得し、当社株式を非公開化することを目的としているため、当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、本株式併合を実施するために必要な手続を行うこと、並びに、法第24条第1項但書に基づき当社が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受け、本株式分割の効力が発生した後において、当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率を本所有比率とするため、本相対取引を行うことを予定しているとのことです。新井氏について、A) 新井氏の状況、B) 公開買付者との関係、C) 譲受けの目的、及びD) 本日現在において所有する当社株式の数については以下のとおりとのことです。なお、本相対取引の価格は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格を基に、本株式併合及び本株式分割の割合に応じて比例的に決定される予定ですが、本日現在、新井氏との間で合意している本相対取引に係るその他の取引条件はないとのことです。

A) 新井氏の状況

i. 生年月日

1946年5月28日

ii. 職歴

2012年9月1日 株式会社ビックカメラ 会長(現任)

iii. 破産手続開始の有無

該当事項はありません。

B) 公開買付者との関係

資本関係	特筆すべき事項はありません。
人的関係	特筆すべき事項はありません。
取引関係	特筆すべき事項はありません。

C) 譲受けの目的

上記「② 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、Luxshareグループが本公開買付けにより当社株式を取得する一方で、当社株式の非公開化後も、長年に亘り当社の取締役や大株主として当社を支えてきた新井氏が当社の株主として残り、これまでと同様に株主の立場から当社を支えることが、当社の日本ブランドの維持と経営の安定を両立させることが当社の企業価値の向上に資するというLuxshare及び新井氏相互の共通認識に基づき、当社株式の非公開化後の当

社に対する公開買付け者及び新井氏の議決権所有比率を本所有比率とすることを目的としているとのことです。

D) 本日現在において所有する当社株式の数

新井氏は、本日現在、当社株式 14,768,400 株（所有割合：48.80%）を所有しているとのことです（注）。

（注） 新井氏は、本受託者との間で締結した本信託契約に基づき、当社株式 14,768,400 株を信託しており、当該株式は本信託の信託財産に属し本受託者名義となっておりますが、新井氏は、本信託契約に基づき、当該株式に係る議決権（147,684 個）の行使について議決権の指図権を留保しているとのことです。

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（i）検討体制の構築の経緯

当社は、上記「② 公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、Luxshare が、戦略的提携を結ぶ潜在的な候補先として、コンタクトレンズの製造販売事業者を探索する中で、2024 年 8 月下旬に、ASC の紹介により Luxshare との間で情報交換のための協議をするに至りました。その後、2024 年 8 月下旬から 2025 年 6 月下旬にかけて、Luxshare との間で、Luxshare グループ及び当社グループそれぞれの事業内容や製造体制を踏まえた協業の可能性について意見交換を行ってまいりました。具体的には、2024 年 8 月下旬に、当社及び Luxshare 双方の事業領域や将来戦略についての意見交換が行われ、Luxshare グループが有するスマートファクトリー・自動化技術と、当社が持つ高品質な製品開発力・医療機器製造の知見との間に事業上の高い相互補完性が存在することを確認できたため、当社と Luxshare は、以後も、業務提携の可能性を模索するための協議を実施することとし、2024 年 11 月 6 日に Luxshare グループによる当社の鴻巣研究所への訪問や施設見学、2025 年 3 月 2 日から同月 4 日にかけて当社による Luxshare 本社への訪問や工場見学を実施し、また、2025 年 6 月 3 日、25 日及び 27 日に Luxshare グループから当社に対して Luxshare グループの企業文化や保有技術等の紹介を受けたほか、コンタクトレンズの製造技術に関して意見交換する機会を設けるなどして、Luxshare と当社は協議を重ねてきました。

その後、当社は、Luxshare から、2025 年 8 月 18 日に、本意向表明書を受領しました。これを受けて、当社は、本取引の検討並びに Luxshare との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、下記「（3）公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、同年 8 月 20 日開催の当社取締役会において、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして三井住友銀行を、第三者算定機関として AGS FAS を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。なお、三井住友銀行に関しては、三井住友銀行の法人営業部等の他部署が当社のメインバンクとして従前日常的な取引関係があります。また、三井住友銀行のコーポレート・アドバイザー本部等の他部署は新井氏との間でも一定の取引関係があり、上記「② 公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、Luxshare が当社との間で、Luxshare グループ及び当社グループの協業の可能性等について協議した際には、新井氏とも一定の意見交換を行っていましたが、当社は、三井住友銀行のファイナンシャル・アドバイザーとしての M&A 案件についての豊富な経験と高い専門性に鑑み、かつ、独立性の観点から三井住友銀行から本取引に関して新井氏との情報授受は一切しない旨の確約を得ていること、三井住友銀行内で本取引を担当する企業情報部と他部署との間ではコンプライアンス上必要なケースを除き一切の情報を遮断していることを考慮して、三井住友銀行の独立性に問題はないと判断し、三井住友銀行をファイナンシャル・アドバイザーに選任いたしました。なお、本取引に係る AGS FAS に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間

単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。他方で、三井住友銀行に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非も勘案の上、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬があることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により三井住友銀行を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選定しました。

また、当社は、新井氏が、当社株式 14,768,400 株（所有割合の合計：48.80%）を直接又は間接に所有する当社の主要株主かつ筆頭株主であり、本取引後当社に対する議決権所有比率が 51.00%となることが予定されていることから、本取引は MBO 等に準ずる行為として、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当する可能性があることに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言も得つつ、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。具体的には、当社は、下記「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会の設置に向けた準備を進めた上で、2025 年 8 月 20 日開催の取締役会決議により、当社社外取締役兼独立役員である大竹裕子氏、小泉範子氏及び藤田礼次氏並びに本特別委員会の設置時点において当社の社外取締役兼独立役員であった小原之夫氏の 4 名から構成され、当社社外監査役兼独立役員である二瓶ひろ子氏及び林龍太郎氏の 2 名がオブザーバーとして出席する特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、小原之夫氏が選定されております。また、小原之夫氏は、2026 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の終結の時をもって当社の社外取締役を退任しておりますが、退任後も本特別委員会の委員を継続しておりますので、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。本特別委員会の検討の経緯及び判断内容等については、下記「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本特別委員会に対し、（ア）本取引の目的は正当性・合理性を有するか（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（イ）本取引の条件の公正性・妥当性が確保されているか（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の本取引の条件が公正なものとなっているかどうかを含む。）、（ウ）本取引において、取引条件の公正性を担保するための手続が十分に講じられているか、（エ）上記（ア）から（ウ）を踏まえ、本取引を行うことについて決定することは当社の一般株主にとって公正であると考えられるか、並びに（オ）当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問いたしました。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引には賛同しないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、（a）当社が選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー、第三者算定機関）を承認（事後承認も含む。）する権限、（b）当社が選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー、第三者算定機関）に専門的助言を求める権限、（c）特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関を選任し、当社の株式価値評価及び本取引に係るフェアネス・オピニオンの提供その他特別委員会が必要と判断する事項を委託する権限（なお、特別委員会選任のアドバイザー等の専門的助言に係る費用は当社の負担とする。）、（d）当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、並びに（e）本取引の取引条件に関

する当社による交渉について、事前に方針を確認し、適宜その報告を受け、適宜意見を述べ、指示や要請を行うことにより、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて直接交渉を行う権限を付与することを決議しております。

なお、本特別委員会は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2025 年 8 月 20 日、上記の権限に基づき、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として PwC アドバイザリーを、リーガル・アドバイザーとして牛島総合法律事務所をそれぞれ選任する旨を決定しております。

また、当社は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2025 年 8 月 20 日開催の第 1 回特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザーとして三井住友銀行を、第三者算定機関として AGS FAS を、当社のリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任することについて、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

(ii) 検討・交渉の経緯

当社は、上記のとおり検討体制を整備した上で、AGS FAS から当社株式の価値算定結果に関する報告、三井住友銀行から Luxshare との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応及びその他に対する法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限に尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってきました。

また、当社は、2025 年 8 月 18 日に Luxshare から本意向表明書を受領して以降、本特別委員会の意見を聴取し、その承認及び指示・要請を受けながら、Luxshare との間で、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。

具体的には、当社及び本特別委員会は、同年 8 月 18 日に本意向表明書を受領したことを受け、本特別委員会における検討・協議を進め、当社及び本特別委員会より、同年 8 月 29 日に、本取引の提案の背景・目的、本取引のシナジー、本取引のデメリット、本取引後の当社の経営方針、ストラクチャー等に関して書面による質問をしたところ、Luxshare から同年 9 月 3 日に当該質問書について書面での回答を受け、その後、当該回答の内容を踏まえ同年 9 月 11 日及び 10 月 15 日付で行った追加での書面の質問事項に対し、同年 9 月 12 日、9 月 22 日及び 10 月 21 日に追加での回答を受けました。また、当社と本特別委員会による質問とは別に、当社からも書面による質疑応答を行いました。当社より、同年 9 月 11 日に、Luxshare に対し、本取引の提案の背景・目的、本取引のシナジー、本取引のデメリット、本取引後の当社の経営方針、ストラクチャー等に関して書面による質問をしたところ、同年 9 月 22 日に当該質問書の一部について、同年 10 月 3 日及び 10 月 15 日に当該質問書の残部について書面での回答を受けました。その後、フォレンジック調査会社による Luxshare のバックグラウンド調査結果を踏まえ同年 11 月 7 日に行った追加での書面の質問事項に対し、公開買付者から同月 12 日に当該質問に対する書面での回答を受けました。2026 年 7 月 24 日に当社から追加質問をしたところ、Luxshare より同年 7 月 29 日に当該追加質問に対する回答書面を受領しました。

本公開買付価格については、当社は、同年 10 月 15 日以降、Luxshare との間で、複数回にわたる交渉を重ねてまいりました。具体的には、当社は、同年 10 月 15 日、Luxshare が、2025 年 9 月 10 日から最終的には同年 10 月 31 日にかけて実施した本デュー・ディリジェンスの中間的な検討の結果及び当社を取り巻く外部環境、並びに当社より受領した本事業計画及び当社の株式価値算定の結果等の各種諸要素を総合的に勘案し、熟慮を重ねた結果である正式な提案として、Luxshare から、本公開買付けにおける本公開買付価格を 680 円（提案実施日の前営業日である同年 10 月

14 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 519 円に対して 31.02%のプレミアム、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 540 円に対して 25.93%のプレミアム、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 523 円に対して 30.02%のプレミアム、同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 490 円に対して 38.78%のプレミアム）（第 1 回提案価格）とすることを含んだ本取引の諸条件に関する提案を受けました。

これに対し、当社は、同年 10 月 21 日、Luxshare に対し、第 1 回提案価格は一般株主にとって公正な価格水準から乖離があると考えていることから、価格の引き上げを検討するよう要請いたしました。これを受けて、当社は、Luxshare から、同年 10 月 27 日に、本公開買付価格を 715 円（提案実施日の前営業日である同月 24 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値 557 円に対して 28.37%のプレミアム、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 539 円に対して 32.65%のプレミアム、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 532 円に対して 34.40%のプレミアム、同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 495 円に対して 44.44%のプレミアム）（第 2 回提案価格）とする再提案を受けました。これに対し、本特別委員会は、同年 10 月 28 日に、第 2 回提案価格は、本公開買付けと同様にスクイーズアウトを伴う事例のプレミアムの平均値と比べて低い水準にあり、第 2 回提案価格は一般株主に十分に満足いただける水準ではないと考えており、当社の一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の再検討を改めて要請しました。これを受けて、本特別委員会は、Luxshare から、同年 10 月 31 日に、本公開買付価格を 748 円（提案実施日の前営業日である同月 30 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値 567 円に対して 31.92%のプレミアム、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 545 円に対して 37.25%のプレミアム、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 538 円に対して 39.03%のプレミアム、同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 498 円に対して 50.20%のプレミアム）（第 3 回提案価格）とする再提案を受けました。これに対し、本特別委員会は、同年 11 月 4 日に、第 3 回提案価格は、引き続き本公開買付けと同様にスクイーズアウトを伴う事例のプレミアムの平均値と比べて未だ低い水準にあり、また、Luxshare の第三者算定機関である ASC による本株式価値算定書（ASC）では、DCF 法による算定において永久成長率 0.5%～1.0%を使用したと記載がある一方、本特別委員会のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である PwC アドバイザリーの助言も参考にすると本特別委員会が認識する永久成長率との間に乖離があり、当社の一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の再検討を改めて要請しました。これを受けて、本特別委員会は、Luxshare から、同年 11 月 6 日に、本公開買付価格を 782 円（提案実施日の前営業日である同月 5 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値 564 円に対して 38.65%のプレミアム、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 551 円に対して 41.92%のプレミアム、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 543 円に対して 44.01%のプレミアム、同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 500 円に対して 56.40%のプレミアム）（第 4 回提案価格）とする再提案を受けました。これに対し、当社及び本特別委員会は、同年 11 月 10 日に、第 4 回提案価格は、本公開買付けによる Luxshare グループとのシナジー効果、具体的には、本特別委員会が認識している年間の上場維持コストの削減効果の一定部分については少なくとも、一般株主も享受することが公正であると考えており、本公開買付価格の再検討を改めてするよう要請しました。あわせて、本特別委員会は、Luxshare に対して、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限の設定を検討するよう要請しました。これを受けて、本特別委員会は、Luxshare から、同年 11 月 13 日に、本公開買付価格を 790 円（提案日の前営業日である同月 12 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値 563 円に対して 40.32%、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 559 円に対して 41.32%、同日までの直近 3 ヶ月間の終

値単純平均値 548 円に対して 44.16%、同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 504 円に対して 56.75%のプレミアム) (第 5 回提案価格) とする旨の再提案を受けました。また、本公開買付けに関して、当社株式の約 48.80%を保有している新井氏と本不応募契約を締結するため、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあること、Luxshare は、第 5 回提案価格は、既に一般株主の利益保護の観点から合理的な価格水準に達していると考えていること、及び本取引に関して公正なプロセスが確保されていることを理由に、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に相当する買付予定数の下限を設定する必要はないものと判断しているとの回答を受けました。これに対し、本特別委員会は、同年 11 月 19 日に、当社は、経済産業省が実施する「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」の交付を受けることが見込まれており、本特別委員会としては、同補助金の交付も織り込んだ本事業計画をもとに株式価値を算定するべきと考え、そのような観点から、引き続き第 5 回提案価格は引上げ余地があると考えており、当社の一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格を再検討するように要請しました。なお、最終的に本特別委員会は、新井氏の議決権所有比率を踏まえると、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付に応募する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあること及び当該下限以外の公正性担保措置の多くが採用されていることが認められることから、当該下限の設定がされていないことをもって本取引の取引条件の公正さが阻害されるものではないと判断するに至っております。その後、当社は 2025 年 12 月中旬、Luxshare から外為法第 27 条第 1 項の定めによる届出に関する関連当局との間の協議に注力するため、本公開買付価格の交渉を、一時的に中断することを決定した旨の連絡を受けました。さらにその後、当社は、2026 年 7 月 2 日、Luxshare から、外為法上の手続の進捗を踏まえて、本公開買付価格の交渉を再開したい旨の依頼を受領しました。当社は、同日に当該交渉を再開することを了承する旨を Luxshare に伝達するとともに、当社の 2026 年 3 月期の決算を踏まえて更新し、特別委員会の承認を経た本事業計画を Luxshare へ提出して、本公開買付価格を再検討するように、Luxshare へ改めて要請しました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、Luxshare から、同年 8 月 10 日に、本公開買付価格を 790 円(提案日の前営業日である同月 7 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の株価終値 522 円に対して 51.34%のプレミアム、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 520 円に対して 51.92%のプレミアム、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 508 円に対して 55.51%のプレミアム、同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 536 円に対して 47.39%のプレミアム) (第 6 回提案価格) とする再提案を受けました。これに対し、本特別委員会は、同年 8 月 12 日に、第 6 回提案価格は、本公開買付価格の交渉の再開に伴い、当社にて 2026 年 3 月期の決算も踏まえて更新し 2026 年 7 月 2 日に Luxshare へ提出した事業計画を基礎に DCF 方式で算定した株式価値算定結果によれば、可能な限り当社の一般株主の利益を保護する観点から、引き続き本公開買付価格の引き上げ余地はありと考え、Luxshare に対して本公開買付価格の再検討を改めて要請しました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、Luxshare から、同年 8 月 20 日に、本公開買付価格を 795 円(提案実施日の前営業日である同月 19 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の株価終値 533 円に対して 49.16%のプレミアム、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 527 円に対して 50.85%のプレミアム、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 509 円に対して 56.19%のプレミアム、同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 536 円に対して 48.32%のプレミアム) (第 7 回提案価格) とする再提案を受けました。その結果、当社及び本特別委員会は、同年 8 月 25 日に、第 7 回提案価格は、当社の一般株主が享受すべき利益が確保された公正かつ妥当な水準であ

ると判断したことから、同日、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で、本日開催の当社取締役会決議を経てなされとの前提のもと、2026年8月25日時点における当社の意見として本公開買付価格を795円とすることを受諾する旨を回答いたしました。以上の検討・交渉過程において、当社は、本公開買付価格に関するLuxshareとの協議及び交渉にあたり、本特別委員会から聴取した意見並びに三井住友銀行、AGS FAS 及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえて検討を行っており、その際、本特別委員会においては、随時、本特別委員会のアドバイザーであるPwC アドバイザリー及び牛島総合法律事務所から助言を受けるとともに、当社や当社のアドバイザーとの意見交換を行い、適宜、確認・承認を行ってまいりました。具体的には、当社がLuxshare に対して提示し、また、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーが当社株式の価値算定において基礎とする本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その承認を受けております。なお、本事業計画の財務予測に係る数値は、本中期経営計画策定時点からの事業環境の変化や足元の業況等も踏まえ、より現状に則した客観的かつ合理的な財務予測に基づいて策定されたものです。

また、当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行は、Luxshare との交渉にあたっては、事前に本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、Luxshare から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、Luxshare との交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行っております。

そして、当社は、本日付で、本特別委員会から、(ア) 本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、その目的は正当性・合理性を有するものであると認められる、(イ) 本取引の条件の公正性・妥当性が確保されていると認められる（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の本取引の条件が公正なものとなっているかどうかを含む。）、(ウ) 本取引において、取引条件の公正性を担保するための手続が十分に講じられていると認められる、(エ) 上記（ア）から（ウ）を踏まえ、本取引を行うことについて決定することは当社の一般株主にとって公正であると考えられる、及び（オ）当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは適切である（すなわち是である）と考えられる旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けております（本答申書の詳細につきましては、別紙1をご参照ください。）。なお、本特別委員会は、2026年8月25日付でPwC アドバイザリーから当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）」といいます。）の提出を受けております（本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の概要については、下記「（3）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。）。

（iii）判断内容

以上の経緯の下で、当社は、本日開催の当社取締役会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、三井住友銀行から受けた財務的見地からの助言、2026年8月25日付でAGS FAS から提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（AGS FAS）」といいます。）、本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた当社株式の非公開化が当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社グループを取り巻く経営環境を踏まえ、本取引を通じて Luxshare と当社が資本面も含めた業務提携を行い、Luxshare グループによる当社グループへの更なる経営資源の投入を可能とすることで当社が実現可能と考える具体的なシナジーは以下のとおりです。

I. Luxshare グループの中国工場への当社ブランドレンズ OEM 製造委託による販売額及び利益額の向上

Luxshare グループは急成長する中国市場において、2028 年よりコンタクトレンズの生産を開始する予定であり、現在は年間最大 20 億枚の生産を目指して、業界基準を上回る厳格な要件にも対応した設計・施工を行い、安定した製造・品質管理体制の構築に向けた準備を着実に進めていると理解しています。また、Luxshare グループはコンタクトレンズの販売においても活用可能な、物流・販売に至るまでの一貫したローカルネットワークを有しているとのことです。これらのリソースを当社の製造及び販売活動に活用していくことで、中国工場への OEM 委託による販売額及び利益額の向上が可能となると考えております。

II. Luxshare グループとの連携による鴻巣研究所製品の販売額増加

当社は、Luxshare グループが有する物流・販売に至るまでの一貫したローカルネットワークの活用や、Luxshare グループの 40 万人におよぶ役職員への販売促進を行うことで、鴻巣研究所で製造した当社ブランド製品の販売量増加が可能となると見込んでおります。加えて、当社と Luxshare は、Luxshare グループが鴻巣研究所製品を在庫として所有し、当社の中国子会社を通じた販売を行う商流の構築について検討を行っており、これらが実現できた場合には在庫や資金負担を軽減しながら当社製品の販売強化につながると考えております。また、現時点では構想にとどまりますが、Luxshare グループのネットワークを活用しながら日本国外における医療機器登録の取得を企画しており、鴻巣研究所製品の飛躍的な販売強化につながる可能性があります。

III. 自動化省人化製造機器技術の当社製造設備への導入

Luxshare グループは、自動化、スマート製造及び省人化に関する豊富な知見・ノウハウを有しており、スマートフォンやスマートウォッチの部品の製造・組み立て等を通じて蓄積した豊富な実戦経験と成果を活かし、関係する各国・地域の法令、規制要件及び知的財産権保護に関する要件を遵守することを前提として、当社との間で、これらの製造技術及び生産管理に関する知見のコンタクトレンズ製造分野への適応可能性及び協業の可能性について検討を行うことを想定しているとのことです。また、今後、具体的なプロジェクトを推進する場合には、対象となる工程、設備、ソフトウェアシステム及び関連技術について必要な評価・検証を行い、適用される法令及び規制要件を踏まえた上遵守した前提で、具体的な協業内容及び実施方法について双方で協議・検討する予定とのことです。当社は、かかる協業が実現した場合には、生産効率の向上、歩留まりの改善、リードタイム短縮、WIP 削減、省人化効果等が期待できると考えております。

IV. グローバル人材の確保によるグローバル展開強化

Luxshare グループはグローバル企業として、世界各国の優秀な人材の獲得と育成に常に力を注いでおり、世界各地の大学・研究機関とのパートナーシップを活用し、国際インターンシップや共同研究を積極的に実施する中で、学生や若手研究者に実務経験を提供するとともに、早期に有望な人材を発掘・育成する仕組みが構築されていると理解しています。加えて、Luxshare グループはグループ内での短期派遣・ジョブローテーション制度を導入し、社員が国境を越えて多様な業務経験を積める環境を提供しており、現地採用人材を含む全社員がグローバルな視点を養い、幹部候補として成長できるよう支援しているとのことです。

当社も、今後の成長のために、一層の事業のグローバル化を進めているところですが、今後、当社が各国での人材採用や育成プログラムをさらに推進するにあたっては、Luxshare グループが各国に有する人事部門やネットワークを活用することにより、グローバル人材の交流・育成が拡充され、当社の国際競争力強化に寄与すると考えております。

V. 地域に応じた生産・販売の促進

当社は、中長期的に国内においてさらなる生産性向上・競争力の強化を図るとともに、中国市場において地産地消をベースに優位な市場地位を確保し、それを起点に当社のグローバル展開を一段と強化できるものと考えております。当社は、本取引を通じて、Luxshare グループとともに、当社のマザーマーケットである日本、Luxshare のマザーマーケットである中国、そしてグローバルネットワークを活用した世界を舞台に、地域に応じた生産・販売を促進し、「日本のシードから世界の SEED へ」向けて中長期的な企業価値向上が実現できると考えております。

VI. 中長期的な成長に繋がる投資の促進

当社グループは、世界のコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮するため、成長の足枷となっている供給力不足を改善すべく、新商品を含めた量産体制の整備を成長戦略の柱として掲げております。一方で、成長戦略の推進は短期的な投資や財務負担が大きく発生すると考えております。こうした制約の下で、本取引を通じて当社株式の非公開化を行い、短期的な利益に左右されず、中長期的な成長に繋がる設備投資や研究開発を行い、また、Luxshare グループとの資本業務提携により、業務提携よりも強固な協業関係を構築し、製造のみならず中国内での販売体制の確立や各種側面支援、及び適用ある法令を遵守することを前提として、Luxshare グループが有する自動化・省人化に関する生産設備技術の活用可能性を検討し、当社製造設備の投資による徹底的な効率化等を行い、成長戦略の推進につながると考えております。

また、当社は、本取引により Luxshare 及び当社の連携が進むことで、想定されるデイスシナジーとしては以下のようなことが考えられるものの、当社の事業に重大な影響を及ぼすようなものはなく、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものと判断いたしました。

I. 開発・技術面に関する懸念

当社は、本取引により当社が実施する大学等との国内共同研究・開発への影響がないかを検討しましたが、本取引後においても、公開買付者が当社に対する議決権の49%を所有しても大学等において、外為法第 25 条に定める特定技術の役務取引等に関する手続は不要であり、国内の共同研究開発契約上の解除条項等の存在や大学等の内部において一定の手続は必要になることを考慮しても、本取引によって国内共同研究・開発に重要な支障が生じることは想定されないと考えております。

また、本取引後に当社と Luxshare グループとの間で共同研究開発等を行う場合において、外為法第 25 条に定める特定技術の役務取引等に関する手続が必要になることなどによって Luxshare グループとのシナジー発揮が妨げられないかを検討しましたが、一般に当社のコンタクトレンズの製造技術が同条の適用対象である「特定技術」に該当することは想定されないため一定の手続が必要になり得ることを考慮しても、Luxshare グループとの間で予定されているシナジーの発揮が妨げられることは想定されないと考えております。

II. 製造・営業・販売面に関する懸念

当社は、既存の仕入先が、本取引後も引き続き取引を継続することにつき影響がないかを検討しましたが、仕入先との契約条項、関係性、製造設備状況等に鑑みると契

約が解除されるリスクは僅少であり、仮に契約が解除されたとしても事業上のリスクは相応に低いと考えております。

また、当社は、Luxshare グループとの資本面を含む業務提携の一環として Luxshare へ OEM 製造委託をすることにより当社が過剰な在庫負担を負うことがないかを検討しましたが、Luxshare によれば、Luxshare グループへの OEM 製造委託において当社は短期間の在庫保持義務のみを負い、販売先からの発注に応じて Luxshare グループが製造・出荷する仕組みを採用する方針とのことであり、当社が過剰な在庫負担を抱えるおそれは低いと考えております。

さらに、当社は、本取引に伴い当社が取得している許認可に影響がないかを検討しましたが、本取引に伴い必要になる手続や、本取引による株主変更そのものを理由に許認可の更新ができなくなる可能性は低いと考えております。

加えて、当社製品を購入又は推薦してきた消費者及び医療従事者の方々が、本取引をきっかけに、当社製品を購入又は推薦を取りやめることがないかについても検討いたしました。この点、当社は、当社製品への消費者及び医療従事者からの支持は、高い品質及び安全性に加えて供給の安定性が主たる理由であると考えられ、また当社製品は、一定のブランド力を有し、広く認知されていると考えられるところ、本取引を通じてこれらの利点が害されることはないと考えているため、本取引による悪影響は限定的であると考えております。

その他、本取引後に当社が Luxshare グループへ OEM 製造委託をする際に、Luxshare グループが当社の競合他社から OEM 製造委託を受け、又は自社ブランドを展開することによる当社への影響がないかを検討しました。Luxshare によれば、競合他社から OEM 製造受託をする際には競合リスクを回避しつつ、全体の最適化を図っていく方針であり、また、現状では Luxshare グループが自社ブランドを展開し当社ブランドと競合することは想定していないとのことであり、当社の事業に対する影響はないと判断しております。

III. 人材確保に関するディスシナジーの懸念

本取引により当社が上場を廃止することや、当社グループと Luxshare グループとの間に資本関係が生じることに伴い当社の人材確保への影響がないかを検討いたしました。Luxshare によれば、Luxshare としても当社が長年培ってきた優秀な人材こそが企業価値の源泉であると理解しており、雇用の安定を最優先に考えているため、当社の既存の雇用契約及び労働条件を尊重し、原則として維持する予定であるとのことであり、当社の事業に対する影響はないと判断しております。

IV. 資金調達・投資活動等に関する懸念

当社は、当社株式が本取引を通じて上場廃止されることによる、ブランド力低下に伴う取引先、その他のステークホルダーへの影響や資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることについても抽象的には懸念されることから、検討いたしました。しかしながら、当社は、新井氏が本取引後において当社の支配株主として残存する予定であること及び世界的な上場企業である Luxshare が有する市場における信用力、業界における地位及び戦略的リソースを活用した総合的な支援が得られることから、資金調達の面では、本取引の実行後であっても金融機関から必要な資金調達を活用することができると考えております。

また、当社は、本取引により当社が交付を受ける補助金等への影響が生じないかを検討しましたが、公開買付者が当社に対する議決権の 49%を所有するにとどまる限り、補助金等の返還等を求められるリスクは限定的であり、仮に補助金等の返還等を求められたとしても事業上のリスクは低いと判断しております。

さらに、本取引により当社の日本国内への投資活動について外為法による制約が生じないかを検討しましたが、本取引後においても、公開買付者が当社に対する議決権の 49%を所有するにとどまり、新井氏が当社に対する議決権の 51%を保有し続ける

限り、当社は本取引後も外為法第 26 条第 1 項に定める「外国投資家」には該当せず、日本国内への投資活動が新たに制約されることはないと考えております。

V. 本台湾子会社の売却

当社は、上記「② 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、Luxshare より本台湾子会社の売却の提案を受けました。本台湾子会社は、当社の台湾における代理店として、当社からレンズを仕入れ、台湾内での小売業者等に販売をしております。また、本台湾子会社は、当社が商品の OEM 提供を受けている OEM 先との間で、当社を通さず直接発注できる OEM 契約を締結し、販売を行っております。当社は、Luxshare より受けた提案及び説明に基づき、仮に当社が Luxshare からの本公開買付けの提案に賛同し、本公開買付けが、Luxshare の提案に沿って行われる場合には、本台湾子会社を当社の子会社として保持することはできないものと理解し、この点も踏まえて、本公開買付けに賛同するか否かを検討する必要があるものとして検討を進めました。当然ながら、台湾における売上、利益の状況、将来の見通しなども考慮にいて検討を進め、また、本台湾子会社を保持しないとした場合、売却と清算それぞれについてのメリット、デメリットについても検討いたしました。結果として、台湾においては、決して大きい金額とはいえないものの、当社製品の市場シェアが一定程度存在することや当社は本台湾子会社を通して当社の OEM 先とコミュニケーションをとっていたことなども踏まえると、本台湾子会社を直ちに清算することは当社事業への悪影響が大きいと判断しました。他方で、売却を行うという場合にも、新たな売却先を探索するとした場合、相応の時間を要すること、売却先が確保できたとしても、売却後には売却先の考え方のもとで台湾子会社の事業が運営された場合、当社が本台湾子会社を設立した目的である台湾国内での当社製品の販売が行われず当社製品の市場シェアを失う可能性があることなどを考えると、当社としても、売却を行うとしたら、Luxshare 及び新井氏側よりアイデアとして出された新井氏又は新井氏の関係する企業を売却先とし、事業運営においては、これまでどおりの事業運営を行い当社製品の市場を維持することが、当社にとっても好ましいと判断するに至りました。この点、新井氏及び新井氏が議決権の過半数を有するラ・ホールディングスとは、売却後においても、当社製品の販売、当社のブランド名や商標の使用、OEM 先への直接発注に関して、従来どおりの取引を継続することを確認しております。加えて、当社は本台湾子会社との間で代理店契約を締結し、売却後においても、当社製品の販売、当社のブランド名や商標の使用、OEM 先への直接発注に関して、従来どおりの取引を継続することを合意しております。したがって、本台湾子会社の売却による、当社に対するディスシナジーは限定的であると考えております。

VI. オキュデバイセズの売却

当社は、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、Luxshare は、外為法第 27 条第 1 項の定めによる届出に関し、公表されている外為法審査の考慮要素に照らし、様々な検討を行ったところ、当社による技術情報管理の徹底を図る見地から、SMCL 事業を営むオキュデバイセズが当社の持分法適用関連会社に該当しなくなる水準まで当社のオキュデバイセズに対する株式の保有比率を下げるのが望ましいと考えるに至り、当社は Luxshare から、その旨の提案を受けました。当社は、Luxshare より受けた提案に基づき、仮に当社が Luxshare からの本公開買付けの提案に賛同し、本公開買付けが、Luxshare の提案に沿って行われる場合には、オキュデバイセズを当社の持分法適用関連会社として保持することはできないものと理解し、この点も踏まえて、本公開買付けに賛同するか否かの検討を進めました。そして、仮にオキュデバイセズの株式の売却を行う場合にも、新たな売却先を探索するとした場合、相応の時間を要すること、売却先が確保できたとしても、売却後には売却先の考え方のもとでオキュデバイセズ

の事業が運営された場合、当社がオキュデバイセズを設立した目的である SMCL 事業に関する経営資源を集約し将来的な資本・業務提携を見据えたオープンな事業運営を可能にするとともに、意思決定プロセスの迅速化を図り、研究開発パートナーとの連携創出を加速することが達成できない可能性があることなどを考えると、当社としても、売却を行うとすれば、新井氏又は新井氏の関係する企業を売却先とし、これまでどおりの事業運営を行うことが、当社にとっても好ましいと判断するに至りました。この点、新井氏及び新井氏が議決権の過半数を有するラ・ホールディングスとは、売却後においても、従来どおりの事業運営を継続することに対する了承を得ております。加えて、当社はオキュデバイセズとの間で業務委託契約を締結し、当社からオキュデバイセズに対して SMCL 事業に関する開発、設計、試作等に関連する業務を委託するとともに、当該業務委託契約に基づく成果物を当社又は当社が指定する第三者が独占的に製造、販売することができる権利を付与されています。したがって、オキュデバイセズの株式の売却による、当社に対するディスシナジーは限定的であると考えております。

VII. Luxshare グループに関するディスシナジーの可能性

当社は、Luxshare グループ又はその関係者に関して、規制当局との紛争等の懸念がある一部の法域における規制当局による調査、法的手続その他の紛争等に関する事案についても検討しました。具体的には、当社がアンダーソン・毛利・友常法律事務所を通じて訴訟実務に精通した海外の法律事務所に調査を依頼した結果、Luxshare グループの特定の海外子会社及び関係者の個別の事業活動等に関連して、複数の規制当局による調査及び法的手続その他の紛争等が確認されましたが、本取引後の当社との協業関係に重大な支障を及ぼすことを具体的に示す事情は確認されず、Luxshare によれば、Luxshare グループにおいては法令遵守及び内部統制に関する方針や体制の整備・運用がなされており、また、取引後の当社との関係についても、法令遵守を確保し、Luxshare グループによる当社への関与及び情報の取扱いを適切に管理するとともに、その実効性を継続的に確保するための措置を講じる意向であるとのことでした。

さらに、当社は、本取引により当社グループと Luxshare グループとの間に資本関係が生じることから、Luxshare グループによる法令遵守の状況等が当社に及ぼす影響及び本取引後に当社と Luxshare グループとの間で安定的な協業関係を構築し、維持することに及ぼす影響を多角的に把握するため、フォレンジック調査会社に依頼の上、Luxshare グループのバックグラウンド調査を実施しました。

加えて、当社は、Luxshare グループの米国等の経済安全保障関連規制の遵守状況等について検討しました。Luxshare によれば、現時点において Luxshare グループのいずれの会社も米国等の経済安全保障関連規制の対象とはなっておらず、必要なコンプライアンス体制を整備し、輸出管理及び経済制裁関連規制を厳守しているとのことでした。また、当社が調査を依頼した経済安全保障や国際通商に精通した米国の法律事務所から得た助言によれば、仮に Luxshare グループが米国の最も制限の厳しい規制の対象となったとしても、本取引後に公開買付者が当社に対して有する議決権所有比率が 49.00%にとどまることを踏まえれば、当社が自動的に同規制の適用対象とみなされることはないとのことでした。

また、Luxshare グループにおける従業員及びそのサプライチェーンにおける権利保護等の状況についても検討しました。Luxshare によれば、Luxshare グループでは、国際的に認知された各種の原則、基準および条約を遵守・尊重するとともに、人権・労働基準を踏まえ、従業員の権利保護に関する方針及び社内規程を整備している他、労働上のリスクに関する定期的な評価や第三者監査等を適切に実施しているとのことであり、Luxshare グループの事業活動及びサプライチェーンについて、従業員及びステークホルダーの基本的な権利を尊重・保護する責任を認識し、実践しているとの

ことです。また、米欧のグローバル企業も満足する水準のコンプライアンスに係る明確なポリシー等も制定し、それらの企業等との取引も継続しているとのことです。

以上を踏まえ、当社は Luxshare グループのバックグラウンド調査により検出された事実は、本取引を中止すべき事情とはいえないと考えています。

また、以下の理由により、本公開買付価格である 795 円は、当社の本源的価値を反映した、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社を取り巻く足元の事業環境を映した株価推移に鑑みても、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却及び利益確保の機会を提供するものであると総合的に判断いたしました。

(ア)当該価格が、当社において、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、Luxshare との間で真摯な交渉を重ねた結果合意された価格であること。

(イ)当該価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書 (AGS FAS) における AGS FAS による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法による算定結果の上限を上回り、類似会社比較法及び DCF 法による算定結果の範囲内にある価格であること。

(ウ)当該価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書 (PwC アドバイザリー) における PwC アドバイザリーによる当社株式の価値算定結果のうち、市場株価基準方式及び類似会社比準方式による算定結果の上限を上回り、DCF 方式による算定結果の範囲内にある価格であること。

(エ)当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2026 年 8 月 25 日の東京証券取引所における当社株式の終値 538 円に対して 47.77%、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 530 円に対して 50.00%、同直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 511 円に対して 55.58%、同直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 536 円に対して 48.32%のプレミアムが加算されたものであること。本公開買付価格は、類似事例（経済産業省から「公正な M&A の在り方に関する指針」が公表された 2019 年 6 月 28 日以降 2026 年 7 月 31 日までに公表された公開買付者及び特別関係者の TOB 実施後の予定保有割合が 100%かつスクイーズアウト手続が株式併合である事例（ただし、対象者が REIT 又は TOKYO PRO Market 上場の事例、自己株 TOB、ディスカウント TOB、二段階 TOB の第一回 TOB、MBO、不成立、公開買付け前に憶測報道があった事例を除きます。）47 件における、プレミアム水準の中央値（それぞれ公表日の前営業日の株価に対して 38.02%、公表日の前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 38.10%、公表日の前営業日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 37.75%、公表日の前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 36.59%。）及び平均値（それぞれ公表日の前営業日の株価に対して 38.88%、公表日の前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 41.94%、公表日の前営業日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 40.85%、公表日の前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 39.80%。）を上回る水準であり、遜色のないプレミアムが付されているものと認められること。

(オ)当該価格は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

(カ)公開買付期間について、公開買付期間（下記「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑨ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置」において定義します。以下同じです。）を法定の最短期間である 20 営業日より長期の 30 営業日とすることにより、当社の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断を行う機会が与えられているとともに、公開買付者以外の者にも当社株式の買付け等を行う機会が確保されているといえること。

(キ)本取引において、本株式併合をする際に株主に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主の所有する当社株式の数に乗じた価格と同一となるように算定される予定であることから、一般株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されていること。

(ク)当社は 2026 年 5 月 11 日付で公表した「2026 年 3 月期通期業績予想値と実績値との差異に関するお知らせ」において業績予想値に対して実績値が下回った差異（以下「本件業績下振れ」といいます。）に関して公表している。これは、特に「シード 1 dayPure シリーズ」について、納期遅延の影響を受けていた乱視用と遠近両用の売上が回復基調にあった一方で、単焦点において新規参入企業の増加や競合他社との価格競争等で伸長率が鈍化したこと、また、中国の景気減速や海外向け一部商品において納期遅延による販売機会減少の影響等もあり売上高が連結・個別ともに業績予想を下回る結果となったほか、売上高の未達に加え、一部輸入商品の仕入れ価格上昇の影響や人員拡充による人件費の増加、シンガポール物流拠点立ち上げ費用、組織改編検討のためのアドバイザー費用等の発生による販管費が増加したことから、連結・個別ともに営業利益・経常利益が業績予想を下回る結果について公表したものであり、本件業績下振れ前後の当社株価の推移を検証すると、当該開示直前取引日終値で 1 株当たり 545 円であったのに対し、2026 年 8 月 25 日において 538 円に下落しているものの、当該下落幅は一定程度にとどまっている。本件業績下振れの公表については、本取引とは無関係の要因によるものであり、また当社が意図的に当社株式の価値を下げる目的で当該開示を行ったものでもなく、必要性及び内容について合理性が認められること。

以上より、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

当該取締役会における決議の方法については、下記「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑧ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

（３）公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在、公開買付者関連当事者は、当社株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による取引には該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者関連当事者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)にも該当いたしません。

もっとも、(i)公開買付者が当社の主要株主かつ筆頭株主である新井氏との間で本不応募合意株式を本公開買付けに応募しないことを合意していること、(ii)本公開買付けは当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための一連の取引の一環として実施され、公開買付者及び新井氏の当社に対する議決権所有比率が本所有比率となることを考慮し、本公開買付けを含む本取引が MBO 等に準ずる行為として、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当する可能性があることに鑑み、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の過程における恣意性を排除し、当該意思決定の過

程の公正性、透明性及び客観性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

なお、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 公開買付けの概要」に記載のとおり、新井氏が、本日現在、当社株式を 14,768,400 株（所有割合：48.80%）所有しているため、公開買付者は本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあると考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に相当する買付予定数の下限を設定していないとのことですが、公開買付者及び当社において以下の措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付価格に関する意見表明を行うにあたり、Luxshare から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自の第三者算定機関である AGS FAS に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2026 年 8 月 25 日付で、本株式価値算定書（AGS FAS）を取得しました。

AGS FAS は、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、2025 年 8 月 20 日開催の第 1 回の会合において、AGS FAS の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、株式価値算定機関として承認しております。なお、当社は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、AGS FAS から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本取引に係る AGS FAS に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 当社株式に係る算定の概要

AGS FAS は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を、当社と比較可能な上場会社が存在し、類似会社比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法をそれぞれ算定手法として用いて、当社株式の株式価値の算定を行いました。

AGS FAS が上記各手法に基づいて算定した当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	:	511 円～538 円
類似会社比較法	:	452 円～814 円
DCF 法	:	504 円～960 円

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である 2026 年 8 月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値 538 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 530 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 511 円及び直近 6 ヶ月間の終値（ただし、東京証券取引所プライム

市場に上場していた期間については、同市場における終値）単純平均値 536 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 511 円～538 円と算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社として株式会社メニコン及び株式会社シンシアを選定した上で、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて算定を行い、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 452 円～814 円と算定しております。

DCF 法では、当社が作成した本事業計画を基に、2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの 5 期分の本事業計画における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2027 年 3 月期第 2 四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 504 円～960 円と算定しております。割引率については、加重平均資本コスト（WACC: Weighted Average Cost of Capital）を採用し、6.82%～7.32%としております。なお、割引率の算定にあたっては、当社の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを考慮しております。継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は日本の物価上昇率を基に 0.50%～2.00%とし、継続価値を 37,816 百万円～51,173 百万円と算定しております。

本事業計画は、国内及びグローバルでの事業環境の見通し、直近までの業績及び将来成長のための各施策等を勘案の上で当社が作成したものであり、各施策の実現可能性を見込むことができ、また、それらの効果が収益に反映されると合理的に予測できる期間として、2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期までを予測期間としております。なお、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は 2025 年 12 月中旬、Luxshare から外為法第 27 条第 1 項の定めによる届出に関する関連当局との間の協議に注力するため、本公開買付価格の交渉を、一時的に中断することを決定した旨の連絡を受け、その後、2026 年 7 月 2 日、Luxshare から、外為法上の手続の進捗を踏まえて、本公開買付価格の交渉を再開したい旨の依頼を受領しました。この期間に当社の 2026 年 3 月期通期決算を経過しており、当該決算を踏まえて本事業計画は更新しております。

また、本事業計画においては、営業利益、EBITDA 及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2027 年 3 月期においては、2026 年 1 月に竣工した鴻巣研究所 4 号棟の稼働開始に伴う増収により営業利益及び EBITDA の大幅な増加を見込んでいるものの、鴻巣研究所 4 号棟への設備投資に係る支出が生じることにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでおります。2028 年 3 月期においては、鴻巣研究所 4 号棟の稼働開始に伴い一時的に在庫が増加するものの、前年度と比較して鴻巣研究所 4 号棟への設備投資額が減少することにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。2029 年 3 月期においては、前年度と比較して設備投資額が減少することに加え、鴻巣研究所 4 号棟の稼働開始に伴う一時的な在庫の増加が解消されることにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

AGS FAS が DCF 法による分析において前提とした財務予測は以下のとおりです。なお、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2027 年 3 月期 (9 ヶ月)	2028 年 3 月期	2029 年 3 月期	2030 年 3 月期	2031 年 3 月期
売上高	28,932	42,414	46,262	49,297	51,256
営業利益	1,915	2,723	3,344	4,155	4,634
EBITDA	5,935	7,784	8,154	8,653	8,851

フリー・キャッシュ・フロー	△892	△928	5,488	7,045	7,684
---------------	------	------	-------	-------	-------

AGS FAS は、当社株式の株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGS FAS は、当社株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で AGS FAS に対して未開示の事実はないこと等を前提としております。AGS FAS は、当社グループの全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGS FAS は、提供された本事業計画その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。AGS FAS の算定は、2026 年 8 月 25 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。なお、AGS FAS が提出した当社株式の株式価値の算定結果は、本公開買付価格の公平性について意見を表明するものではありません。

② 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である PwC アドバイザリーに対し、当社株式の価値算定を依頼し、2026 年 8 月 25 日付で、本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）を取得いたしました。

PwC アドバイザリーは、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。下記「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、複数の第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性を検討の上、PwC アドバイザリーを独自の第三者算定機関として選任しております。また、本取引に係る PwC アドバイザリーの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。なお、本特別委員会は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、PwC アドバイザリーから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当社株式に係る算定の概要

PwC アドバイザリーは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価基準方式を、当社と比較可能な上場会社が存在し、類似上場会社比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似会社比準方式を、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 方式をそれぞれ算定手法として用いて、当社株式の株式価値の算定を行いました。本特別委員会は 2026 年 8 月 25 日付で PwC アドバイザリーから本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）を取得しております。

本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）において、上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準方式	:	511 円～579 円
類似会社比準方式	:	287 円～784 円
DCF 方式	:	453 円～867 円

市場株価基準方式では、本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である 2026 年 8 月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における基準日の終値 538 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 530 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 511 円及び直近 6 ヶ月間の終値（ただし、東京証券取引所プライム市場に上場していた期間については、同市場における終値）単純平均値 536 円、並びに算定基準日までの直近 1 ヶ月間の出来高加重平均値 533 円、直近 3 ヶ月間の出来高加重平均値 511 円及び直近 6 ヶ月間の出来高加重平均値 579 円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を 511 円～579 円と算定しております。

類似会社比準方式では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社として株式会社メニコン及び株式会社シンシアを選定した上で、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて算定を行い、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を 287 円～784 円と算定しております。

DCF 方式では、当社が作成した本事業計画を基に、2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの 5 期分の本事業計画における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2027 年 3 月期第 2 四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を 453 円～867 円と算定しております。

割引率については、加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）とし、6.8%～7.8%を採用しております。なお、割引率の算定にあたっては、当社の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを考慮しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長法を採用し、外部環境を総合的に勘案した上で永久成長率 1.5%～2.0%として、継続価値を 48,624 百万円～62,652 百万円と算定しております。

本事業計画は、国内及びグローバルでの事業環境の見通し、直近までの業績及び将来成長のための各施策等を勘案の上で当社が作成したものであり、各施策の実現可能性を見込むことができ、また、それらの効果が収益に反映されると合理的に予測できる期間として、2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期までを予測期間としております。

PwC アドバイザリーが DCF 方式の算定に用いた当社作成の本事業計画においては、営業利益、EBITDA 及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2027 年 3 月期においては、2026 年 1 月に竣工した鴻巣研究所 4 号棟の稼働開始に伴う増収により営業利益及び EBITDA の大幅な増加を見込んでいるものの、鴻巣研究所 4 号棟への設備投資に係る支出が生じることにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでおります。2028 年 3 月期においては、鴻巣研究所 4 号棟の稼働開始に伴う一時的な在庫の増加があるものの、2027 年 3 月期と比較して鴻巣研究所 4 号棟への設備投資額が減少することにより、フリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。2029 年 3 月期においては、前述の一時的な在庫の解消および 2028 年 3 月期と比較して鴻巣研究所 4 号棟への設備投資額が減少することにより、フリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。

また、本事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。

なお、DCF 方式による分析において前提とした財務予測は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2027 年 3 月期 (9 ヶ月)	2028 年 3 月期	2029 年 3 月期	2030 年 3 月期	2031 年 3 月期
売上高	28,932	42,414	46,262	49,297	51,256
営業利益	1,915	2,723	3,344	4,155	4,634
EBITDA	5,968	7,811	8,180	8,678	8,889
フリー・キャッシュ・フロー	△280	△1,022	5,627	7,170	7,767

(注) PwC アドバイザリーは、当社の株式価値算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、かつ、当社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実で PwC アドバイザリーに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて当社の財務予測（事業計画及びその他の情報を含みます。）に関する情報については、当社の経営陣による算定時点で得られる最善の予想と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ただし、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会が確認し、承認しております。なお、PwC アドバイザリーによる当社の株式価値算定は、2026 年 8 月 25 日までの上記情報を反映しております。

③ 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である ASC に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2026 年 8 月 25 日付で本株式価値算定書（ASC）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、ASC から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

(ii) 当社株式に係る算定の概要

ASC は、当社が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料、及び当社が Luxshare に対して提示し、また AGS FAS 及び PwC アドバイザリーが当社株式の価値算定において基礎とする本事業計画等の資料、当社株式の市場株価の動向、及び本デュー・ディリジェンスの結果等に基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を、当社と比較可能な上場会社が存在し、類似上場会社比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法を算定手法として用いて当社の株式価値の算定を行ったとのことです。上記各算定手法に基づいて算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	:	511 円～538 円
類似会社比較法	:	668 円～763 円
DCF 法	:	502 円～856 円

市場株価法では、2026 年 8 月 25 日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の終値 538 円、直近 5 営業日の終値の単純平均値 535 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 530 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 511 円、及

び直近 6 ヶ月間の終値（ただし、東京証券取引所プライム市場に上場していた期間については、同市場における終値）の単純平均値 536 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 511 円から 538 円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を手掛けるアジア圏の上場会社を選定した上で、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 668 円から 763 円と算定しているとのことです。

DCF 法では、当社より受領した本事業計画における収益や投資計画、当社へのヒアリングにより入手した情報、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の財務予測に基づき、当社が 2027 年 3 月期第 2 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たり価値の範囲を 502 円から 856 円と算定しているとのことです。また、本事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味されていないとのことです。

公開買付者は、ASC から取得した本株式価値算定書（ASC）における当社の株式価値の算定結果に加え、本デュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に 2026 年 8 月 25 日、当社の 2027 年 3 月期の期末配当が無配であることを前提として、本公開買付価格を 795 円と決定したとのことです。

本公開買付価格である 795 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 8 月 25 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 538 円に対して 47.77%、2026 年 8 月 25 日までの直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 530 円に対して 50.00%、同直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 511 円に対して 55.58%、同直近 6 ヶ月間の終値（ただし、東京証券取引所プライム市場に上場していた期間については、同市場における終値）の単純平均値 536 円に対して 48.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
(i) 設置等の経緯

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2025 年 8 月 20 日に開催された当社取締役会における決議により、本特別委員会を設置いたしました。かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、Luxshare グループ及び新井氏から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言も得つつ、その時点の当社の社外取締役を含む取締役全員に対して、Luxshare から本取引に関する初期的な意向を受けた旨、並びに本取引が MBO 等に準ずる行為として、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当する可能性があるため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、本特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を説明いたしました。また、当社は、並行して、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補となる当社の社外取締役の独立性及び適格性等についても確認を行いました。その上で、当社は、Luxshare グループ及び当社グループ並びに本取引の成否からの独立性を有することを確認した上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、当社社外取締役兼独立役員である大竹裕子氏、小泉範子氏及び藤田礼次氏並びに本特別委員会の設置時点において当社の社外取締役兼独立役員であった小原之夫氏の 4 名を本特別委員会の委員の候補として選定し、当社社外監査役兼独立役員である二瓶ひろ子氏及び林龍太郎氏の 2 名がオブザーバーとして本特別委員会に出席することといたしました。なお、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、小原之夫

氏が選定されております。また、小原之夫氏は、2026 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の終結の時をもって当社の社外取締役を退任しておりますが、退任後も本特別委員会の委員を継続しておりますので、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。

その上で、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025 年 8 月 20 日開催の当社取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引には賛同しないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、(a) 当社が選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関）を承認（事後承認も含む。）する権限、(b) 当社が選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関）に専門的助言を求める権限、(c) 特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関を選任し、当社の株式価値評価及び本取引に係るフェアネス・オピニオンの提供その他特別委員会が必要と判断する事項を委託する権限（尚、特別委員会選任のアドバイザー等の専門的助言に係る費用は当社の負担とする。）、(d) 当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、及び(e) 本取引の取引条件に関する当社による交渉について、事前に方針を確認し、適宜その報告を受け、適宜意見を述べ、指示や要請を行うことにより、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて直接交渉を行う権限を付与することを決議しております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025 年 8 月 20 日から 2026 年 8 月 26 日までの間に合計 35 回、合計約 52 時間にわたって開催された他、各会日間においても必要に応じて都度電子メールや Web 会議を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、諮問事項に係る職務を遂行いたしました。具体的には、本特別委員会は、まず、その独立性及び専門性を検討の上、2025 年 8 月 20 日に開催された第 1 回特別委員会において、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして牛島総合法律事務所を選任する旨を決定いたしました。また、本特別委員会は、複数のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性を検討の上、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として PwC アドバイザリーを選任する旨を決定いたしました。

また、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行、当社の第三者算定機関である AGS FAS 及び当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。

その上で、本特別委員会は、牛島総合法律事務所から受けた法的助言及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行いました。

本特別委員会は、2025 年 8 月 29 日に、Luxshare に対し、本取引の提案の背景・目的、本取引のシナジー、本取引のデメリット、本取引後の当社の経営方針、ストラクチャー等に関して書面による質問をしたところ、2025 年 9 月 3 日に当該質問書について書面での回答を受け、その後、当該回答の内容を踏まえ 2025 年 9 月 11 日及び同年 9 月 15 日に行った追加での書面の質問事項に対し、2025 年 9 月 12 日、同 9 月 22 日及び同 10 月 21 日に追加での回答を受けました。

加えて、本特別委員会は、Luxshare との交渉の基礎となり、また、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーによる当社株式の価値評価の基礎ともなる本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について、当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認しております。その上で、上記「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「② 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーは、本事業計画の内容を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーから、それぞれが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらについて合理性を確認しております。

本特別委員会は、2025 年 10 月 15 日に当社が Luxshare から最初の本公開買付価格の提案を受領して以降、当社が Luxshare から本公開買付価格についての提案を受領する都度、当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、三井住友銀行及び PwC アドバイザリーから聴取した意見も踏まえてその内容を審議・検討するとともに、三井住友銀行及び PwC アドバイザリーから Luxshare との交渉方針案及び Luxshare に対する回答書案について事前に説明を受け、必要に応じて意見を述べ、質疑応答を行った上で承認し、Luxshare との交渉を担当する三井住友銀行に対して指示・要請を行う等しております。

本特別委員会は、プレスリリース等のドラフトについて、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行から複数回説明を受け、質疑応答を行い、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、牛島総合法律事務所から受けた法的助言、PwC アドバイザリーから受けた財務的見地からの助言、並びに 2026 年 8 月 25 日付で提出を受けた本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2026 年 8 月 26 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出しております。本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、別紙 1 の本答申書をご参照ください。

⑤ 当社における外部の法律事務所からの助言

当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループから独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑥ 当社のファイナンシャル・アドバイザーからの助言

当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引の検討に際して、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー

として三井住友銀行を選任し、本取引のスキームや代替手段、代替取引の検討、価格交渉等における助言を受けております。

なお、三井住友銀行は Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、三井住友銀行の報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているものの、本取引と同種の取引において成功報酬制が採用されることが一般的な実務慣行となっていること等を踏まえると、成功報酬制が採用されていることをもって独立性が否定されるわけではないと考えております。

⑦ 当社における独立した検討体制の構築

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、Luxshare グループ及び新井氏から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、2025 年 8 月 18 日に Luxshare から本意向表明書を受領した後、本取引に関する検討（本事業計画の作成を含みます。）並びに Luxshare との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーは Luxshare グループから独立性が認められる当社の取締役である佐藤隆郎氏、杉山哲也氏、新庄信孝氏及び福田猛氏の 4 名をはじめとする当社の役職員 6 名から構成されるものとし、かかる取扱いを継続しております。なお、当社には、Luxshare グループとの兼務者並びに過去に Luxshare グループに在籍していた役員及び従業員はおりません。なお、本取引に関する当社の意思決定（本事業計画の承認を含みます。）に係る取締役会には、当社の取締役 9 名が全員出席し、出席した取締役の全員一致で決議しています。なお、当該取締役会に参加した各取締役は、当該議案につき会社法に定める特別の利害関係を有していません。また、当該取締役会においては、当社の監査役 4 名が全員出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

⑧ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、上記「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして牛島総合法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、並びに本取引に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。なお、牛島総合法律事務所は、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、牛島総合法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑨ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、三井住友銀行から受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書（AGS FAS）の内容、本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本日開催の当社取締役会において、当社の取締役 9 名が全員出席し、出席した取締役の全員一致で、現時点における当社の意見として、本公開買付けに関して賛同の意

見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、当該取締役会に参加した各取締役は、当該議案につき会社法に定める特別の利害関係を有していません。

また、当該取締役会においては、当社の監査役4名が全員出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当該取締役会に参加した各監査役は、当該議案につき会社法に定める特別の利害関係を有していません。

⑩ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、本取引の実施に際しては、当社において買収候補者の有無の調査・検討（いわゆる積極的なマーケット・チェック）は実施していないものの、当社としては、積極的なマーケット・チェックにはM&Aに対する阻害効果や情報管理の懸念があり得ると考えております。例外的にマーケット・チェックが機能し得る場合としては、具体的には、(i) 支配株主が保有する議決権の割合が低い場合や、(ii) 非常に魅力的な対抗提案がされた場合には支配株主が売却に応じる可能性がある場合、(iii) 支配株主が従属会社を一旦は買収するものの、その後、その全部又は一部の売却を予定している場合がありますが、本取引においては新井氏の議決権所有比率は48.80%と高く上記(i)に該当しません。また、新井氏はLuxshareとの間で本不応募契約を締結しており、上記(ii)の可能性は低いと考えております。さらに、上記「② 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、新井氏はLuxshareとの間で本株主間契約を締結しており、当社株式の非公開化後も、長年に亘り当社の取締役や大株主として当社を支えてきた新井氏が当社の株主として残り、これまでと同様に株主の立場から当社を支えることが、当社の日本ブランドの維持と経営の安定を両立させ当社の企業価値の向上に資するというLuxshare及び新井氏相互の共通認識に基づき、当社株式の非公開化後の当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率を本所有比率とすることを目的としているとのことであり、当社は、本取引において上記(iii)は想定されていないと考えております。(M&A指針3.4.3.2)。加えて、本取引においては複数回にわたる価格交渉により一般株主の利益を保護する観点においても価格の引き上げを実現している上、その他の公正性担保措置は十分に講じられていることを考慮すると、積極的なマーケット・チェックが採用されていないことのみをもって、本公開買付けにおける公正性の担保として不十分であることにはならないと考えております。

⑪ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、(i) 本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の一般株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式併合を行う際に、当社の一般株主の皆様が対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者及び新井氏を除きます。）の所有する当社株式の数に乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の一般株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより当社株式の全てを取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を 2026 年 11 月頃を目途に開催することを、当社に要請する予定とのことです。なお、当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。また、公開買付者及び新井氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなるとのことです。本株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた当社の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられるとのことです。以下同じです。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになるとのことです。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者及び新井氏を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に対して要請する予定とのことです。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、当社に対して、公開買付者及び新井氏のみが当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者及び新井氏を除きます。）の所有する当社株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定とのことです。当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従って、当社の株主の皆様（公開買付者及び新井氏を除きます。）は、当社に対してその所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取れることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者及び新井氏を除きます。）の所有する当社株式の数は 1 株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する当社の株主の皆様（公開買付者及び新井氏を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定とのことです。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなるとのことです。

上記の本株式併合の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者及び新井氏を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについ

ては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止等となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の手続を予定しておりますので、当該手続を実施した場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 公開買付けに係る重要な合意

① 本不応募契約

公開買付者は、本日付で、新井氏との間で本不応募契約を締結し、新井氏が不応募合意株式について本公開買付けに応募せず、かつ、本受託者をして本公開買付けに応募させない旨を合意しているとのことです。本不応募契約の概要は以下のとおりとのことです。

- A) 公開買付者は、本公開買付けの開始日の前日までに本台湾子会社株式取得（新井氏）及びオキュデバイセズ株式取得（新井氏）が完了していることを公開買付者が合理的な証左をもって確認できていることを条件として、本公開買付けを開始する。
- B) 本公開買付けが開始された場合、新井氏は、本不応募合意株式（所有株式数の合計：14,768,400株、所有割合の合計：48.80%）について本公開買付けに応募しない。
- C) 公開買付者及び新井氏は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日以降、当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための手続を協力して行うものとし、公開買付者は、同日以降、実務上可能な限り速やかに、当該手続の一環として、本株式併合を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に対して要請し、新井氏は、当社の株主として、本臨時株主総会において、当該時点で自らが所有する全ての当社株式に係る議決権の行使として、各議案に賛成する。
- D) 本株式併合の効力が発生した場合、公開買付者及び新井氏は、会社法第235条第2項により準用される会社法第234条第2項に基づく任意売却に係る裁判所の許可が得られることを条件として、当社をして、実務上可能な限り速やかに、本株式併合により生じた端数の合計数（1株未満切捨て）に相当する数の当社株式を、公開買付者に売却させるものとし、公開買付者は、これを買受けるものとする（以下「本端数相当株式譲渡」といいます。）。
- E) 公開買付者及び新井氏は、本株式併合及び本端数相当株式譲渡の実行後、実務上可能な限り速やかに、当社をして、本相対取引により本所有比率の実現が可能となる比率で本株式分割を実施させる。
- F) 公開買付者及び新井氏は、法第24条第1項但書に基づき当社が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受け、本株式分割の効力が発生した後、実務上可能な限り速やかに、公開買付者及び新井氏が合意により定める日をもって、本相対取引を実行する。
- G) 新井氏は、ラ・ホールディングスをして、本公開買付けの公表日までに、当社との間で、本台湾子会社株式譲渡契約を締結させ、当該株式譲渡契約に従って本台湾子会社株式取得（新井氏）を実行させる。
- H) 新井氏は、ラ・ホールディングスをして、本公開買付けの公表日までに、当社との間で、オキュデバイセズ株式譲渡契約を締結させ、当該株式譲渡契約に従ってオキュデバイセズ株式取得（新井氏）を実行させる。
- I) 新井氏は、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済の開始日に本公開買付けに係る決済が完了したときは、実務上可能な限り速やかに、全ての本信託契約を解除し本不応募合意株式を全て新井氏の単一保有名義に集約させる。

- J) 新井氏は、本不応募契約において別途明示的に規定される場合を除き、本不応募契約締結日以降本相対取引実行日までの間、(i) 自己の所有する当社の株券等につき譲渡、担保権の設定その他の処分、若しくは、本取引の実行を妨げるおそれのあるその他の取引を行わず、(ii) かかる取引等に関連するいかなる合意も行わず、又は、(iii) かかる取引等に関連する提案、勧誘、協議、交渉若しくは情報提供を行ってはならない。新井氏は、第三者からそのような提案、勧誘、協議、交渉若しくは情報提供を受けた場合は、公開買付者に対して、直ちにその事実及び内容を通知する。
- K) 新井氏は、本不応募契約締結日以降本株主間契約の全部が効力発生する日までの間、本不応募契約に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権（会社法第 297 条）、株主提案権（会社法第 303 条から第 305 条まで）その他の株主権（株主総会における議決権を含む。）を行使してはならない。
- L) 新井氏は、本不応募契約に明示的に定める事項を除き、本不応募契約締結日から本株式併合の効力発生日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合において、(i) 剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii) 株主提案に係る議案、及び (iii) 可決されれば当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されたときには、本不応募合意株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。

以上の他、本不応募契約においては、公開買付者及び新井氏による表明保証事項（注 1）、公開買付者及び新井氏が自らの表明保証事項又は本不応募契約に基づく自らの義務に違反した場合の補償義務、本不応募契約の終了事由（(I) 本不応募契約は (i) 本公開買付けが撤回された場合、(ii) 本公開買付けが不成立となった場合、又は (iii) 公開買付者及び新井氏が本契約の終了につき書面で合意した場合に直ちに終了するものとされ、また、(II) 本不応募契約締結日以降公開買付期間の満了までの間、(i) 相手方当事者による表明保証事項について重要な違反があった場合、(ii) 相手方当事者が本不応募契約に規定する義務の重要な点に違反した場合、(iii) 相手方当事者につき、倒産手続等開始の申立てがなされた場合、又は (iv) 本公開買付けが、解除する当事者の責めに帰することのできない事由により、2026 年 12 月 31 日までに開始されない場合、公開買付者及び新井氏は、相手方当事者に対する書面による通知により、本不応募契約を直ちに解除することができるものとされており、並びに、その他一般条項等が定められているとのことです。

- (注 1) 本不応募契約において、公開買付者は、設立及び存続の有効性、本不応募契約の締結及び履行の可能性、本不応募契約の強制執行可能性、本不応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得の完了又は完了の見込み、倒産手続等の不存在、反社会的勢力等との関係の不存在、並びに、資金調達の確実性について表明及び保証を行っているとのことです。また、本不応募契約において、新井氏は、権利能力等の存在、本不応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、本不応募契約の強制執行可能性、本不応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得の完了、倒産手続等の不存在、反社会的勢力等との関係の不存在、並びに、本不応募合意株式の適法かつ有効な保有及び担保権等の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

② 本台湾子会社株式譲渡契約

当社は、本日付で、ラ・ホールディングスとの間で、(i) 本台湾子会社株式取得（新井氏）の実行までに取得又は履践が必要な司法・行政機関等の許認可等（台湾經濟部投資審議司の外国人投資許可を含みますが、これに限られません。）が全て取得又は履践されていること等を前提条件として、同日付で、本台湾子会社株式取得（新井氏）を実行すること、(ii) 本公開買付けが不成立となった場合は、本台湾子会社株式譲渡契約は自動的に解除され、両当事者は原状回復を行うことを含む本台湾子会社株式譲渡契約を締結しており、本台湾子会社株式譲渡契約に従い、当該前提条件の充足を確認した上で、同日付で、本台湾子会社株式取得（新井氏）が完了しております。当社は、本台湾子会社の株式譲渡価格の検討にあたり、意思決定の公正性を担保するために、ラ・ホールディングス、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自の第三者算定機関である AGS FAS に対し、本台湾

子会社株式の価値算定を依頼し、2026年7月9日付で、本台湾子会社の株式価値算定書を取得しました。また、当社の貸借対照表における本台湾子会社株式の帳簿価額を上回る価格です。

③ オキュデバイセズ株式譲渡契約

当社は、本日付で、ラ・ホールディングスとの間で、(i) オキュデバイセズ株式取得(新井氏)の実行までに取得又は履践が必要な司法・行政機関等の許認可等が全て取得又は履践されていること等を前提条件として、同日付で、オキュデバイセズ株式取得(新井氏)を実行すること、(ii) 本公開買付けが不成立となった場合は、オキュデバイセズ株式譲渡契約は自動的に解除され、両当事者は原状回復を行うことを含むオキュデバイセズ株式譲渡契約を締結しており、オキュデバイセズ株式譲渡契約に従い、当該前提条件の充足を確認した上で、同日付で、オキュデバイセズ株式取得(新井氏)が完了しています。当社は、オキュデバイセズの株式譲渡価格の検討にあたり、意思決定の公正性を担保するために、ラ・ホールディングス、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自の第三者算定機関である AGS FAS に対し、オキュデバイセズ株式の価値算定を依頼し、2026年7月23日付で、オキュデバイセズの株式価値算定書を取得しました。また、当社の貸借対照表におけるオキュデバイセズ株式の帳簿価額を上回る価格です。

(7) その他公開買付けに関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③本公開買付け後の経営方針」、「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」並びに「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

9. MBO 等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本日現在、当社は公開買付者の子会社ではなく、また、本取引において、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されていないため、本取引は、MBO や支配株主、その他の関係会社その他有価証券上場規程施行規則(東京証券取引所)で定めるものによる公開買付けには該当しないものの、新井氏は当社株式の 48.80%を保有する筆頭株主であるところ、2026年8月26日付で公開買付者との間で本不応募契約を締結し、本取引後において当社の支配株主として残存することが予定されることから、本取引はMBO等に準ずる行為に該当するため、当社は、本公開買付けに関する意見表明に際して、東京証券取引所が公表する有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」に定める手続を実施しております。

当社は、2026年6月26日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、特段定めていないものの、本公開買付けを含む本取引に関して、特別委員会における審議・検討を行うとともに、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3) 公開買付けの公正性を担

保するための措置」に記載のとおり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を講じております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引は、MBO 等に準ずる行為に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が一般株主にとって公正なものであることに関する特別委員会の意見

当社は、2026 年 8 月 26 日付で、本特別委員会から、当社取締役会による本取引についての決定（本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び本株式併合を実施する旨の決定）は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる旨を内容とする本答申書を入手しております。本答申書の詳細につきましては、別紙 1 をご参照ください。

なお、本答申書は、本公開買付けが成立した後における、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の公開買付者による当社株式の非公開化が当社の一般株主にとって公正なものであることに関する意見も兼ねております。

10. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(1) 米国規制

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本プレスリリース又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反して本公開買付けに応募することはできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(2) 「2027 年 3 月期第 1 四半期 決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

当社は、2026 年 8 月 12 日付で本決算短信を公表しております。当該公表に基づく当該決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人のレビューを受けておりません。

① 損益の状況（連結）

（単位：百万円）

会計期間	2027年3月期（第1四半期連結累計期間）
売上高	8,848
営業利益	618
経常利益	517
親会社株主に帰属する四半期純利益	336

② 1株当たりの状況（連結）

（単位：円）

会計期間	2027年3月期（第1四半期連結累計期間）
1株当たり四半期純利益	11.10
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—

（3）「2027年3月期の期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2026年5月11日に公表した2027年3月期の配当予想を修正し、2027年3月期の期末配当を行わないこと、及び株主優待制度を廃止することを決議いたしました。詳細については、当社が本日に公表した「2027年3月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

別紙1：本答申書

別紙2：ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッドによる株式会社シード（証券コード：7743）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

2026 年 8 月 26 日

株式会社シード取締役会 御中

答 申 書

株式会社シード特別委員会

委員長 小原 之夫

委 員 大竹 裕子

委 員 小泉 範子

委 員 藤田 礼次

この答申書（以下「本答申書」という。）は、当社が現在検討中の本取引（本答申書第 1 において定義される。）について、当社の取締役会からの委嘱により設置された特別委員会（以下「当委員会」という。）において、当委員会が、公開買付者（本答申書第 1 において定義される。）及び本取引の成否から独立した立場から、当社の取締役会より諮問を受けた事項につき慎重に審議の上で決議した答申の内容を記載するものである。

第1 用語

本答申書において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意味を有する。

- (1) 「新井氏」とは、当社の主要株主かつ筆頭株主である新井隆二氏をいう。
- (2) 「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」とは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所
外国法共同事業をいう。
- (3) 「一般株主」とは、当社の株主のうち公開買付者、当社及び新井氏を除いた者をいう。
- (4) 「オキュデバイセズ」とは、当社の完全子会社である株式会社オキュデバイセズをいう。
- (5) 「外為法」とは、外国為替及び外国貿易法をいう。
- (6) 「公開買付者」とは、Luxshare の完全孫会社である Luxshare Precision Cayman
Limited をいう。
- (7) 「公開買付者親会社」とは、Luxshare の完全子会社である立訊精密有限公司(Luxshare
Precision Limited) をいう。
- (8) 「当委員会」とは、2025 年 8 月 20 日に当社の取締役会からの委嘱により設置された
特別委員会をいう。
- (9) 「東京証券取引所」とは、株式会社東京証券取引所をいう。
- (10) 「当社」とは、株式会社シードをいう。
- (11) 「当社株式」とは、当社の普通株式をいう。
- (12) 「当社グループ」とは、当社及び子会社 19 社により構成される企業グループをいう。
- (13) 「本相対取引」とは、当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率を本所有比
率とするため、公開買付者が新井氏に対して当社株式の一部を譲渡することをいう。
- (14) 「本意向表明書」とは、当社が Luxshare より 2025 年 8 月 18 日付で受領した、本公開
買付け及びその後の本株式併合を通じた当社株式の非公開化に関して、主として、(i)
初期的な提案に至った背景及び目的、(ii) 本取引のストラクチャーの概要、(iii) 本取
引により想定されるシナジー及び本取引後の当社の経営方針に関する初期的な考え、並
びに (iv) 本取引の想定スケジュール及び当社グループに対するデュー・ディリジェン
スの実施に関する要請を記載した、法的拘束力を伴わない初期的な提案書をいう。
- (15) 「本株式価値算定書 (AGS FAS)」とは、当社が 2026 年 8 月 25 日付で AGS FAS から
提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書をいう。
- (16) 「本株式価値算定書 (PwC アドバイザリー)」とは、当委員会が 2026 年 8 月 25 日付
で PwC アドバイザリーから提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書をいう。
- (17) 「本株式併合」とは、本スクイーズアウト手続の一環として行われる、会社法第 180 条
に基づく、当社株式の併合をいう。
- (18) 「本株主間契約」とは、公開買付者が、新井氏との間で、2026 年 8 月 26 日付で締結す
る、本取引完了後の当社の事業運営等について定める株主間契約をいう。
- (19) 「本公開買付け」とは、本取引の一環として行われる予定の、公開買付者による当社株
式に対する公開買付けをいう。

- (20) 「本公開買付価格」とは、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格をいう。
- (21) 「本事業計画」とは、当社が公開買付者に対して提示し、また、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーが当社株式の価値算定において基礎とする当社の事業計画をいう。
- (22) 「本諮問事項」とは、当委員会が 2025 年 8 月 20 日に当社取締役会より諮問を受けた本答申書第 2 記載の諮問事項をいう。
- (23) 「本所有比率」とは、当社株式の非公開化後の当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率がそれぞれ 49.00% 及び 51.00% であることをいう。
- (24) 「本資料」とは、当委員会の各回に提出された資料をいう。
- (25) 「本スクイーズアウト手続」とは、本公開買付けにおいて公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除く。）を取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に行われる予定の、当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための手続をいう。
- (26) 「本台湾子会社」とは、当社の台湾子会社である台灣實瞳股份有限公司（SEED CONTACT LENS TAIWAN CO., LTD.）をいう。
- (27) 「本中期経営計画」とは、2024 年 4 月乃至 2027 年 3 月を対象とする当社の中期経営計画をいう。
- (28) 「本取引」とは、公開買付者が、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除く。）を取得し、当社株式を非公開化した上で、当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとし、非公開化後の当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率をそれぞれ本所有比率とするための一連の取引をいう。
- (29) 「本不応募合意株式」とは、新井氏が (i) 株式会社 SMBC 信託銀行との間で締結した 2011 年 8 月 10 日付管理有価証券信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している管理信託（A001）受託者 株式会社 SMBC 信託銀行名義の当社株式の全て、(ii) みずほ信託銀行株式会社との間で締結した 2011 年 8 月 10 日付有価証券管理信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属しているみずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託名義の当社株式の全て、(iii) 野村信託銀行株式会社との間で締結した 2011 年 8 月 10 日付管理有価証券信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している野村信託銀行株式会社（信託口 2052116）名義の当社株式の全て、及び (iv) 三井住友信託銀行株式会社との間で締結した 2014 年 7 月 30 日付株式管理承継信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲 1 号）名義の当社株式の全て（所有株式数の合計：14,768,400 株、議決権所有割合の合計：48.80%）をいう。なお、新井氏は、2026 年 8 月 26 日現在において、本不応募合意株式を除き、当社株式を所有していない。

- (30) 「本プロジェクトチーム」とは、当社が 2025 年 8 月 18 日に Luxshare から本意向表明書を受領した後、本取引に関する検討（本事業計画の作成を含む。）並びに公開買付者との協議及び交渉のために設置した、当社の役職員 6 名からなるプロジェクトチームをいう。
- (31) 「本臨時株主総会」とは、本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が当社に要請する予定の、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会をいう。
- (32) 「三井住友銀行」とは、株式会社三井住友銀行をいう。
- (33) 「有価証券上場規程」とは、東京証券取引所の有価証券上場規程をいう。
- (34) 「AGS FAS」とは、株式会社 AGS FAS をいう。
- (35) 「Luxshare」とは、立訊精密工業股份有限公司(Luxshare Precision Industry Co.,Ltd)をいう。
- (36) 「Luxshare グループ」とは、Luxshare 並びにその連結子会社 329 社及び関連会社 69 社を擁する企業グループをいう。
- (37) 「M&A 指針」とは、経済産業省作成の 2019 年 6 月 28 日付「公正な M&A の在り方に関する指針」をいう。
- (38) 「PwC アドバイザリー」とは、PwC アドバイザリー合同会社をいう。
- (39) 「SMCL 事業」とは、スマートコンタクトレンズ事業をいう。

第2 本諮問事項

当委員会は、当社が Luxshare から提案を受けた本取引に関して、当社取締役会から下記の事項の諮問を受けた。なお、本取引のうち、本公開買付けの概要は以下のとおりである。

買付期間	2026 年 8 月 27 日から 2026 年 10 月 13 日まで（30 営業日）
買付価格	当社株式 1 株につき 795 円
買付予定の株券等の数	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：5,408,800 株 ※なお、買付予定数の下限は、当社が 2026 年 8 月 12 日に公表した「2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2026 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 30,265,922 株から、同決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数 136 株を控除した株式数 30,265,786 株に係る議決権の数 302,657 個に 3 分の 2 を乗じた数 201,772 個（小数点以下切上げ）から本不応募合意株式 14,768,400 株に係る議決権の数 147,684 個を控除した数 54,088 個に、当社

の単元株式数 100 株を乗じた株式数としているとのことである。また、買付け等後の株券等所有割合（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合に、特別関係者（小規模所有者を除く。）の株券等所有割合を加算したもの）は 17.89%（小数点以下第三位を四捨五入）となり、当該割合は、当社が 2026 年 6 月 22 日に提出した第 70 期有価証券報告書に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数 302,411 個を分母として計算しているとのことである。

公開買付け後の手続

本公開買付けの成立後、本スクイズアウト手続を行うことを企図しているとのことである。

※なお、公開買付者と新井氏は、本株式併合後に本相対取引を行うことを合意しているとのことである。

記

- ① 本取引の目的は正当性・合理性を有するか（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）
- ② 本取引の条件の公正性・妥当性が確保されているか（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の本取引の条件が公正なものとなっているかどうかを含む。）
- ③ 本取引において、取引条件の公正性を担保するための手続が十分に講じられているか
- ④ 上記①から③を踏まえ、本取引を行うことについて決定することは当社の一般株主にとって公正であると考えられるか
- ⑤ 当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

以上

第3 本諮問事項に対する当委員会の答申

1 本諮問事項①

本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、その目的は正当性・合理性を有するものであると認められる。

2 本諮問事項②

本取引の条件の公正性・妥当性が確保されていると認められる（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の本取引の条件が公正なものとなっていることを含む。）。

3 本諮問事項③

本取引において、取引条件の公正性を担保するための手続が十分に講じられていると認められる。

4 本諮問事項④

上記 1 から 3 を踏まえ、本取引を行うことについて決定することは当社の一般株主にとって公正であると考えられる。

5 本諮問事項⑤

当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは適切である（すなわち是である）と考えられる。

第4 調査・検討の方法

1 当委員会に対する諮問に至る経緯

当社は、Luxshare より、2025 年 8 月 18 日付で本意向表明書を受領し、本取引の提案を受けた。

当社は、新井氏が、当社株式 14,768,400 株（議決権所有比率の合計 48.80%）を直接又は間接的に所有する当社の主要株主かつ筆頭株主であり、本取引後には当社に対する議決権所有比率が 51.00%となることが予定されていることから、本取引は MBO 等に準ずる行為として、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当する可能性があることに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言も得つつ、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始し、2025 年 8 月 20 日開催の取締役会における決議により、当社社外取締役兼独立役員である大竹裕子氏、小泉範子氏及び藤田礼次氏並びに当委員会の設置時点において当社の社外取締役兼独立役員であった小原之夫氏の 4 名から構成¹され、当社社外監査役兼独立役員である二瓶ひろ子氏及び林龍太郎氏の 2 名がオブザーバーとして出席する当委員会を設置するとともに、当委員会に対して、本諮問事項についての答申を求めることを決議した。

¹ 当委員会の委員及びオブザーバーのうち委員の当社取締役としての任期は本特別委員会の活動期間中である 2026 年 6 月 24 日開催の当社定時株主総会の終結時までとされており、小原之夫氏以外の委員は同定時株主総会で当社取締役として再任されているものの、同氏は同定時株主総会の終結時をもって当社取締役を退任したが、当社取締役退任後も、その独立性又は特別委員会委員としての資質に疑義を生じさせる事情は存在しないことから、同氏は引き続き当委員会の委員及び委員長を継続している。

また、当社取締役会は、当委員会の設置にあたり、当委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、特に当委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引には賛同しないことを決議するとともに、当委員会に対し、以下の権限を付与することもあわせて決議した。

- (a) 当社が選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー、第三者算定機関）を承認（事後承認も含む。）する権限
- (b) 当社が選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー、第三者算定機関）に専門的助言を求める権限
- (c) 当委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関を選任し、当社の株式価値評価及び本取引に係るフェアネス・オピニオンの提供その他当委員会が必要と判断する事項を委託する権限（なお、当委員会選任のアドバイザー等の専門的助言に係る費用は当社の負担とする。）
- (d) 当社の取締役、従業員その他当委員会が必要と認める者に当委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限
- (e) 本取引の取引条件に関する当社による交渉について、事前の方針を確認し、適宜その報告を受け、適宜意見を述べ、指示や要請を行うことにより、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて直接交渉を行う権限

なお、当社は、当委員会の各委員及び各オブザーバーに対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとしており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていない。

2 当委員会における審議及び検討方法

(1) 当委員会における審議の経緯

当委員会は、別紙のとおり、合計 35 回、合計約 52 時間にわたり開催された。

当委員会における各回の開催日、開催時間、出席者及び議事内容は、別紙のとおりである。

なお、別紙のとおり、2026 年 3 月 13 日開催の第 26 回特別委員会以降、同年 7 月 2 日開催の第 27 回特別委員会までの間は、特別委員会の開催に一定の期間を要しているが、Luxshare による本公開買付けによる当社株式の取得に係る外為法上の手続に時間を要したためである。

その上で、当委員会における主な検討経緯は以下のとおりである。

まず、当委員会は、2025 年 8 月 20 日に開催された第 1 回特別委員会において、委員間の互選により、小原之夫氏を委員長に選任することを決定した。また、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして牛島総合法律事務所を、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として PwC アドバイザリーをそれぞれ選任する旨を決定した。さらに、当委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行、当社の第三者算定機関である AGS

FAS 及び当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、いずれも Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社による選任を承認した。

その上で、当委員会は、牛島総合法律事務所から受けた法的助言及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行った。

当委員会は、2025 年 8 月 29 日に、Luxshare に対し、本取引の提案の背景・目的、本取引のシナジー、本取引のデメリット、本取引後の当社の経営方針、ストラクチャー等に関して書面による質問をしたところ、2025 年 9 月 3 日に当該質問書について書面での回答を受け、その後、当該回答の内容を踏まえ 2025 年 9 月 11 日、10 月 15 日、2026 年 7 月 24 日に行った追加での書面の質問事項に対し、2025 年 9 月 12 日、9 月 22 日、10 月 21 日及び 2026 年 7 月 29 日に追加での回答を受けた。

加えて、当委員会は、Luxshare との交渉の基礎となり、また、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーによる当社株式の価値評価の基礎ともなる本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について、また、本事業計画が更新された際にはその更新経緯等について、都度当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認した。その上で、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーは、本事業計画の内容を前提として当社株式の価値算定を都度実施しているが、当委員会は、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーから、それぞれが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について都度説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらについて合理性を確認した。

当委員会は、2025 年 10 月 15 日に当社が Luxshare から最初の本公開買付価格の提案を受領して以降、当社及び当委員会が Luxshare から本公開買付価格についての提案を受領する都度、当委員会のファイナンシャル・アドバイザーである PwC アドバイザリー及び当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、委員会を開催し、PwC アドバイザリーから受けた助言及び三井住友銀行から聴取した意見も踏まえてその内容を審議・検討するとともに、PwC アドバイザリー及び三井住友銀行から Luxshare との交渉方針案及び Luxshare に対する回答書案について事前に説明を受け、必要に応じて意見を述べ、質疑応答を行った上で承認し、PwC アドバイザリーに対して、Luxshare と直接の交渉を担当する三井住友銀行から Luxshare に対して回答書を送付するよう指示・要請を行う等した。

当委員会は、開示資料について、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行から複数回説明を受け、質疑応答を行い、充実した情報開示がなされる予定であることを確認した。

当委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2026 年 8 月 26 日に開催された第 35 回特別委員会において、本諮問事項に対する答申内容を委員全

員の一致で決議した。

(2) 当委員会における検討の方法

当委員会は、各回に提出された本資料を検討した上で、当委員会への出席を求めた者への意見聴取、書面又は口頭での質疑を行うほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等により、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った。

また、当委員会は、本諮問事項について協議及び検討を行うにあたって、別紙のとおり各回に牛島総合法律事務所及び PwC アドバイザリーのほか、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行及び AGS FAS を同席させた上で、必要に応じこれらの者から専門的助言を得たほか、本取引のシナジー、本取引のデメリットや本事業計画などについて議論を行う際には、当委員会の許可に基づき、当社の執行部を同席させ、その意見を聴取することがあった。また、当委員会は、必要に応じて当社の各アドバイザーの退席を求め、答申書の内容等について議論を行った。

なお、本答申書は、本答申書作成日までに当委員会が受けた説明及び本資料その他の受領した資料に基づき作成されたものであって、これらの内容が真実かつ正確であること、及び当委員会による検討の結果に影響を及ぼす可能性がある重要な事実が他に存在しないことを前提としている。

第5 本諮問事項に対する答申の理由

1 当委員会における検討の方針

(1) 本取引における利益相反性

本意向表明書によれば、本取引は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、当社の株主を公開買付者及び新井氏のみとすることを企図しており、当社株式が上場廃止となる予定であることを前提とした取引である。

また、本意向表明書によれば、本取引は当社の主要株主及び筆頭株主（議決権所有比率 48.80%）である新井氏が本取引後に当社の支配株主として残存することを企図したものであることから、本取引は、有価証券上場規程に定める「公開買付者が支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者である公開買付け」（有価証券上場規程 441 条 1 項 2 号）に準ずるものとして位置付けるのが相当である。

そして、本取引を実行しようとするにあたって、Luxshare グループ及び新井氏としてはできるだけ安い金額で当社株式を取得しようとするインセンティブが生じ得るところ、一般株主としてはできるだけ高い金額で当社株式を売却しようとするインセンティブが生じるから、Luxshare グループ及び本取引後に支配株主として残存する新井氏と当社の一般株主との間で利益相反関係が生じ得る状況にある。

(2) 当委員会として踏まえるべき規律

本取引は、上記（１）のとおりに「公開買付者が支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者である公開買付け」に準じるものと考えられる。したがって、当委員会としては、本取引を M&A 指針の適用対象となる取引（M&A 指針 1.4）に準じるものとして位置付け、本諮問事項を検討するにあたっては、M&A 指針が求める下記の 2 つの原則（M&A 指針 2.3）が充足されているか否かの観点から検証する必要があるものと整理した。

- ① 企業価値の向上（望ましい M&A か否かは、企業価値を向上させるか否かを基準に判断されるべき）
- ② 公正な手続を通じた一般株主利益の確保

(3) 諮問事項の整理と検討方法

以上を踏まえ、当委員会としては、本諮問事項について、以下のとおり整理の上で検討を行うこととした。

まず、本諮問事項の①は、上記（２）の①の要請を踏まえ、本取引が当社の企業価値向上に資するかを含め、本取引の目的は正当性・合理性を有するか否かを問うものである。

本諮問事項の②は、上記（２）の②の要請を踏まえ、買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の本取引の条件が公正なものとなっているかどうかを含め、本取引の条件の公正性・妥当性が確保されているか否かを問うものである。

本諮問事項の③は、上記（２）の②の要請を踏まえ、本取引において、取引条件の公正性を担保するための手続が十分に講じられているか否かを問うものである。

その上で、本諮問事項の④は、本取引が一般株主にとって公正であるかの検討を依頼する諮問事項であり、本諮問事項の①から③までの検討結果を踏まえて判断する必要がある。

最後に、本諮問事項の⑤は、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非の検討を依頼する諮問事項であり、本諮問事項の①から④までの検討結果を踏まえて判断する必要がある。

そこで、以下では、本諮問事項①から③のそれぞれを検討した上で、これらを踏まえて本諮問事項④について検討し、最後に本諮問事項⑤について検討する。

2 本諮問事項①について

当委員会としては、当社グループにおける事業内容及び経営環境に関する当社の認識を前提として、本取引により想定されるシナジー及びディスシナジーや本取引によることの合理性を考慮して、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるか、また、その目的が正当性・合理性を有するものであるかについて検討を行った。

(1) 当社グループの事業内容及び経営環境に関する当社の認識

当社から受けた説明によれば、当社グループの事業内容及び経営環境に関する当社の認識

は以下のとおりである。

ア 当社グループの事業内容に関する当社の認識

当社は、1951年に創業者の厚澤弘陳氏が日本初となるモールディング（型取り）によるコンタクトレンズの研究開発を開始し、1957年にコンタクトレンズの量産化に成功した後、同年10月に当社の前身となる株式会社東京コンタクトレンズ研究所として設立された。1980年代には対外的ブランド力の強化を目的に据え、1985年に株式会社シードコンタクトレンズを設立し、ブランド名を「マイコン」から「シード（SEED）」に変更し、1987年には現在の株式会社シードへと商号を変更し、業容の拡大と企業ブランドの統一を図った。1989年12月には日本証券業協会への株式店頭登録を行い、以後、2004年に株式会社ジャスダック証券取引所、2014年に東京証券取引所市場第二部、2017年に東京証券取引所市場第一部へと市場ステージを段階的に移行し、2022年4月の東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、プライム市場に上場市場を移行した。また、当社は、2026年3月24日付で当社が公表した「スタンダード市場への上場市場区分変更承認及び「プライム市場の上場維持基準適合に向けた計画書」の撤回に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年3月31日付で東京証券取引所における上場市場区分をプライム市場からスタンダード市場へ変更した。

また、当社が2026年5月19日付で公表した「会社分割（簡易吸収分割）に関するお知らせ」に記載のとおり、SMCL事業に関する経営資源を集約することによって、将来的な資本・業務提携を見据えたオープンな事業運営を可能にするとともに、意思決定プロセスの迅速化を図り、研究開発パートナーとの連携創出を加速することを目的として、SMCL事業を当社の完全子会社であるオキュデバイセズに吸収分割の方法により承継させるに至った。

当社は2026年8月26日現在、当社及び子会社19社により構成される企業グループとして、コンタクトレンズの研究開発及び製造販売と、コンタクトレンズケア用品、その他商品の販売を主たる業務としている。当社グループは、設立以来半世紀以上にわたり、当社の使命である『眼』の専門総合メーカーとして、「お客様の『見える』をサポートする」の達成、及び中長期的な企業価値の向上を目指している。また、「日本のシードから世界のSEEDへ」を掲げて、日本のみならず海外へも積極的に展開している。

当社グループはコンタクトレンズの開発で培った技術・信頼をもとに、コンタクトレンズ事業にとどまらず、コンタクトケア用品等の眼に関するさまざまな商品を世に送り出してきた。乱視用・遠近両用・円錐角膜対応型等のスペシャリティレンズの開発を積極的に推進し、医療機器メーカーとしての専門性を背景に、他社と一線を画す製品群を構築してきた。研究開発体制については、鴻巣市にて先進的な開発・製造拠点を整備し、とりわけ2017年9月に竣工した鴻巣研究所の3号棟では省人化と品質安定性を両立させたコンタクトレンズの一貫生産体制を実現した。

また、海外展開に関しても、欧州やアジアを中心に段階的な市場開拓を進め、ドイツ、英国、中国、ベトナム及びマレーシア等の成長市場において、現地法人・販売代理店との連携

を通じた市場浸透とブランド認知の強化を推進してきた。製品供給体制については、日本国内の自社工場における一貫生産を中核に据えながらも、海外市場のニーズに対応するため、ドイツ、英国においては自社ブランド製品の現地製造の他、他地域においては外部委託生産を活用することで、供給の安定性と市場柔軟性の両立を実現してきた。

イ 当社グループの経営環境に関する当社の認識

当社グループを取り巻く経営環境については、企業収益において米国の通商政策の影響が残るものの、改善の動きがみられる。雇用情勢や所得環境の改善の動きが続く中で、個人消費は持ち直しの傾向がみられ、設備投資も底堅く推移しており、国内景気は緩やかに回復しつつある。その一方で、今後の景気見通しについては、中東情勢の緊迫化等を背景とした石化製品の供給不安や価格の上昇、物流コストの高騰、円安による輸入物価の上昇等の影響により、景気の先行きについてはより一層不透明かつ予断を許さない状況が続いている。

国内のコンタクトレンズ市場は、文部科学省による令和 6 年学校保健統計調査によれば、小学生の近視率が 2014 年の 30.16%から 2024 年には 36.84%に上昇するなど、近視の低年齢化による近視人口の増加やユーザーの年齢層拡大に伴い、装用人口が増加している。また、乱視用や遠近両用といったスペシャリティレンズ、ファッション性の高いサークル・カラーレンズ、就寝時に装用し日中裸眼で視力矯正効果が得られるオルソケラトロジーレンズ等の需要拡大は続いている。

海外のコンタクトレンズ市場においても、中国市場の停滞感は見られるものの、国内同様、近視人口の増加を背景に成長を続けており、特に東南アジアやインド等、急速に経済成長している国々においては、さらなる拡大が見込まれている。

このような状況の下、当社グループは、本中期経営計画においては、中長期的な目標としている、「連結売上高 500 億円を達成し、世界のコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮するための生産基盤を確保する」ことを掲げており、特に「省人化生産体制の構築による競争力維持」「品質向上による安全安心の追求」「コーポレートブランド再構築による企業価値向上」「環境経営の推進」「人的資源強化による事業基盤の整備」を企業目標達成に向けた重点課題として取り組んでいる。

特に、国内外で今後も需要拡大が見込まれるコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮するため、成長の足枷となっている供給力不足を改善すべく、新商品を含めた量産体制の整備を成長戦略の柱として掲げている。

当社の生産拠点である鴻巣研究所では、本中期経営計画期首で月間最大生産枚数は 5,800 万枚であったが、2024 年 4 月に竣工し、2024 年 6 月に稼働を開始した 2 号棟別館により同枚数は 6,500 万枚へ引き上げられている。また、2026 年 1 月に竣工した 4 号棟は、2026 年 3 月より稼働を開始している。人員確保のハードルが上がっている中、さらなる省人化を実現する生産ラインの構築を進めつつ、第一期計画では最大生産能力が 4 号棟稼働前の月間最大生産枚数 6,500 万枚から 2027 年 3 月期には月間最大生産枚数 7,900 万枚となり、第二期

計画後の2028年3月期には月間最大生産枚数8,250万枚を見込んでいる。

これらの事業活動の結果、2026年3月期において、国内外でのコンタクトレンズ需要は堅調に拡大しているが、市場における価格競争や流通チャネルの多様化等の影響を受けたため、売上高は33,942百万円（前期比2.1%増）に留まった。利益については、製品の歩留まりは改善しつつも、一部輸入商品の仕入価格が円安により上昇し、粗利が減少したことから、売上総利益に影響を及ぼした。販売費及び一般管理費においては、人員増加や処遇改善によって人件費が増加し、また、シンガポールに物流拠点を立ち上げるための費用や組織改編検討のためのアドバイザー費用が発生した。その結果として、営業利益1,439百万円（前期比7.8%減）、経常利益1,406百万円（前期比5.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,135百万円（前期比4.0%増）となった。当社は、今後も成長戦略の取り組みを一層加速し、世界のコンタクトレンズ市場の中でプレゼンスの発揮を目指している。

ウ 当委員会による検討

上記（1）の当社グループの事業内容及び経営環境についての当社の認識は、当社取締役会における議論や、当社に関する公表資料と整合するものであり、不合理な点は認められない。

（2）本取引により想定されるシナジー

当委員会がLuxshare及び当社から受けた説明によれば、Luxshare及び当社が想定するシナジーは、以下のとおりである。

ア 公開買付者が想定するシナジー

Luxshareグループは、世界的な高齢化や健康志向の高まり、デジタルヘルス及びスマートウェアラブル技術²の進展など、近年における外部環境の構造的な変化を踏まえ、医療・ヘルスケア関連分野を今後最も成長が期待される重点領域の一つとして位置付けていくとのことである。かかる経営方針の下、Luxshareは、(i) 医療機器であるコンタクトレンズの製造工程が、Luxshareグループが長年取り組んできたスマートフォンパネルや光学モジュールの製造技術と高い類似性を有しており、それらの製品の製造に関する既存のノウハウや品質管理システムを応用することにより、短期間で高品質なコンタクトレンズの量産体制を構築できる可能性があると判断したこと、(ii) アジア市場では近視人口の増加及び中間所得層

² デジタルヘルスとは、従来の医療行為をデジタル技術で補完・高度化することを目的として、情報通信技術（ICT）を活用して、健康の維持・疾病予防・診断・治療・リハビリ・介護などを支援する医療・ヘルスケア分野のことを指し、スマートウェアラブルとは、身体に装着して使用する電子デバイスで、センサーや通信機能を備え、健康・運動・生活データをリアルタイムに取得・解析・共有できる機器を指すとのことである。

の拡大によりコンタクトレンズの需要が急増している一方で、欧米のコンタクトレンズ販売会社の輸入製品への依存度が高いと Luxshare としては考えているため、アジアのコンタクトレンズブランドの成長余地が大きいと判断したことから、2023 年末頃より、コンタクトレンズの製造販売事業への参入の可能性を検討していたとのことである。

かかる検討の中で、Luxshare は、コンタクトレンズの製造販売事業への参入に要するコスト及び期間の観点から、コンタクトレンズの自社ブランドを新規に立ち上げるのではなく、確立されたブランドや技術基盤を有するコンタクトレンズの製造販売事業を行う会社との戦略的提携による参入方針を 2024 年 3 月に決定し、グローバル市場を視野に複数の潜在的な候補先の探索を開始したとのことである。

その後、Luxshare は、2024 年 8 月下旬、日本を含むアジアを中心としたクロスボーダー M&A アドバイザリー事業を主軸とした独立系アドバイザリー会社であるアジア・サンライズ・キャピタル株式会社より、当社がコンタクトレンズ分野において長年の研究開発実績と確立したブランド力を有しているとの紹介を受け、当社との間で情報交換のための協議の機会を得るに至ったとのことである。そして、当該協議において、双方の事業領域や将来戦略についての意見交換が行われ、Luxshare グループが有するスマートファクトリー・自動化技術と、当社が持つ高品質な製品開発力・医療機器製造の知見との間に事業上の高い相互補完性が存在することを確認できたため、Luxshare と当社は、業務提携の可能性を模索するための協議をその後も実施することとしたとのことである。具体的には、2024 年 11 月 6 日に Luxshare グループによる当社の鴻巣研究所への訪問や施設見学、2025 年 3 月 2 日から同月 4 日にかけて当社による Luxshare 本社への訪問や工場見学を実施し、また、2025 年 6 月 3 日、25 日及び 27 日に Luxshare グループから当社に対して Luxshare グループの企業文化や保有技術等を紹介したほか、コンタクトレンズの製造技術に関して意見交換する機会を設けるなどして、Luxshare と当社は協議を重ねてきたとのことである。

このように、Luxshare は、当社との業務提携の可能性を検討するため、2024 年 8 月下旬から 2025 年 6 月下旬にかけて、当社との間で、Luxshare グループ及び当社グループそれぞれの事業内容や製造体制を踏まえた協業の可能性について意見交換を行ってきたとのことである。上記一連の協議や施設への訪問・見学に加え、公開情報等に基づく初期的な分析を通じ、Luxshare は、2025 年 6 月下旬に、①ブランド認知度、②研究開発・製造技術力、③安全と品質を重視する企業文化、④海外展開における相互補完性を基準として様々な提携先候補を総合的に検討した結果、当社が Luxshare グループの理念、技術及び戦略と最も高い親和性を有するという結論に至り、また Luxshare グループ及び当社グループのそれぞれが有するネットワークや経営資源、技術、知見を活用し、相互に連携して事業を推進することにより、具体的に以下のシナジー効果を実現することが可能であるとの認識に至ったとのことである。

なお、Luxshare は、以下のシナジー効果は、Luxshare が当社の議決権の過半数を取得することによって初めて実現されるものではなく、本取引を通じて当社に対する公開買付者及

び新井氏の議決権所有比率を本所有比率とすることで十分に実現可能であると考えているとのことである。Luxshare としては、本取引後も当社の Luxshare から一定程度独立した経営判断を尊重しつつ、当社への役員派遣、Luxshare 及び当社の経営陣その他の関係者間における継続的な協議及び個別の協業施策に関する双方の合意等を通じて、Luxshare 及び当社がそれぞれ有する経営資源、技術、知見及びネットワークを相互に活用することを想定しているとのことである。Luxshare は、このような継続的かつ緊密な連携体制の下においては、本取引後における公開買付者による当社株式の議決権所有比率が 49%にとどまることは、以下のシナジー効果の実現を妨げるものではないと考えているとのことである。もっとも、個別の協業施策については、当社の経営の独立性を踏まえ、両社間で具体的な内容及び実施方法について協議の上、実行していくことを想定しているとのことである。

(7) 世界先端のスマート製造による製造技術の革新

Luxshare グループは、精密機器分野において、世界トップレベルであると自負しているスマートファクトリーの管理体制を確立し、業界最高水準の歩留まりを実現するだけでなく、近年では、コンタクトレンズの製造販売事業への参入の準備として、スマートファクトリーで培ってきた高度な自動化技術と生産ノウハウを応用し、独自開発のコンタクトレンズの全自動化製造ラインの導入の準備を進めることにより、次世代型の製造ソリューションの提供体制の構築を進めているとのことである。コンプライアンスを全面的に確保することを前提として、この独自開発のコンタクトレンズの全自動化製造ラインの導入により、当社グループによるコンタクトレンズの生産効率や歩留まり率が向上すると考えており、また、個々のコンタクトレンズに対する製造・品質情報を完全に追跡することも可能となり、当社のブランドへの信頼性が向上すると考えているとのことである。

(4) サプライチェーン統合による調達・物流最適化

Luxshare グループは、世界約 8,800 社を超える主要サプライヤーから年間約 5.9 兆円規模の部品・原材料を調達しており、数量スケールを活かした価格交渉力を確立しているとのことである。当社においても、これらのグループの共同購買ネットワークを活用することによる、原材料や資材などの仕入コストの削減を実現することが可能であると考えているとのことである。また、Luxshare グループは、中国における成熟した EC システムや高効率な物流配送インフラ、さらにコンタクトレンズのオンライン購入制度を背景に、メーカーから直接消費者へ（Manufacturer to Consumer）の概念を組み合わせることで新たに独自開発した物流システムを有しているとのことである。このシステムのモデルは、製造業者・ブランド保有者・流通業者・消費者の 4 者をシームレスに連携させ、情報・物流・資金のフローを一体的に統合することで、従来の流通過程における在庫滞留や輸送コストを大幅に削減し、製品の回転効率を飛躍的に向上させるものとのことである。また、リアルタイムでのデータ共有により、販売側からの情報をリアルタイムに生産側へフィードバックすることが可能となる

とのことである。これにより、工場は市場動向に基づいて正確に需要を予測し、需要連動型の生産や即応性の高い柔軟な生産体制を実現でき、供給・販売システム全体の機動力と競争力を強化することが可能となるとのことである。かかるシステムを当社が導入することにより、在庫削減やキャッシュフロー改善が見込めるほか、配送速度の短縮による顧客満足度向上も可能となり、当社のブランド価値、及び国際競争力の一層の向上につながると考えているとのことである。

(ウ) グローバル市場における地産地消体制の早期構築

Luxshare グループは、当社が近年、国内生産能力の拡充に大規模投資を行った結果、上場会社としての財務負担が増加しており、追加的に研究開発や海外展開へ資源を投入する余力が限られている状況にあると考えているとのことである。一方で、Luxshare グループにおいては、中国のコンタクトレンズ市場について高い成長可能性を有すると考えている。中国の約 7 億人の近視人口が存在する一方、コンタクトレンズの装用率は約 10%程度と、欧米諸国（40%超）及び日本・韓国・台湾（25～35%）と比較して依然として低い水準にあると認識しているとのことである。また、今後 10 年間に於いて、中国のコンタクトレンズ市場は年平均約 14%の CAGR（年平均成長率）が見込まれ、そのうち 30%超が 1day コンタクトレンズとなるものと予測しているとのことである。さらに、1day コンタクトレンズ利用者が年間のうち約半年間装用することを前提として試算した場合、中国全体のコンタクトレンズに対する需要は今後 5 年程度で年間 120 億枚以上の規模に到達し得るものと見込んでいるとのことである。Luxshare グループとしては、この急成長する中国市場において、2028 年よりコンタクトレンズの本格的な量産を開始することを検討しているとのことである。また、Luxshare グループは、中国にとどまらず、アジア太平洋、北米、欧州など十数か国にまたがるグローバルネットワークを有しているとのことである。Luxshare グループは、当社がこれらを活用することにより、大規模な初期投資を行うことなく、当社が目指す、地域ごとの市場動向や需要変動に応じた「地産地消」体制を迅速に展開することが可能となると考えているとのことである。

(エ) 技術開発の補完及び次世代製品開発に向けた協業

Luxshare グループは、自社ブランドを保有せず他社ブランドの製品の受託製造（いわゆる、OEM 製造）に特化することで、高い専門性と信頼性を備えた製造体制を構築してきたとのことである。今後は、当社が有する先進的な開発技術と、Luxshare グループのスマートファクトリー管理体制を融合させ、高付加価値製品の共同開発とグローバル市場への戦略的展開を加速することにより、当社とともに、次世代に向けた新製品カテゴリーの創出、持続的成長に向けた技術基盤の確立、及び、市場における競争優位性の強化を実現していく方針とのことである。

(オ) 中国を起点としたグローバル販売体制の構築支援

Luxshare グループは、当社の中国市場における販売力強化、さらには世界市場への展開加速を、中長期的な視点で支援するとのことである。例えば、(i) SNS 等の多様なチャネルの整備・拡充を通じた中国市場での当社ブランドの認知度向上及び販売網の構築、(ii) 中国・アジア・欧米等の各地域の消費者行動や市場トレンドに応じた販売戦略の立案等のサポートによる当社ブランドの市場地位の継続的な向上、(iii) ターゲット顧客層ごとの製品（例えば、富裕層向けのシリコーンハイドロゲル³等の医療グレード製品、一般大衆層向けのベアシック製品等）の展開を推進していくとのことである。Luxshare は、これらの取り組みにより、当社が、グローバルな販売チャネルの拡充、市場シェア拡大、ブランドプレゼンス強化を効率的かつ着実に実現できると考えているとのことである。

イ 当社が想定するシナジー

当社グループを取り巻く経営環境を踏まえ、本取引を通じて Luxshare と当社が資本面も含めた業務提携を行い、Luxshare グループによる当社グループへの更なる経営資源の投入を可能とすることで当社が実現可能と考える具体的なシナジーは以下のとおりである。

(7) Luxshare グループの中国工場への当社ブランドレンズ OEM 製造委託による販売額及び利益額の向上

当社は、Luxshare グループは急成長する中国市場において、2028 年よりコンタクトレンズの生産を開始する予定であり、現在は年間最大 20 億枚の生産を目指して、業界基準を上回る厳格な要件にも対応した設計・施工を行い、安定した製造・品質管理体制の構築に向けた準備を着実に進めていると理解している。また、Luxshare グループはコンタクトレンズの販売においても活用可能な、物流・販売に至るまでの一貫したローカルネットワークを有しているとのことである。当社は、これらのリソースを当社の製造及び販売活動に活用していくことで、中国工場への OEM 委託による販売額及び利益額の向上が可能となると考えている。

(イ) Luxshare グループとの連携による鴻巣研究所製品の販売額増加

当社は、Luxshare グループが有する物流・販売に至るまでの一貫したローカルネットワークの活用や、Luxshare グループの 40 万人におよぶ役職員への販売促進を行うことで、鴻巣研究所で製造した当社ブランド製品の販売量増加が可能となると見込んでいる。加えて、当社と Luxshare は、Luxshare グループが鴻巣研究所製品を在庫として所有し、当社の中

³ 「シリコーンハイドロゲル」とは、主にコンタクトレンズに使用される、シリコーン素材とハイドロゲル（含水性の高い素材）を組み合わせた材料とのことである。シリコーンには酸素を通しやすい性質があり、従来のソフトコンタクトレンズ素材よりも、角膜に多くの酸素を届けることができるとのことである。

国子会社を通した販売を行う商流の構築について検討を行っており、これらが実現できた場合には在庫や資金負担を軽減しながら当社製品の販売強化につながると考えている。また、現時点では構想にとどまるものの、Luxshare グループのネットワークを活用しながら日本国外における医療機器登録証の取得を企画しており、鴻巣研究所製品の飛躍的な販売強化につながる可能性がある。

(ウ) 自動化省人化製造機器技術の当社製造設備への導入

Luxshare グループは、自動化、スマート製造及び省人化に関する豊富な知見・ノウハウを有しており、スマートフォンやスマートウォッチの部品の製造・組み立て等を通じて蓄積した豊富な実戦経験と成果を活かし、関係する各国・地域の法令、規制要件及び知的財産権保護に関する要件を遵守することを前提として、当社との間で、これらの製造技術及び生産管理に関する知見のコンタクトレンズ製造分野への適用可能性及び協業の可能性について検討を行うことを想定しているとのことである。また、今後、具体的なプロジェクトを推進する場合には、対象となる工程、設備、ソフトウェアシステム及び関連技術について必要な評価・検証を行い、適用される法令及び規制要件を踏まえた上、それらを遵守した前提下、具体的な協業内容及び実施方法について双方で協議・検討する予定であるとのことである。当社は、かかる協業が実現した場合には、生産効率の向上により、歩留まりの改善、リードタイム短縮、WIP 削減、省人化効果等が期待できると考えている。

(エ) グローバル人材の確保によるグローバル展開強化

Luxshare グループはグローバル企業として、世界各国の優秀な人材の獲得と育成に常に力を注いでおり、世界各地の大学・研究機関とのパートナーシップを活用し、国際インターンシップや共同研究を積極的に実施する中で、学生や若手研究者に実務経験を提供するとともに、早期に有望な人材を発掘・育成する仕組みが構築されていると理解している。加えて、Luxshare グループはグループ内での短期派遣・ジョブローテーション制度を導入し、社員が国境を越えて多様な業務経験を積める環境を提供しており、現地採用人材を含む全社員がグローバルな視点を養い、幹部候補として成長できるよう支援しているとのことである。

当社も、今後の成長のために、一層の事業のグローバル化を進めているところであるが、今後、当社が各国での人材採用や育成プログラムをさらに推進するにあたっては、Luxshare グループが各国に有する人事部門やネットワークを活用することにより、グローバル人材の交流・育成が拡充され、当社の国際競争力強化に寄与すると考えている。

(オ) 地域に応じた生産・販売の促進

当社は、中長期的に国内においてさらなる生産性向上・競争力の強化を図るとともに、中国市場において地産地消をベースに優位な市場地位を確保し、それを起点に当社のグローバル展開を一段と強化できるものと考えている。当社は、本取引を通じて、Luxshare グループ

プとともに、当社のマザーマーケットである日本、Luxshare のマザーマーケットである中国、そしてグローバルネットワークを活用した世界を舞台に、地域に応じた生産・販売を促進し、「日本のシードから世界の SEED へ」向けて中長期的な企業価値向上が実現できると考えている。

(カ) 中長期的な成長に繋がる投資の促進

当社グループは、世界のコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮するため、成長の足枷となっている供給力不足を改善すべく、新商品を含めた量産体制の整備を成長戦略の柱として掲げている。一方で、成長戦略の推進は短期的な投資や財務負担が大きく発生すると考えている。こうした制約の下で、本取引を通じて当社株式の非公開化を行い、短期的な利益に左右されず、中長期的な成長に繋がる設備投資や研究開発を行い、また、Luxshare グループとの資本業務提携により、業務提携よりも強固な協業関係を構築し、製造のみならず中国内での販売体制の確立や各種側面支援、及び適用ある法令を遵守することを前提として、Luxshare グループが有する自動化・省人化に関する生産設備技術の活用可能性を検討し、当社製造設備の投資による徹底的な効率化等を行い、成長戦略の推進につながると考えている。

ウ 当委員会による検討

上記アの Luxshare が想定するシナジーの内容と、上記イの当社が想定するシナジーの内容に、矛盾する点や明らかに客観的事実に反する点は見当たらない。

そして、上記（1）のとおり、国内外で今後も需要拡大が見込まれるコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮するため、成長の足枷となっている供給力不足を改善することが当社の課題となっている。本取引により想定されるシナジーについて、当委員会及び当社の各アドバイザーからの助言及び本資料を踏まえ、Luxshare 及び当社に対して質問を行い、これに対する回答も踏まえ検討したが、本取引により Luxshare グループの中国工場への OEM 製造委託による販売額及び利益額の向上（上記イ（ア））、Luxshare グループとの連携による鴻巣研究所製品の販売額増加（上記イ（イ））といった比較的定量的な評価に親しむシナジーについては、一定の具体的効果が見込まれる。また、これらに加えて、自動化省人化製造機器技術の当社製造設備への導入（上記イ（ウ））、グローバル人材の確保によるグローバル展開強化（上記イ（エ））を含め、生産、物流、調達、営業マーケティング、開発などの各分野において、当社の抱える供給力不足という経営課題を中心に、中長期的なアップサイドとなりうる定性的なシナジーの実現も期待できる。

また、本取引に係る対内直接投資等に関する外為法上の審査に際して Luxshare が提出を予定している誓約事項その他の条件等、Luxshare が服する関連法規制を踏まえ、当該誓約事項等が上記の各シナジーの実現を阻害する可能性についても検討した。その結果、当委員会及び当社の各アドバイザーから受けた助言並びに本資料の内容を踏まえる限り、現時点に

において、当該誓約事項その他の関連法規制により上記の各シナジーの実現が妨げられる具体的なおそれは認められないと考えられる。

以上からすれば、本取引により想定されるシナジーは、当社の企業価値向上に資するものであると考えられる。

(3) 本取引により想定されるディスシナジー

本取引の結果、当社株式は非公開化され、当社の議決権は新井氏によって 51.00%が所有されるほか、新たに公開買付者によって 49.00%が所有されることとなる。また、本取引は、結果として当社の今後の経営方針の変更を伴う可能性がある。仮に本取引に伴って当社に大きなディスシナジーが生じるようであれば、それも勘案した上で、本取引の目的の正当性・合理性を検証する必要がある。そこで、当委員会は、当委員会及び当社のアドバイザーからの助言及び本資料も踏まえ、本取引の結果としてあり得るディスシナジーを整理の上、当社及び Luxshare に対する質問を行い、これに対する回答のほか、関連する公表資料等も踏まえ、検討を行った。

ア 開発・技術面に関するディスシナジー

本取引後に当社技術・知的財産権が流出しないかを検討したが、Luxshare によれば、Luxshare グループはコンプライアンスを重視する中国外のグローバル企業との取引実績を有し、顧客ごとに厳格な秘密情報管理体制を運用しているとのことである。また、Luxshare は、本取引後、当社の重要な特定技術情報へのアクセス及び情報共有を必要な範囲に限定する意向であるとのことである。

また、本取引により当社が実施する大学等との国内共同研究・開発への影響がないかを検討したが、当社によれば、本取引後においても、公開買付者が当社に対する議決権の 49.00%を所有しても大学等において外為法第 25 条に定める特定技術の役務取引等に関する手続は不要であり、国内の共同研究開発契約上の解除条項等の存在や大学等の内部において一定の手続は必要になることを考慮しても、本取引によって国内共同研究・開発に重要な支障が生じることは想定されないとのことである。

また、本取引後に当社と Luxshare グループとの間で共同研究開発等を行う場合において、外為法第 25 条に定める特定技術の役務取引等に関する手続が必要になることなどによって Luxshare グループとのシナジー発揮が妨げられないかを検討したが、当社によれば、当社が Luxshare グループに対して提供する技術が外国為替令別表の第 1 項から第 15 項までに規定する技術に該当する場合及び当社が経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合に外為法第 25 条の許可が必要になることを考慮しても、Luxshare グループとの間で予定されているシナジーの発揮が妨げられることは想定されないとのことである。

イ 製造・営業・販売面に関するディスシナジー

本取引後も当社が引き続き仕入先との取引を継続することにつき影響がないかを検討したが、当社によれば、仕入先との契約条項、関係性、製造設備状況等に鑑みると契約が解除されるリスクは僅少であり、仮に契約が解除されたとしても事業上のリスクは相応に低いと考えられるとのことである。

また、Luxshare グループとの資本面を含む業務提携の一環として Luxshare へ OEM 製造委託をすることにより当社が過剰な在庫負担を負うことがないかを検討したが、Luxshare によれば、Luxshare グループへの OEM 製造委託において当社は短期間の在庫保持義務のみを負い、販売先からの発注に応じて Luxshare グループが製造・出荷する仕組みを採用する方針であるとのことである。

さらに、本取引に伴い当社が取得している許認可に影響がないかを検討したが、当社によれば、本取引に伴い必要になる手続や、本取引による株主変更そのものを理由に許認可の更新ができなくなる規定は存在しないとのことである。

加えて、当社製品を購入又は推薦してきた消費者及び医療従事者が本取引をきっかけに当社製品の購入又は推薦を取りやめることがないかを検討した。眼科医師に対するアンケート調査の結果では、当社の主要チャネルであるクリニック販路において、本取引によって一定の売上低下が生じる可能性があることが示唆される。しかしながら、当社によれば、近時中国製コンタクトレンズに対して日本初の外国製造医療機器の製造販売承認（薬機法第 23 条の 2 の 17 第 1 項）が出されたことなどに鑑みると、その影響が実際に生じず、あるいはその程度が僅少に収まる可能性も考えられ、また仮に一定の売上低下が回避できない場合においても、高い品質及び安全性、供給の安定性、一定のブランド力などの当社製品の利点が本取引を通じて害されることはなく、本取引による悪影響は限定的であると考えているとのことである。

その他、本取引後に当社が Luxshare グループへ OEM 製造委託をする際に、Luxshare グループが当社の競合他社から OEM 製造委託を受け、又は自社ブランドを展開することによる当社への影響がないかを検討した。Luxshare によれば、競合他社から OEM 製造受託をする際には競合リスクを回避しつつ、全体の最適化を図っていく方針であり、また、現状では Luxshare グループが自社ブランドを展開し当社ブランドと競合することは想定していないとのことである。

ウ 人材確保に関するディスシナジー

本取引により当社が上場を廃止することや、当社グループと Luxshare グループとの間に資本関係が生じることに伴い当社の人材確保への影響がないかを検討した。Luxshare によれば、Luxshare としても当社が長年培ってきた優秀な人材こそが企業価値の源泉であると理解しており、雇用の安定を最優先に考えているため、当社の既存の雇用契約及び労働条件を尊重し、原則として維持する予定であるとのことである。

エ 資金調達・投資活動等に関するディスシナジー

本取引により当社が上場廃止することに伴い設備投資等の際に株式市場における資金調達手段が限定されることによる当社への影響がないかを検討したが、当社によれば、新井氏が本取引後において当社の支配株主として残存する予定であること及び世界的な上場企業である Luxshare が有する市場における信用力、業界における地位及び戦略的リソースを活用した総合的な支援が得られることから、金融機関から必要な資金を調達することができると考えているとのことである。

また、本取引により当社が交付を受ける補助金等への影響が生じないかを検討したが、当社によれば、公開買付者が当社に対する議決権の 49.00%を所有するにとどまる限り、補助金等の返還等を求められるリスクは限定的であり、仮に補助金等の返還等を求められたとしても事業上のリスクは低いとのことである。

さらに、本取引により当社の日本国内への投資活動について外為法第 27 条による制約が生じないかを検討したが、当社によれば、本取引後においても、公開買付者が当社に対する議決権の 49.00%を所有するにとどまり、新井氏が当社に対する議決権の 51.00%を所有し続ける限り、当社は本取引後も同条の規制対象となる「外国投資家」には該当せず、日本国内への投資活動が新たに制約されることはないとのことである。

オ 台湾事業に関するディスシナジー

下記 (4) ア (ウ) 及び同イ (ウ) のとおり、仮に当社が Luxshare からの本公開買付けの提案に賛同し、本公開買付けが Luxshare の提案に沿って行われる場合には、本台湾子会社を当社の子会社として保持することはできないため、本取引に伴って本台湾子会社株式の全てを売却することにより当社への影響がないかを検討した。当社によれば、売却先である株式会社ラ・ホールディングスとは、売却後においても、当社製品の販売、当社のブランド名や商標の使用、OEM 先への直接発注に関して、従来どおりの取引を継続することを確認しており、加えて、本台湾子会社との間で代理店契約を締結し、売却後においても、当社製品の販売、当社のブランド名や商標の使用、OEM 先への直接発注に関して、従来どおりの取引を継続することを合意しているとのことであり、本台湾子会社株式の売却による、当社に対するディスシナジーは限定的であると考えているとのことである。

カ オキュデバイセズの持分法適用関連会社の非該当化に関するディスシナジー

下記 (4) ア (エ) 及び同イ (エ) のとおり、仮に当社が Luxshare からの本公開買付けの提案に賛同し、本公開買付けが Luxshare の提案に沿って行われる場合には、オキュデバイセズを当社の持分法適用関連会社として保持することはできないため、オキュデバイセズが当社の持分法適用関連会社に該当しない水準とするため、当社が保有するオキュデバイセズの普通株式の 85%超を第三者に売却し、当社のオキュデバイセズに対する議決権所有比率

を引き下げる必要がある。そこで、これにより当社への影響がないかを検討した。

当社によれば、新井氏及び新井氏が議決権の過半数を有する株式会社ラ・ホールディングスと、売却後においても、従来どおりの事業運営を継続することに対する了承を得ており、加えて、当社はオキュデバイセズとの間で業務委託契約を締結し、当社からオキュデバイセズに対して SMCL 事業に関する開発、設計、試作等に関連する業務を委託するとともに、当該業務委託契約に基づく成果物を当社又は当社が指定する第三者が独占的に製造、販売することができる権利を付与されている。そのため、当社が SMCL 事業を通して想定していた将来の収益機会は、一定程度限定される可能性があるとしても、その重要部分の確保について実質的な支障が生じることは想定されず、オキュデバイセズの持分法適用関連会社へ該当しない水準とするためにオキュデバイセズの普通株式の一部を売却することによる、当社に対するディスシナジーは限定的であると考えているとのことである。

キ Luxshare グループに関するディスシナジーの可能性

当委員会は、本取引により当社グループと Luxshare グループとの間に資本関係が生じることから、Luxshare グループによる法令遵守の状況等が当社に及ぼす影響及び本取引後に当社と Luxshare グループとの間で安定的な協業関係を構築し、維持することに及ぼす影響を多角的に把握するため、フォレンジック調査会社に依頼の上、Luxshare グループのバックグラウンド調査を実施した。

Luxshare グループの米国等の経済安全保障関連規制の遵守状況等について検討した。Luxshare によれば、現時点において Luxshare グループのいずれの会社も米国等の経済安全保障関連規制の対象とはなっておらず、必要なコンプライアンス体制を整備し、輸出管理及び経済制裁関連規制を厳守しているとのことである。また、当社が調査を依頼した経済安全保障や国際通商に精通した米国の法律事務所から得た助言によれば、仮に Luxshare グループが米国の最も制限の厳しい規制の対象となったとしても、本取引後に公開買付者が当社に対して有する議決権所有比率が 49.00%にとどまることを踏まえれば、当社が自動的に規制の適用対象とみなされることはないとのことである。

また、Luxshare グループにおける従業員及びそのサプライチェーンにおける権利保護等の状況についても検討した。Luxshare によれば、Luxshare グループでは、国際的な人権・労働基準を踏まえ、従業員の権利保護に関する方針及び社内規程を整備しているほか、労働上のリスクに関する定期的な評価や第三者監査等を適切に実施しているとのことであり、Luxshare グループの事業活動及びサプライチェーンについて、従業員及びステークホルダーの基本的な権利を尊重・保護する責任を認識し、実践しており、これらの権利を侵害する事案は発生していないとのことである。また、コンプライアンスを重視する米国のグローバル企業等との取引も継続しているとのことである。

さらに、Luxshare グループ又はその関係者に関する規制当局による調査、法的手続その他の紛争等に関する事案についても検討した。当社は、当社が Luxshare に関する紛争を検

知した法域について、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を通じて訴訟実務に精通した現地の法律事務所による調査を行った結果、Luxshare グループの特定の海外子会社及び関係者の個別の事業活動等に関連して、複数の規制当局による調査及び法的手続その他の紛争等が確認されたが、本取引後の当社との協業関係に重大な支障を及ぼすことを具体的に示す事情は確認されず、Luxshare によれば、Luxshare グループにおいては法令遵守及び内部統制に関する方針や体制の整備・運用がなされており、また、本取引後の当社との関係についても、法令遵守を確保し、Luxshare グループによる当社への関与及び情報の取扱いを適切に管理するとともに、その実効性を継続的に確保するための措置を講じる意向であるとのことである。

以上を踏まえ、当社は Luxshare グループのバックグラウンド調査により検出された事実は、本取引を中止すべき事情とはいえないと考えているとのことである。

ク 小括

以上の当社及び Luxshare の説明に矛盾する点や明らかに客観的事実に反する点は見当たらず、当委員会及び当社の各アドバイザーからの助言及び本資料を踏まえても、当社及び Luxshare の説明に不合理な点は見当たらず、各ディスシナジーの発生可能性又は影響の程度には一定の不確実性が残るとしても、現時点において当社に重大な影響を及ぼし、又は本取引後に当社と Luxshare グループとの間で安定的な協業関係を構築し、維持することへの具体的な支障となる事情は確認できない。

また、当委員会及び当社の各アドバイザーからの助言及び本資料に基づいて、本取引により想定されるディスシナジーを上記（２）の本取引により想定されるシナジーと比較・検討したが、上記（２）ウのとおり、本取引により Luxshare 及び当社の連携が進むことで OEM 製造委託による販売額並びに利益額の向上及び鴻巣研究所製品の販売額増加といった定量的なシナジーについて一定の具体的効果が見込まれるほか、生産、物流、調達、営業マーケティング、開発などの各分野において、中長期的なアップサイドとなりうる定性的なシナジーの実現が期待される一方、当社の事業に重大な影響を及ぼすようなディスシナジーは限定的であることから、シナジーはディスシナジーを上回ると評価することができると考えられる。

(4) 本取引によることの合理性

ア 公開買付者による説明

(7) 非公開化の合理性

Luxshare は、上記（２）に記載したシナジー効果を最大化するための手段について検討を重ねた結果、2025 年 8 月中旬、当社株式を非公開化することにより、経営資源の相互活用を加速し、当社の短期的利益に直結せずとも当社を中長期的に成長させることに繋がる様々な施策を行い、より強力な提携関係を構築することが、シナジー効果の実現により資すると

の考えから、当社に対して、当社株式の非公開化を提案するという方針を固めるに至ったと
のことである。

(イ) 本所有比率及び経営方針の合理性

公開買付者によれば、Luxshare が当社との協議と並行して 2024 年 11 月下旬に新井氏との間で Luxshare グループの事業と当社グループの事業の親和性、当該親和性を踏まえた Luxshare による資本参加の意向、非公開化を伴う事業再構築の可能性について行った協議の中で、Luxshare 及び新井氏、当社及び Luxshare との間で、一定の時間をかけて、技術交流や協業によるシナジー効果の実現の可能性などに関する意見交換の機会を設け、相互理解を深めた上で、当社にとっても最善と考えられる提携方法を検討することで合意したとのことである。その後も、Luxshare は、当社との間で継続的に意見交換を行っていたが、当社と Luxshare の交流及び意見交換を通じて当社から Luxshare に対する信頼を得られたという認識のもと、2025 年 6 月下旬、新井氏と改めて協議した結果、新井氏が当社の株主として残りつつ、Luxshare が公開買付けにより当社株式を非公開化する手法が当社の中長期的な成長に最も適したスキームであるという認識に至ったとのことである。新井氏は、1985 年 3 月に当社の代表取締役社長に就任して以来、約 15 年間にわたり取締役として当社の経営に携わっており、その後は当社の経営に直接的には関与していないものの、2026 年 8 月 26 日現在まで約 41 年間に亘り当社の大株主として当社を支え、株主の立場から当社の経営の一般的な方向性について適宜適時に助言を行ってきたことから、当社の事業及び経営に対する深い理解を有していることを踏まえ、Luxshare 及び新井氏は、Luxshare グループが本公開買付けにより当社株式を取得する一方で、当社株式の非公開化後も、新井氏が当社の株主として残り、これまでと同様に株主の立場から当社を支え、当社の日本ブランドの維持と経営の安定を両立させることが当社の企業価値の向上に資するという Luxshare 及び新井氏相互の共通認識に基づき、新井氏は本公開買付けに不応募とすることとし、また、非公開化後の当社に対する議決権所有比率を本所有比率（新井氏 51.00%、公開買付者 49.00%）とするという内容で、本取引を実施する方針を固めるに至ったとのことである。また、公開買付者は、2026 年 8 月 26 日付で新井氏との間で締結する本株主間契約において、(i) 本取引完了後の当社の取締役の総数を 6 名又は 8 名（ただし、本取引完了直後の当社の取締役の総数を 8 名）とすること、(ii) 新井氏及び公開買付者は、それぞれ同数の取締役を指名すること、(iii) 本取引完了直後において、新井氏及び公開買付者は、当社の取締役 8 名のうち 6 名を、本取引完了直後の当社の取締役 6 名（社外取締役を除く。）（2026 年 8 月 26 日現在においては、佐藤隆郎氏、杉山哲也氏、新庄信孝氏、福田猛氏、中村きく江氏、及び安田孝則氏を予定している。）の中から指名すること、(iv) 当社の代表取締役を新井氏及び公開買付者がそれぞれ 1 名ずつ指名することを合意しており、本取引完了後も一定期間、現在の経営体制を原則として維持し、現経営陣が引き続き当社の運営に主導的な役割を果たすことを想定しているとのことである。

また、かかる想定の下、Luxshare は、本公開買付けを契機として当社の現在の雇用方針を変更することは予定しておらず、当社における現在の雇用方針を尊重し、従業員の安定的な雇用が維持されることを基本的な考え方としているとのことである。Luxshare としては、当社の更なる成長及び企業価値の向上の観点から、現行の人事・雇用制度を尊重しつつ、優秀な人材の確保・定着及び活躍を促進するため、必要に応じて、より効果的な人材育成施策やインセンティブ制度等を導入・実施することについて、当社の現経営陣と協議していくことを想定しているとのことである。

これらの点を含む当社の経営体制や人事・雇用制度の詳細は、本公開買付けの成立後、当社及び新井氏と協議しながら決定していく予定とのことである。

(ウ) 本台湾子会社株式の売却の合理性

Luxshare が本取引を通じて本台湾子会社の株式を間接的に取得することに伴い台湾における外資規制に基づく手続が必要になり、当該手続の管轄当局から本取引に係る承認を取得することが事実上困難又は長期間を要することが判明したため、Luxshare は、2025 年 9 月 19 日に、新井氏と協議の上、当社に対して、本台湾子会社の売却又は清算に関する提案書のドラフトを提出したとのことである。また、Luxshare は、本台湾子会社の清算には一定の時間を要する上、本台湾子会社の清算を行った場合には当社の事業への悪影響が生じるのではないかと考えたこと、また、当社が本取引と無関係の第三者の中から本台湾子会社の適切な売却先を探索することには時間を要し、又はそのような売却先の探索は困難なのではないかと考えたことから、提案書には記載していないものの、本台湾子会社の売却又は清算に関して当社が採り得る選択肢のうち、上記の観点から、最も現実的であり、かつ、当社の事業に対して影響が少ないと考えられるものとしては、新井氏又はその関係する会社が本台湾子会社の発行済株式の全てを買い取るという選択肢ではないかと考え、その旨を打診したとのことである。

(エ) オキュデバイセズの持分法適用関連会社の非該当化の合理性

Luxshare は、本取引の実施にあたって必要となる外為法第 27 条第 1 項の定めによる届出に関し、公表されている外為法審査の考慮要素に照らし、様々な検討を行ったところ、当社による技術情報管理の徹底を図る見地から、SMCL 事業を営むオキュデバイセズが当社の持分法適用関連会社に該当しなくなる水準まで当社のオキュデバイセズに対する株式の保有比率を下げるのが望ましいと考えるに至り、その旨を当社に対して提案したとのことである。

(オ) 外為法に基づく承認の取得の見込み

公開買付者によれば、本公開買付けによる当社株式の取得にあたっては、公開買付者が外為法第 27 条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、

法定の待機期間を経過する必要があるところ、公開買付者親会社は、2025 年 8 月 13 日付で当該届出を行い⁴、同日付で受理されたものの、当社の事業を所管する経済産業省から、法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度当該届出を取り下げるよう連絡を受けたことから、同年 9 月 5 日付で当該届出を取り下げたとのことである。その後、公開買付者は、同年 12 月 8 日付で改めて当該届出を行い、同日付で受理されたものの、当該届出に係る待機期間が順次延長された後、経済産業省から、法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度当該届出を取り下げるよう連絡を受けたことから、2026 年 3 月 18 日付で当該届出を取り下げたとのことである。その上で、Luxshare、公開買付者及び公開買付者親会社は、2025 年 8 月以降、本取引の実施にあたって、当社と協力しながら、当該届出に関し、関連当局との間で協議を継続していたところ、2026 年 8 月上旬、関連当局との協議が概ね整ったことから、公開買付者は、関連当局との間で合意した条件を前提とした本公開買付けによる当社株式の取得に係る承認を得るため、公開買付期間中に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣へ上記条件付きで再度の届出を行うことを予定しているとのことである。

今後、当該届出に基づき関連当局による承認に向けた審査がなされるところ、公開買付者としては、公開買付期間末日の前日までに、かかる承認は得られる見込みであり、本公開買付けの期間には影響しないと考えているとのことである。

イ 当委員会による検討

(7) 非公開化の合理性

当社によれば、上記 (2) イ (カ) のとおり、当社グループは、成長の足枷となっている供給力不足を改善すべく、量産体制の整備を成長戦略の柱として掲げている一方で、成長戦略の推進は短期的な投資や財務負担が大きく発生すると考えているとのことであり、こうした制約の下で、本取引を通じて当社株式の非公開化を行い、短期的な利益に左右されず、中長期的な成長に繋がる設備投資や研究開発を行い、また、Luxshare グループとの資本業務提携により、業務提携よりも強固な協業関係を構築し、製造のみならず中国内での販売体制の確立や各種側面支援、及び適用ある法令を遵守することを前提として、Luxshare グループが有する自動化・省人化に関する生産設備技術の活用可能性を検討し、当社製造設備の投資による徹底的な効率化等を行い、成長戦略の推進につながると考えているとのことであり、かかる当社の説明に不合理な点は認められない。この点に鑑みれば、経営資源の相互活用を加速し、当社の短期的利益に直結せずとも当社を中長期的に成長させることに繋がる様々な施策を行い、より強力な提携関係を構築することが、シナジー効果の実現により資するとの考えから、当社株式を非公開化することが最善であるとの Luxshare の説明には不合理な点

⁴ なお、届出当時においては公開買付者の設立が完了しておらず、早期に審査を開始してもらうために公開買付者親会社が届出を行っており、公開買付者の設立後に、公開買付者を届出者として再度の届出を行う予定である旨を届出書に記載しているとのことである。

は認められない。

(イ) 本所有比率及び経営方針の合理性

当社によれば、当社グループが日本発祥の企業として、精密かつ高度な技術を研究開発によりたゆまず生み出し、これを用いた高品質のコンタクトレンズを製造し続けてきたことが、当社の製品及びシードブランドへの市場の信頼の源泉であり、それがすなわち当社の企業価値を支える重要な要素であるとのことである。この点に鑑みれば、市場から信頼を得てきたブランド価値を維持することが当社の企業価値を毀損させることなく更なる成長を図ることによって好ましいという認識に基づき、直ちには大きく資本及び経営を変更しないよう、非公開化後の当社に対する議決権所有比率を本所有比率（新井氏 51.00%、公開買付者 49.00%）とすることとしたとの Luxshare の説明に不合理な点は認められない。また、同様の観点から、本取引完了後の経営体制においても、Luxshare グループは、一定期間現在の経営体制を尊重する意向を示している。これらの説明は、当社の企業価値を毀損させず、さらなる成長を図るための対応として合理的であると考えられる。

(ウ) 本台湾子会社株式の売却の合理性

当社によれば、本台湾子会社は、当社の台湾における代理店として、当社からレンズを仕入れ、台湾内での小売業者等に販売をしており、また、当社が商品の OEM 提供を受けている OEM 先との間で、当社を通さず直接発注できる OEM 契約を締結し、販売を行っているとのことである。当社は、Luxshare より受けた提案及び説明に基づき、仮に当社が Luxshare からの本公開買付けの提案に賛同し、本公開買付けが、Luxshare の提案に沿って行われる場合には、本台湾子会社を当社の子会社として保持することはできないものと理解し、台湾における売上、利益の状況、将来の見通しなども考慮に入れ、本台湾子会社を保持しないとした場合、その全株式を売却することと、清算することのそれぞれについてのメリット、デメリットについて検討を行ったとのことである。

その結果として、台湾においては、利益は大きいとはいえないものの当社製品の市場が一定程度存在すること、OEM 先との契約関係なども踏まえると、本台湾子会社を直ちに清算することは当社事業への悪影響が大きいと判断したとのことである。

他方で、売却を行う場合にも、新たな売却先を探索するには相応の時間を要すること、売却先が確保できたとしても、売却先との交渉次第で当社の台湾事業の在り方を大きく変更する必要が生じる可能性があることなどを考えると、売却を行う場合には、Luxshare 及び新井氏側よりアイデアとして出された案、すなわち新井氏が議決権の過半数を有する株式会社ラ・ホールディングスを本台湾子会社の全株式の売却先とし、株式会社ラ・ホールディングスにおいてこれまでどおりの事業運営を行う案が、当社にとっても好ましいと判断するに至ったとのことである。

また、当社が、新井氏が議決権の過半数を有する株式会社ラ・ホールディングスへの本台

湾子会社の全株式の売却を検討するに際し、当委員会においても、新井氏が当社の主要株主かつ筆頭株主であり、本取引後には当社に対する議決権所有比率が 51.00%となることが予定されていること、当該売却が本取引の一部として行われることになることを踏まえ、当該売却を有価証券上場規程 441 条の 2 第 1 項が定める支配株主との重要な取引等に準じるものとして位置付け、当社の一般株主にとって不利益なものではないかについて検討を行った。その際、本取引に関する当社及び当委員会の各アドバイザーは、株式会社ラ・ホールディングス及び本台湾子会社株式の売却の成否からの独立性も有することから、当委員会は、本取引に関する当社及び当委員会の各アドバイザーの助言及び説明を受けつつ、当社に対して質問を行うなどした。

当社によれば、上記 (3) のとおり、当社は、株式会社ラ・ホールディングスとの間で、本台湾子会社の全株式の売却後においても、当社製品の販売、当社のブランド名や商標の使用、OEM 先への直接発注に関して、従来どおりの取引を継続することを確認しているとのことであり、本台湾子会社の全株式の売却による、当社に対するディスシナジーは限定的であると考えているとのことである。また、本台湾子会社の全株式の売却に係る株式譲渡契約書において、株式譲渡は本公開買付けが不成立となることを解除条件として定めており、株式譲渡代金の額は当社が AGS FAS から取得した株式価値算定書における評価額をもとに決定され、かつそのレンジの中央値を超えており、また、当社の貸借対照表における本台湾子会社株式の帳簿価額を上回る価格であることからすれば、対価の公正性に問題はなく、当該株式売買契約書のその他の各規定も、同種の取引において通常規定される規定であり、特に当社にとって不利とは考えられず、売買条件は当社の一般株主にとっても不利益ではないと考えているとのことである。さらに、当社によれば、本取引のタイムラインに鑑み、台湾の弁護士にも相談の上、本台湾子会社の全株式の売却のために必要な台湾の法令に基づく承認を事前に取得済みであるが、これを取得したからといって、実際に当該売却の実行が求められるというものではないとのことである。

以上の当社の説明には不合理な点は見当たらず、当社において、本取引の実施にあたり本台湾子会社の株式を保有し続けることは不可能であると判断し、本台湾子会社の清算ではなく本台湾子会社の全株式の売却を選択したこと、売却先として株式会社ラ・ホールディングスを選定したことに不合理な点は認められない。また、本台湾子会社の全株式の売却は本公開買付けが不成立の場合には解除され、原状回復されることとなっており、台湾の法令に基づく承認を既に得ていることがこれを妨げるものではないこと、株式譲渡代金は公正であり、その他の取引条件も当社にとって不利とは考えられず、当社の一般株主にとっても不利益ではないこと、本台湾子会社の全株式の売却によるディスシナジーは限定的であり、上記 (3) で検討した本取引により想定されるシナジーはこれを上回ると考えられること、当委員会は、当社と株式会社ラ・ホールディングスとの間における協議、交渉の経緯及び内容等につき、当社から適時に報告を受けていたことなどを踏まえれば、本台湾子会社の全株式の売却は当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(I) オキュデバイセズの持分法適用関連会社の非該当化の合理性

当社によれば、当社は、Luxshare より受けた提案に基づき、仮に当社が Luxshare から本公開買付けの提案に賛同し、本公開買付けが、Luxshare の提案に沿って行われる場合には、オキュデバイセズを当社の持分法適用関連会社として保持することはできないものと理解し、この点も踏まえて、本取引に関する検討を継続したとのことである。

当社によれば、仮にオキュデバイセズの株式の売却を行う場合にも、新たな売却先を探索するとした場合、相応の時間を要すること、売却先が確保できたとしても、売却後には売却先の考え方のもとでオキュデバイセズの事業が運営された場合、当社がオキュデバイセズを設立した目的である SMCL 事業に関する経営資源を集約し将来的な資本・業務提携を見据えたオープンな事業運営を可能にするとともに、意思決定プロセスの迅速化を図り、研究開発パートナーとの連携創出を加速することが達成できない可能性があることなどを考えると、当社としても、売却を行うとすれば、新井氏又は新井氏の関係する企業を売却先とし、これまでどおりの事業運営を行うことが、当社にとっても好ましいと判断するに至ったとのことである。

当社が、新井氏が議決権の過半数を有する株式会社ラ・ホールディングスへのオキュデバイセズ株式の一部売却を検討するに際し、当委員会においても、上記（ウ）同様に、新井氏と当社の関係性及び当該売却が本取引の一部として行われることを踏まえ当該売却を支配株主との重要な取引等に準じるものとして位置付け、当社の一般株主にとって不利益なものではないかについて検討を行った。その際、本取引に関する当社及び当委員会の各アドバイザーは、株式会社ラ・ホールディングス及びオキュデバイセズ株式の売却の成否からの独立性も有することから、当委員会は、本取引に関する当社及び当委員会の各アドバイザーの助言及び説明を受けつつ、当社に対して質問を行うなどした。

当社によれば、上記（3）カのとおり、新井氏及び新井氏が議決権の過半数を有する株式会社ラ・ホールディングスと、売却後においても、従来どおりの事業運営を継続することに対する了承を得ており、加えて、当社はオキュデバイセズとの間で業務委託契約を締結し、当社からオキュデバイセズに対して SMCL 事業に関する開発、設計、試作等に関連する業務を委託するとともに、当該業務委託契約に基づく成果物を当社又は当社が指定する第三者が独占的に製造、販売することができる権利を付与されているため、オキュデバイセズの株式の売却による、当社に対するディスシナジーは限定的であると考えているとのことである。また、オキュデバイセズ株式の売却に係る株式譲渡契約書において、株式譲渡は本公開買付けが不成立となることを解除条件として定めており、株式譲渡代金の額は当社が AGS FAS から取得した株式価値算定書における評価額をもとに決定され、かつそのレンジの中央値と同額であり、当社の貸借対照表におけるオキュデバイセズ株式の帳簿価額を上回る価格であることからすれば、対価の公正性に問題はなく、当該株式売買契約書のその他の各規定も、同種の取引において通常規定される規定であり、特に当社にとって不利とは考えられず、売

買条件は当社の一般株主にとっても不利益ではないと考えているとのことである。

以上の当社の説明には不合理な点は見当たらず、当社において、本取引の実施にあたりオキュデバイセズの株式を持分法適用関連会社に該当する水準の割合で保有し続けることは不可能であると判断し、その株式の売却が必要であると判断した上で、売却先として株式会社ラ・ホールディングスを選定したことに不合理な点は認められない。また、SMCL 事業を通じて想定していた将来の収益機会が確保されていること、株式の売却は本公開買付けが不成立の場合には解除され、原状回復されることとなっており、株式売却代金は公正であり、その他の取引条件も当社にとって不利とは考えられず、当社の一般株主にとっても不利益ではないこと、オキュデバイセズ株式の売却によるディスシナジーは限定的であり、上記 (2) で検討した本取引により想定されるシナジーはこれを上回ると考えられること、当委員会は、当社と株式会社ラ・ホールディングスとの間における協議、交渉の経緯及び内容等につき、当社から適時に報告を受けていたことなどを踏まえれば、オキュデバイセズ株式の売却は当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(オ) 外為法に基づく承認の取得の見込み

当社によれば、公開買付者が関連当局から提示された条件には上記 (2) 記載の本取引により想定されるシナジーに影響を与えるような条件は含まれていないとのことである。また、当社によれば、公開買付者と関連当局との協議が概ね整っているとのことである。したがって、関連当局との間で合意した条件を前提とする限り、本公開買付けの期間末日の前日まで外為法上の待機期間が経過し、本公開買付けによる当社株式の取得が可能となることが見込まれるため、公開買付者の見通しに不合理な点は認められない。

(5) 小括

以上の検討内容を踏まえると、本取引により想定されるシナジーは当社の経営課題を解決し、当社の企業価値向上に資するものであると考えられる（上記 (1) (2)）。

そして、本取引により想定されるシナジーは本取引により想定されるディスシナジーを上回ると評価することが可能であると考えられるところ（上記 (3)）、本取引によることが不合理であるとの事情も見受けられず、その他本取引が当社の企業価値の向上に資することを否定する事情は見受けられない（上記 (4)）。したがって、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・合理性を有するものであると認められる。

3 本諮問事項②について

M&A における取引条件の妥当性を検討するにあたっては、①買付者との取引条件に関する協議・交渉過程において、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で M&A が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確保すること、②取引条件の妥当性の判断の重要な基礎となる株式価値算定の内容と、その前提とされた財務予測

や前提条件等の合理性を確認すること、③買収対価の水準だけでなく買収の方法や買収対価の種類等の妥当性についても検討することが重要とされている（M&A 指針 3.2.2）。

また、M&A 指針は、上記②の具体的内容として、専門性を有する独立した第三者算定機関による株式価値算定結果に加えて、算定の前提とされた本事業計画の位置付けやその実現可能性、用いられた算定方法の特性、同種の M&A において一般に付与されるプレミアムの水準、当該 M&A を行わなくても実現可能な価値、想定される当該 M&A による企業価値増加効果を検討することが望ましいとしている（M&A 指針 3.3.2.1B）。同様に、M&A 指針は、上記③の具体的内容として、代替取引の有無や内容の検討を行うことが望ましいとしている（M&A 指針 3.3.2.1B）。

そこで、当委員会としても、M&A 指針の指摘事項を踏まえ、上記①から③の確認・検討を通じて、本取引における条件の公正性・妥当性の検討を行った。

(1) 取引条件に関する協議・交渉過程

当社は、2025 年 10 月 15 日、Luxshare から、本公開買付価格を 680 円（提案実施日の前営業日である同年 10 月 14 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 519 円に対して 31.02%、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 540 円に対して 25.93%、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 523 円に対して 30.02%、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 490 円に対して 38.78%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）とする旨の初回の価格提案を受けた。

これに対し、当委員会は、2025 年 10 月 21 日開催の第 10 回特別委員会において、Luxshare からの提案内容を慎重に議論した。当該提案価格は、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーによる初期的な株式価値算定における DCF 方式（DCF 法）による株式価値の範囲の下限はいずれも超えているものの、類似取引事例のプレミアム水準と比較して低いプレミアムの付与がされているにとどまった。そこで、当委員会としては、当該提案価格は一般株主にとって公正な価格水準から乖離があることを理由として、Luxshare に対して、本公開買付価格の引上げを要請すべきとの結論に至った。当社は、当委員会の意見も踏まえ、同日、Luxshare に対して、買付価格の引上げを要請した。

当社は、2025 年 10 月 27 日、Luxshare から、買付価格を 715 円（提案実施日の前営業日である同月 24 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 557 円に対して 28.37%、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 539 円に対して 32.65%、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 532 円に対して 34.40%、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 495 円に対して 44.44%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）とする旨の第 2 回の価格提案を受けた。

当委員会は、2025 年 10 月 28 日開催の第 11 回特別委員会において、Luxshare からの提案内容を慎重に議論した。当委員会としては、当該提案価格は本公開買付けと同様にスクイーズアウトを伴う事例のプレミアムの平均値と比べて低い水準にあり、当該提案価格はなお

一般株主にとって公正な価格水準から乖離があることなどを理由として、Luxshare に対して、本公開買付価格の引上げを再要請すべきとの結論に至り、同日、本公開買付価格の引上げを再要請した。

当委員会及び当社は、2025 年 10 月 31 日、Luxshare から、買付価格を 748 円（提案実施日の前営業日である同月 30 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 567 円に対して 31.92%、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 545 円に対して 37.25%、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 538 円に対して 39.03%、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 498 円に対して 50.20%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）とする旨の第 3 回の価格提案を受けた。

当委員会は、2025 年 11 月 4 日開催の第 12 回特別委員会において、Luxshare からの提案内容を慎重に議論した。当委員会としては、本公開買付けと同種の公開買付事例の公表日前営業日の終値、直近 1 ヶ月平均株価、直近 3 ヶ月平均株価に対するプレミアム水準と比較して低いプレミアムの付与がされていること、また、Luxshare が選任する第三者算定機関であるアジア・サンライズ・キャピタル株式会社が DCF 法による算定において永久成長率 0.5%～1.0%を使用したと記載がある一方、PwC アドバイザリーが DCF 方式による算定において採用する永久成長率よりも低いことから、当該提案価格はなお一般株主にとって十分に満足できる水準ではないことなどを理由として、Luxshare に対して、本公開買付価格の引上げを再要請すべきとの結論に至り、同日、Luxshare に対して、当社の一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の引上げを再要請した。

当委員会及び当社は、2025 年 11 月 6 日、Luxshare から、買付価格を 782 円（提案実施日の前営業日である同月 5 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 564 円に対して 38.65%、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 551 円に対して 41.92%、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 543 円に対して 44.01%、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 500 円に対して 56.40%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）とする旨の第 4 回の価格提案を受けた。

当委員会は、2025 年 11 月 10 日開催の第 13 回特別委員会において、Luxshare からの提案内容を慎重に議論した。当委員会としては、一般株主にとってより十分に満足できる水準を目指すため、本取引による効果として当委員会が認識している年間の上場維持コストの削減効果の一定部分は少なくとも、一般株主も享受することが公正であることなどを理由として、Luxshare に対して本公開買付価格の引上げを再要請すべきとの結論に至り、同日、Luxshare に対して、本公開買付価格の引上げを再要請した。あわせて、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することも要請した。

当委員会及び当社は、2025 年 11 月 13 日、Luxshare から、買付価格を 790 円（提案日の前営業日である同月 12 日の（同日時点で当社株式が上場していた）東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 563 円に対して 40.32%、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 559 円に対して 41.32%、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 548 円に対して 44.16%、直

近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 504 円に対して 56.75%のプレミアムをそれぞれ加えた金額)とする旨の第 5 回の価格提案に加え、現状において、新井氏が当社株式の約 48.80%を保有しているため、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を付した買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあること、当該提案価格は既に一般株主に対して合理的な価格水準に達していること、本取引においては公正なプロセスが確保されていることを理由に、別途マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定する必要はないものと判断しているとの回答を受けた。

当委員会は、2025 年 11 月 18 日開催の第 15 回特別委員会において、Luxshare からの提案内容を慎重に議論した。当該提案価格は、本公開買付けと同種の公開買付事例の公表日前営業日の終値、直近 1 ヶ月平均株価、直近 3 ヶ月平均株価に対するプレミアム水準に近接したプレミアムの付与がされていたが、当社によれば、当社は経済産業省が実施する「中堅・中小企業の質上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」の交付を受けることを見込んでいるとのことであるが、当社が公開買付者に対して提示した本事業計画にはこれを織り込んでいないことから、当委員会としては、当該補助金の交付も織り込んで株式価値を算定すべきであるなどとして、同日、Luxshare に対して、交付が見込まれる補助金の概要を説明するとともに、当委員会が第 14 回特別委員会で承認した当該補助金を織り込んだ更新後の本事業計画を提示し、本公開買付価格の引上げを再要請した。あわせて、本公開買付けにおける諸条件や公正性担保措置等については引き続き検討を行っていくことも回答した。

その後、当社は 2025 年 12 月中旬、Luxshare から外為法第 27 条第 1 項の定めによる届出に関する関連当局との間の協議に注力するため、本公開買付価格の交渉を、一時的に中断することを決定した旨の連絡を受けた。さらにその後、当社は、2026 年 7 月 2 日、Luxshare から、外為法上の手続の進捗を踏まえて、本公開買付価格の交渉を再開したい旨の依頼を受領した。当社は、当該交渉を再開することを了承する旨を Luxshare に伝達するとともに、当社の 2026 年 3 月期の決算を踏まえて更新し、第 27 回特別委員会で当委員会による承認を得た本事業計画を Luxshare へ提出して、本公開買付価格を再検討するように、Luxshare に改めて要請した。

当委員会及び当社は、2026 年 8 月 10 日、Luxshare から、買付価格を 790 円（提案日の前営業日である同月 7 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 522 円に対して 51.34%、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 520 円に対して 51.92%、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 508 円に対して 55.51%、直近 6 ヶ月間の終値（ただし、東京証券取引所プライム市場に上場していた期間については、同市場における終値）の単純平均値 536 円に対して 47.39%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）とする旨の第 6 回の価格提案を受領した。

当委員会は、2026 年 8 月 12 日開催の第 32 回特別委員会において、Luxshare からの提案内容を慎重に議論した。当委員会としては、当該提案価格は、本事業計画を基礎に DCF

方式で算定した株式価値算定結果によれば、可能な限り当社の一般株主の利益を保護する観点から、引き続き本公開買付価格の引上げ余地はあると考え、同日、Luxshare に対して、本公開買付価格の再検討を改めて要請した。

当委員会及び当社は、2026 年 8 月 20 日、Luxshare から、買付価格を 795 円（提案実施日の前営業日である同月 19 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 533 円に対して 49.16%、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 527 円に対して 50.85%、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 509 円に対して 56.19%、直近 6 ヶ月間の終値（ただし、東京証券取引所プライム市場に上場していた期間については、同市場における終値）の単純平均値 536 円に対して 48.32%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）とする旨の第 7 回の価格提案を受領した。

当委員会は、2026 年 8 月 25 日開催の第 34 回特別委員会において、Luxshare からの提案内容を慎重に議論した。当委員会としては、下記（5）のとおり、当該提案価格は、当社の一般株主が享受すべき利益が確保された公正かつ妥当な水準であると判断したことから、同日、最終的な意思決定は当委員会の答申を踏まえた上で 2026 年 8 月 26 日開催の当社取締役会決議を経てなされるとの前提のもと、2026 年 8 月 25 日時点における当社の意見として本公開買付価格を 795 円とすることを受諾する旨を回答した。

なお、2026 年 3 月 24 日、当社は、当社株式の上場市場区分を東京証券取引所プライム市場から東京証券取引所スタンダード市場へ変更することが承認された旨を公表し、同月 31 日付で当該上場市場区分が変更されたが、これを理由に Luxshare から価格の引下げを求められたといった事情は存在しない。

以上の検討・交渉過程において、当社が Luxshare から最初の買付価格の提案を受領して以降、当社及び当委員会が Luxshare から買付価格についての提案を受領する都度、PwC アドバイザリー及び三井住友銀行から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、委員会を開催し、PwC アドバイザリー及び AGS FAS による当該時点における当社の株式価値の試算結果、各提案価格のプレミアム水準、同種の案件におけるプレミアム水準などの助言等を踏まえその内容を審議・検討するとともに、各アドバイザーから Luxshare との交渉方針案や Luxshare に対する回答案について事前に説明を受け、各提案に対する回答の内容・方法等について協議し、取引条件の公正性・妥当性について本公開買付価格を一般株主にとってできる限り有利な価格とするための意見を述べ、質疑応答を行った上で交渉方針案及び回答書案を承認し、初回の価格提案に対する回答等は当委員会が承認した内容に基づき当社が行い、2 回目以降の価格提案に対する回答等は当委員会自らが PwC アドバイザリー及び三井住友銀行を介して行うことにより、買収対価等の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与した（M&A 指針 3.2.4.4）。

また、以上のプロセスを経て、本公開買付価格は、6 回にわたる価格の引上げの要請が行われ、実際に本公開買付価格が 680 円から 795 円までに引き上げられており、当委員会が M&A 指針で推奨される手法により取引条件に関する交渉に実質的に関与した結果、初回の

提案価格から大幅な引上げがなされた。また、下記（2）のとおり、本公開買付価格は本株式価値算定書（AGS FAS）及び本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の市場株価法（市場株価基準方式）による算定結果並びに本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の類似会社比準方式による算定結果の上限を超えており、かつ、本株式価値算定書（AGS FAS）の類似会社比較法並びに本株式価値算定書（AGS FAS）及び本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の DCF 法（DCF 方式）による算定結果の中央値を超える水準である。さらに、下記（3）のとおり、本公開買付価格は類似案件におけるプレミアム水準をいずれも上回る水準となっている。

以上を踏まえれば、公開買付者との取引条件に関する協議・交渉過程は、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されていたと評価することができる。

(2) 株式価値算定結果

ア 本事業計画

本公開買付価格の公正性・妥当性の検討にあたっては、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーによる当社株式価値の算定結果が中心的な資料となるが、これらにおいては本事業計画を基礎としていることから、本事業計画の合理性が問題になる。

(7) 本事業計画の作成及び更新並びにそれらの当委員会での承認の経緯

本事業計画は、本取引の検討開始後に、公開買付者に対して提示をし、また、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーによる株式価値の算定を行うことを目的として、当社における本取引の検討開始後に当社が作成したものである。

当委員会は、本事業計画は本取引の検討開始後に当社が作成したことや本事業計画の策定に関与した当社役職員の Luxshare グループ及び新井氏並びに本取引からの独立性、本中期経営計画との相違点等の下記（イ）記載の観点からその作成経緯、作成過程及び内容の合理性を確認した上で、2025 年 9 月 29 日開催の第 6 回特別委員会において、当該時点の本事業計画を当社の株式価値算定に用いることを承認した。

その後、当社において、経済産業省が実施する「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」の交付を受けることが新たに見込まれることとなったため、当社は当該補助金の影響を反映する目的で本事業計画を更新した。当委員会は、その更新内容及び理由について当社から説明を受け、質疑応答を行うとともに、下記（イ）記載の観点から改めてその合理性を確認した上で、その内容に不合理な点は認められないと判断し、2025 年 11 月 12 日の第 14 回特別委員会において、本事業計画を更新後の内容に改めた上で当社の株式価値算定に用いることを承認した。

さらに、上記（1）のとおり、当社は、2026 年 7 月 2 日、Luxshare から、外為法上の手続の進捗を踏まえて、本公開買付価格の交渉を再開したい旨の依頼を受領したことか

ら、2026年3月期の決算期を経過したことを踏まえ、当社は、同事業年度の実績及びその後の市場環境、設備投資の進捗その他の事業環境の変化を反映するため、本事業計画を再度更新した。当委員会は、その更新内容及び理由について当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、下記（イ）記載の観点から改めてその合理性を確認した上で、その内容に不合理な点は認められないと判断し、2026年7月2日開催の第27回特別委員会において、本事業計画を再更新後の内容に改めた上で当社の株式価値算定に用いることを承認した。

なお、第27回特別委員会において当委員会が承認した再更新後の本事業計画が、本答申の前提として用いられている。

（イ）本事業計画の合理性

本事業計画は、当社における本取引の検討開始後に作成されたものである。当委員会における本取引検討開始日が属する2026年3月期及び本答申書提出日が属する2027年3月期は本中期経営計画の最終2事業年度であるが、当社のアドバイザーによれば、2028年3月期以降の経営計画は未策定であること、本件のような取引類型においては、第三者算定機関による株式価値算定の基礎資料として、経営計画が未策定の事業年度に関する事業計画を対象会社が新たに作成することは一般的であるとのことであり、これらを踏まえれば、本取引の検討開始後に作成されたことは本事業計画の合理性に疑義を生じさせる事情とはならない。

また、当社によれば、合理的に将来予測が可能な期間として、最終的には、2027年3月期から2031年3月期までを予測期間としたとのことである。当社によれば、国内及びグローバルでの事業環境の見通し、直近までの業績及び将来成長のための各施策等を勘案の上で当社が作成したものであり、各施策の実現可能性を見込むことができ、また、それらの効果が収益に反映されると合理的に予測できる期間とのことであることから、本事業計画の期間が5年間と設定されていることは本事業計画の合理性に疑義を生じさせる事情とはならない。

さらに、当社は、Luxshareとの交渉において、本事業計画についてLuxshareグループに対して一定の説明を行っているが、Luxshareグループ又は新井氏の指示により、又はその意を汲んで、本事業計画の策定又は修正が行われたという事実も窺われず、本事業計画の策定に関与した当社役職員はLuxshareグループ及び新井氏並びに本取引の成否から独立していると認められる。さらに、本事業計画は本取引の実行を前提としたものではなく、本取引による企業価値の向上効果が含まれていないが、当社によれば、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であり、M&A指針3.3.2.1においても想定される当該M&Aによる企業価値増加効果を考慮することが要求されているものの、かかる考慮は具体的な企業価値増加効果を定量的に見積もることに限られないと指摘されている。以上を踏まえると、本事業計画の合理性に特段

の疑義を生じさせる点は見当たらない。

当社によれば、本事業計画においては、営業利益、EBITDA 及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれている。具体的には、2027 年 3 月期は、2026 年 1 月に竣工した鴻巣研究所 4 号棟の稼働開始に伴う増収により営業利益及び EBITDA の大幅な増加を見込んでいるものの、鴻巣研究所 4 号棟への設備投資に係る支出が生じることによりフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を、2028 年 3 月期においては、鴻巣研究所 4 号棟の稼働開始に伴い一時的に在庫が増加するものの、前年度と比較して鴻巣研究所 4 号棟への設備投資額が減少することにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を、2029 年 3 月期は、前年度と比較して設備投資額が減少することに加え、鴻巣研究所 4 号棟の稼働開始に伴う一時的な在庫の増加が解消されることにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことである。

以上のとおり、当委員会は、各アドバイザーからの助言及び本資料も踏まえ、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について、当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、分析及び検討したが、当社の説明に不合理な点は認められなかった。

当委員会は、第 6 回特別委員会及び第 14 回特別委員会においては、以上の観点から合理性を確認し当該時点における本事業計画を当該時点の当社の株式価値算定に用いることを承認しており、また、第 27 回特別委員会においては、本事業計画が以上の内容であることを確認した上で当社の株式価値算定に用いることを承認している。

イ AGS FAS による株式価値算定

当社は、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自の第三者算定機関である AGS FAS に対し、当社株式の価値算定を依頼し、当社は AGS FAS から 2026 年 8 月 25 日付で本株式価値算定書（AGS FAS）を取得している。

AGS FAS は、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、本取引に係る AGS FAS に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。なお、当社は、下記 4 (3) イ（エ）のとおり、当社及び当委員会のそれぞれが独自の第三者算定機関から株式価値算定書を取得するなど、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、AGS FAS からフェアネス・オピニオンは取得していない。

AGS FAS は、当社株式の価値算定に当たり必要となる情報を収集・検討するために当社が提供した情報及び一般に公開された情報等を踏まえて、当社株式の価値算定を行った。AGS FAS は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を、当社と

比較可能な上場会社が存在し、類似会社比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法をそれぞれ算定手法として用いて、当社株式の株式価値の算定を行った。上記の各算定手法は、本取引と類似の取引において一般的に利用されている株式価値の算定方法であり、AGS FAS が各算定手法を採用した理由について、不合理な点は認められない。

上記各手法に基づいて算定された当社の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりである。

市場株価法 : 511 円から 538 円

類似会社比較法 : 452 円から 814 円

DCF 法 : 504 円から 960 円

本公開買付価格は、本株式価値算定書（AGS FAS）による当社株式の価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を超えており、かつ、類似会社比較法及び DCF 法による算定結果の中央値を超えている。

なお、本株式価値算定書（AGS FAS）によれば、AGS FAS が用いた各手法の算定過程及びその根拠となる財務予測は、以下のとおりとすることである。

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である 2026 年 8 月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値 538 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 530 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 511 円及び直近 6 ヶ月間の終値（ただし、東京証券取引所プライム市場に上場していた期間については、同市場における終値）の単純平均値 536 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 511 円～538 円と算定している。当社の株価推移については、特別な要因によると思われる重要な変動は存在せず、特段異常な動きはないことからみても、AGS FAS の算定における株価評価期間は適切であり、市場株価法による価格レンジは十分合理的なものであると判断される。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社として株式会社メニコン及び株式会社シンシアを選定した上で、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて算定を行い、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 452 円～814 円と算定している。AGS FAS に対して類似会社の選定手順、採用した比較指標、倍率の計算根拠等についての確認を行ったが、不合理な点は認められない。

DCF 法では、AGS FAS は、当社が作成した本事業計画を基に、2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの 5 期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2027 年 3 月期第 2 四半期より将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 504 円～960 円と算定している。

割引率については、加重平均資本コスト（WACC : Weighted Average Cost of Capital）を採用し、6.82%～7.32%としている。割引率の算定にあたっては、当社の企業規模を勘案

した上でサイズリスク・プレミアムを考慮している。継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は日本の物価上昇率を基に 0.50%～2.00%とし、継続価値を 37,816 百万円～51,173 百万円と算定している。AGS FAS に対してその算定過程についての質問・確認を行ったが、DCF 法で採用した各種算出根拠について、特段指摘すべき恣意的な数値の操作や不合理な前提条件の設定は見受けられなかった。

AGS FAS が DCF 法による算定の前提とした当社作成の本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことである。本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味していないとのことである。

(単位：百万円)

	2027 年 3 月期 (9 ヶ月)	2028 年 3 月期	2029 年 3 月期	2030 年 3 月期	2031 年 3 月期
売上高	28,932	42,414	46,262	49,297	51,256
営業利益	1,915	2,723	3,344	4,155	4,634
EBITDA	5,935	7,784	8,154	8,653	8,851
フリー・キャッシュ・フロー	△892	△928	5,488	7,045	7,684

ウ PwC アドバイザリーによる株式価値算定

当委員会は、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である PwC アドバイザリーに対して、当社株式の価値算定を依頼し、当委員会は PwC アドバイザリーから 2026 年 8 月 25 日付で本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）を取得している。

PwC アドバイザリーは、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、本取引に係る PwC アドバイザリーに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。なお、当委員会は、下記 4 (3) イ (エ) のとおり、当社及び当委員会のそれぞれが独自の第三者算定機関から株式価値算定書を取得するなど、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、PwC アドバイザリーからフェアネス・オピニオンは取得していない。

PwC アドバイザリーは、当社株式の価値算定に当たり必要となる情報を収集・検討する

ために当社が提供した情報及び一般に公開された情報等を踏まえて、当社株式の価値算定を行った。PwC アドバイザリーは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価基準方式を、当社と比較可能な上場会社が存在し、類似上場会社比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似会社比準方式を、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 方式をそれぞれ算定手法として用いて当社の株式価値の算定を行った。上記の各算定手法は、本取引と類似の取引において一般的に利用されている株式価値の算定方法であり、PwC アドバイザリーが各算定手法を採用した理由について、不合理な点は認められない。

本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）において、上記各手法に基づいて算定された当社の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりである。

市場株価基準方式	: 511 円から 579 円
類似会社比準方式	: 287 円から 784 円
DCF 方式	: 453 円から 867 円

本公開買付価格は、本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）による当社株式の価値の算定結果のうち、市場株価基準方式及び類似会社比準方式に基づく算定結果の上限を超えており、かつ、DCF 方式による算定結果の中央値を超えている。

なお、本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）によれば、PwC アドバイザリーが用いた各手法の算定過程及びその根拠となる財務予測は、以下のとおりとすることである。

市場株価基準方式では、本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である 2026 年 8 月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における基準日の終値 538 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 530 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 511 円、直近 6 ヶ月間の終値（ただし、東京証券取引所プライム市場に上場していた期間については、同市場における終値）の単純平均値 536 円及び直近 1 ヶ月の出来高加重平均値 533 円、直近 3 ヶ月の出来高加重平均値 511 円、直近 6 ヶ月の出来高加重平均値 579 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 511 円～579 円と算定している。当社の株価推移については、特別な要因によると思われる重要な変動は存在せず、特段異常な動きはないことからみても、PwC アドバイザリーの算定における株価評価期間は適切であり、市場株価基準方式による価格レンジは十分合理的なものであると判断される。

類似会社比準方式では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社として株式会社メニコン及び株式会社シンシアを選定した上で、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて算定を行い、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 287 円～784 円と算定している。PwC アドバイザリーに対して類似上場会社の選定手順、採用した比較指標、倍率の計算根拠等についての質問・確認を行ったが、不合理な点は認められない。

DCF 方式では、PwC アドバイザリーは当社が作成した本事業計画を基に、2027 年 3 月

期から 2031 年 3 月期までの 5 期分の本事業計画における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2027 年 3 月期第 2 四半期より将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 453 円～867 円と算定している。

割引率については、加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）とし、6.8%～7.8%を採用している。なお、割引率の算定にあたっては、当社の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを考慮している。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長法を採用し、外部環境を総合的に勘案した上で永久成長率 1.5%～2.0%として、継続価値を 48,624 百万円～62,652 百万円と算定している。PwC アドバイザリーに対してその算定過程についての質問・確認を行ったが、DCF 方式で採用した各種算出根拠について、特段指摘すべき恣意的な数値の操作や不合理な前提条件の設定は見受けられなかった。

PwC アドバイザリーが DCF 方式による算定に用いた当社作成の本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのものである。本事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味していないとのものである。

（単位：百万円）

	2027 年 3 月期 (9 ヶ月)	2028 年 3 月期	2029 年 3 月期	2030 年 3 月期	2031 年 3 月期
売上高	28,932	42,414	46,262	49,297	51,256
営業利益	1,915	2,723	3,344	4,155	4,634
EBITDA	5,968	7,811	8,180	8,678	8,889
フリー・キャッシュ・フロー	△280	△1,022	5,627	7,170	7,767

エ 株式価値算定結果に関する小括

以上のとおり、当社及び当委員会は、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーからそれぞれ本株式価値算定書（AGS FAS）及び本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）を取得しているところ、本公開買付価格は、本株式価値算定書（AGS FAS）及び本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の市場株価法（市場株価基準方式）による算定結果並びに本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の類似会社比較法による算定結果の上限を超えており、かつ、本株式価値算定書（AGS FAS）の類似会社比較法並びに本株式価値算定書（AGS FAS）及

び本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の DCF 法（DCF 方式）による算定結果の中央値を超える水準であり、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーによる株式価値の算定結果の基礎となった本事業計画が本取引の実行を前提としたものではないことを踏まえても、相当の上積みがあると考えられ、これらの事情は本公開買付価格の公正性・妥当性を認める重要な要素の 1 つであると評価できる。

(3) プレミアムの水準

本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値 538 円に対して 47.77%、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 530 円に対して 50.00%、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 511 円に対して 55.58%、過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 536 円に対して 48.32%のプレミアムがそれぞれ加算されている。

これらのプレミアムは、2019 年 6 月 28 日から 2026 年 7 月 31 日までに公表された本公開買付けと同種の公開買付事例（買付者及び特別関係者の公開買付け実施前の保有割合が 45%以上 55%以下かつ公開買付実施後の予定保有割合が 100%の事例（ただし、対象者が REIT 又は TOKYO PRO Market 上場の事例、自己株 TOB、ディスカウント TOB、二段階 TOB の第一回 TOB、MBO、不成立、公開買付け前に憶測報道があった事例を除く。)) 47 件における、プレミアム水準の中央値(それぞれ公表日の前営業日の株価に対して 38.02%、公表日の前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値に対して 38.10%、公表日の前営業日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値に対して 37.75%、公表日の前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値に対して 36.59%)。及び平均値（それぞれ公表日の前営業日の株価に対して 38.88%、公表日の前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値に対して 41.94%、公表日の前営業日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値に対して 40.85%、公表日の前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値に対して 39.80%。）を上回る水準である。

そのため、本公開買付価格は本公開買付けと同種の公開買付事例と比べても遜色ないプレミアム水準が確保されており、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できる。

なお、当社は、2026 年 5 月 11 日付で公表した「2026 年 3 月期通期業績予想値と実績値との差異に関するお知らせ」において、業績予想値に対して実績値が下回った差異に関して公表している。これは、特に「シード 1 dayPure シリーズ」について、納期遅延の影響を受けていた乱視用と遠近両用の売上が回復基調にあった一方で、単焦点において新規参入企業の増加や競合他社との価格競争等で伸長率が鈍化したこと、また、中国の景気減速や海外向け一部商品において納期遅延による販売機会減少の影響等もあり売上高が連結・個別ともに業績予想を下回る結果となったほか、売上高の未達に加え、一部輸入商品の仕入れ価格上昇の影響や人員拡充による人件費の増加、シンガポール物流拠点立ち上げ費用、組織改編検討のためのアドバイザー費用等の発生による販管費が増加したことから、連結・個別ともに営業利益・経常利益が業績予想を下回る結果について公表したものであり、業績下振れ前後

の当社株価の推移を検証すると、当該開示直前取引日終値で 1 株当たり 545 円であったのに対し、2026 年 8 月 25 日において 538 円に下落しているものの、当該下落幅は一定程度にとどまっている。業績下振れの公表については、本取引とは無関係の要因によるものであり、また当社が意図的に当社株式の価値を下げる目的で当該開示を行ったものでもなく、必要性及び内容について合理性が認められる。

(4) 本スクイーズアウト手続等に係る取引条件の妥当性について

Luxshare は、本公開買付けにより、当社株式（当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除く。）の全ての取得をすることができなかった場合には、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことである。

具体的には、当社によれば、Luxshare は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者を通じて本株式併合を行う旨などの定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を 2026 年 11 月頃を目途に開催することを、当社に要請する予定とのことである。なお、当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合にはかかる要請に応じ、公開買付者及び新井氏は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことである。また、本株式併合の割合は、2026 年 8 月 26 日現在において未定ではあるが、公開買付者は、当社に対して、公開買付者及び新井氏のみが当社株式（当社が所有する自己株式を除く。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった当社の一般株主の所有する当社株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定とのことである。本株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられる。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されるところ、当該当社株式の売却価格は、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった株主（公開買付者及び新井氏を除く。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に対して要請する予定とのことである。当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことである。

株式併合は、本取引のような非公開化の取引において一般的に採用されている方法であり、裁判所に対する株式買取請求後の価格決定の申立てが可能である。また、本スクイーズアウト手続の方法は、株主が受領する対価が現金であることから、対価の分かり易さ、並びにその価値の安定性及び客観性が高いという点で望ましく、当社の非公開化を迅速に行うという要請と、一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会と時間の確保を両立させることができるという観点でも、特に株式等を対価とする株式交換等の組織再編よりも望ましいと考えられる。さらに、本スクイーズアウト手続の条件について、本公開買付けに応募しなかった当社株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株

式の数乗じた価格と同一となるよう算定される予定であるところ、本スクイーズアウト手続は、本公開買付けに続く手続として予定されているものであり、時間的に近接した両手続において交付される対価が同一のものとなるようにすることは合理的であると考えられる。

なお、当社によれば、本相対取引の価格は、公開買付価格の均一性規制（金融商品取引法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう本公開買付価格と実質的に同額となるように決定される予定であるとのことであるから、本相対取引は一般株主よりも有利な経済的利益を新井氏に対して与えるものとは認められず、その取引条件にも不合理な点は認められない。

(5) 小括

以上のとおり、本公開買付価格は、Luxshare との間の十分な交渉を踏まえて決定されたものであること（上記（1））、第三者算定機関である AGS FAS 及び PwC アドバイザリーによる当社株式の算定結果とも整合していること（上記（2））、本公開買付けと同種の公開買付事例と比べても遜色ないプレミアム水準が確保されていること（上記（3））を踏まえると、公正かつ妥当なものであると評価できる。また、その他の取引条件についても当社の一般株主に不利益となる事情は認められないこと（上記（4））から、本取引の条件の公正性・妥当性が確保されていると認められる。

4 本諮問事項③について

当委員会としては、本取引における上記1（1）で整理した利益相反状況を踏まえ、M&A 指針において提示されている公正性担保措置の採用及び運用の状況を確認することを通じて検討を行った。

(1) 独立した特別委員会の設置

当委員会は、当社より、本諮問事項について諮問を受けており、その検討にあたって、M&A 指針で特別委員会が果たすべきとされている役割（具体的には、①当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、M&A の是非について検討・判断するとともに、②一般株主の利益を図る観点から、(i) 取引条件の妥当性及び (ii) 手続の公正性について検討・判断すること）を実施している（M&A 指針 3.2.2）。

このほか、当委員会については、以下の点への配慮がされている（M&A 指針 3.2.4）。

すなわち、当社は、2025 年 8 月 18 日に Luxshare から本意向表明書を受領した後、同月 20 日に当委員会が設置され、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立し、本取引に関して一般株主とは異なる重要な利害関係を有していない当社独立社外取締役のみを委員とし、当社独立社外監査役をオブザーバーとする当委員会を設置し、同日に第1回特別委員会が開催されており、Luxshare から本意向表明書を受けた後、可及的速やかに設置されている。なお、当委員会の各委員及び各オブザーバーに対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報

酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていない(M&A 指針 3.2.4.1、3.2.4.2、3.2.4.7)。

また、当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得つつ、当社の独立社外取締役を含む取締役全員に対して、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を説明しているほか、当社独立社外取締役及び当社独立社外監査役は当委員会の委員又はオブザーバーの候補者として、特別委員会が設置された場合に当委員会が独自のアドバイザーとして選任することを検討していた牛島総合法律事務所からも特別委員会の設置等に関する助言を得ており、特別委員会の設置の判断、権限と職責の設定、委員の選定や報酬の決定の各過程において独立社外取締役及び独立社外監査役が主体となって実質的に関与していたと認められる (M&A 指針 3.2.4.3)。

さらに、上記第 4 の 1 に記載のとおり、当社取締役会は、当委員会の設置にあたり、当委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、特に当委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引には賛同しないことを決議している。また、当委員会は、上記第 4 の 1 に記載のとおり当社取締役会から付与された権限を行使して、当社から、Luxshare と当社との間における本取引に係る協議、交渉の経緯及び内容等につき、適時に報告を受けるだけでなく、当委員会における協議、Luxshare との本取引に係る質疑応答、並びに上記 3 (1) に記載のとおり Luxshare に対する本公開買付価格の増額の要請を実施するなど、12 ヶ月以上の間、複数回にわたり当社に意見や助言をするなどして、Luxshare との買収対価等の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与してきたことが認められる (M&A 指針 3.2.4.4、3.2.5)。

加えて、当委員会は、上記第 4 の 1 に記載のとおり当社取締役会から付与された権限を行使して、第 1 回特別委員会において、当委員会独自のリーガル・アドバイザーとして牛島総合法律事務所を、当委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として PwC アドバイザリーを選任し、これらの専門的助言を随時取得したほか、必要に応じ当社が選任し当委員会が承認したアンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行及び AGS FAS に対して専門的助言を求め、手続の公正性や企業価値評価に関する専門的知見に基づいて検討・判断をしてきたと認められる (M&A 指針 3.2.4.5)。

その他、当委員会は、Luxshare から、本取引の提案の背景・目的、本取引のシナジー、本取引のディスシナジー、本取引後の当社の経営方針、ストラクチャー等に関して説明を受け、書面による質疑応答を行ったほか、当社から、本取引の内容等に対する当社の評価、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーによる当社株式の価値評価の基礎ともなる本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等に関する説明を受け、質疑応答を行っており、当委員会が非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて本取引に関する検討・判断を行ったことが認められる (M&A 指針 3.2.4.6)。

以上からすれば、当委員会は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。

(2) 当社の社内検討体制

当社によれば、本取引の検討に際しては、当社は、2025年8月18日にLuxshareから本意向表明書を受領した後、本取引に関する検討（本事業計画の作成を含む。）並びに公開買付者との協議及び交渉を行う本プロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーはLuxshareグループ及び新井氏と特別の利害関係を有さない当社の取締役である佐藤隆郎氏、杉山哲也氏、新庄信孝氏及び福田猛氏の4名をはじめとする当社の役職員6名から構成されるものとし、かかる取扱いを継続しているとのことである。

なお、佐藤隆郎氏、杉山哲也氏、新庄信孝氏及び福田猛氏の4名をはじめとする当社の役員全員及び本プロジェクトチームのメンバー6名は現在及び過去においても、Luxshareグループ又は新井氏の関係する企業に在籍していたことはなく、Luxshareグループ又は新井氏との間に契約関係を有さないとのことである。また、その他本取引に利害関係を有する役員等とは存在しない（M&A指針3.2.6）。

(3) 外部専門家からの独立した専門的助言等の取得

ア リーガル・アドバイザーからの助言の取得

(7) 当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所

当社は、本取引に係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、Luxshareグループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任した。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所は本取引と類似のM&A案件について豊富な経験を有する法律事務所であり、高い専門性を有していることが認められる。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所はLuxshareグループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていない。

当委員会は、2025年8月20日開催の第1回特別委員会においてアンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認している。

(4) 当委員会のリーガル・アドバイザーである牛島総合法律事務所

当委員会は、本公開買付けを含む本取引に係る当委員会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、2025年8月20日開催の第1回特別委員会において、Luxshareグループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとして牛島総合法律事務所を選任している。

牛島総合法律事務所は、本取引と類似のM&A案件について豊富な経験を有する法律事務

所であり、高い専門性を有していることが認められる。

牛島総合法律事務所は Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、牛島総合法律事務所に対する報酬は本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていない。

なお、上記（１）のとおり、牛島総合法律事務所は、特別委員会設置前に、特別委員会の設置の判断、権限と職責の設定、委員の選定等につき助言を行っているが、当該助言の対価は本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみである。

（ウ） 小括

以上から、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び牛島総合法律事務所はそれぞれ専門性を有する独立したリーガル・アドバイザーであるところ、当社及び当委員会は、これらのリーガル・アドバイザーから、公正性担保措置を講じることの意義やその具体的内容、特別委員会の設置や委員の選定、案件の検討・交渉過程から除外されるべき特別の利害関係を有し又はそのおそれのある取締役等の考え方の整理、ファイナンシャル・アドバイザーや第三者算定機関の独立性の検討等について、初期段階から必要な法的助言を受けていたことが認められる（M&A 指針 3.3.1）。

イ ファイナンシャル・アドバイザーからの情報の取得及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（ア） 当社のファイナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行

当社は、本取引の検討に際して、本公開買付け価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして三井住友銀行を選任し、本取引のスキームや代替手段、代替取引の検討、価格交渉等における助言を依頼している。

三井住友銀行は、長年の経験によって当社の事業が属する業界に精通しており、本取引のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する企業情報部は本取引と類似の M&A 案件について豊富な経験を有しており、高い専門性を有していることが認められる。

三井住友銀行は Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。

なお、三井住友銀行の法人営業部等の他部署は当社のメインバンクとして従前日常的な取引関係がある。また、三井住友銀行のコーポレート・アドバイザー本部等の他部署は新井氏との間でも一定の取引関係があり、上記第 5 の 2（２）アに記載したとおり、Luxshare が当社との間で、Luxshare グループと当社グループの協業の可能性等について協議した際には、新井氏とも一定の意見交換を行っていたとのことである。しかしながら、当社は、三井住友銀行を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任するに際して、三井住友銀行

から本取引に関して新井氏との情報授受は一切しない旨の確約を得ていること、三井住友銀行内で本取引を担当する企業情報部と他部署との間ではコンプライアンス上必要なケースを除き一切の情報を遮断していること、第三者算定機関として別途 AGS FAS を選任することに加え、さらにより一層独立した体制を構築するため、当委員会において独自のリーガル・アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関を選任する予定であること等を考慮して、三井住友銀行の独立性に問題はないと判断したとのことであり、かかる判断に不合理な点は認められない。

また、三井住友銀行の報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているものの、本取引と同種の取引において成功報酬制が採用されることが一般的な実務慣行となっていること等を踏まえると、成功報酬制が採用されていることをもって独立性が否定されるわけではないと考えられる。

当委員会は、2025 年 8 月 20 日開催の第 1 回特別委員会において三井住友銀行の独立性及び専門性に問題がないことを確認している。

(イ) 当社の第三者算定機関である AGS FAS

当社は、本取引の検討に際して、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性をより一層担保するために、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関として、AGS FAS に当社株式の株式価値の算定を依頼し、当社は AGS FAS から 2026 年 8 月 25 日付で本株式価値算定書 (AGS FAS) を取得している。

AGS FAS は本取引と類似の M&A 案件について豊富な経験を有する第三者算定機関であり、高い専門性を有していることが認められる。

AGS FAS は Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、本取引に係る AGS FAS に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

当委員会は、2025 年 8 月 20 日開催の第 1 回特別委員会において AGS FAS の独立性及び専門性に問題がないことを確認している。

(ウ) 当委員会のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である PwC アドバイザリー

当委員会は、本取引の検討に際して、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性をより一層担保するために、Luxshare グループ、新井氏及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、PwC アドバイザリーに M&A のスキームや代替手段、代替取引の検討、価格交渉等における助言及び当社株式の株式価値の算定を依頼し、当委員会は PwC アドバイザリーか

ら 2026 年 8 月 25 日付で本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）を取得している。

PwC アドバイザリーは本取引と類似の M&A 案件について豊富な経験を有するファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であり、高い専門性を有していることが認められる。

PwC アドバイザリーは Luxshare グループ、新井氏及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、本取引に係る PwC アドバイザリーの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。当委員会は、複数の第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性を検討の上、PwC アドバイザリーを独自の第三者算定機関として選任している。

(I) 小括

以上から、三井住友銀行、AGS FAS、PwC アドバイザリーはそれぞれ専門性を有する独立したファイナンシャル・アドバイザー又は第三者算定機関であるところ、当社及び当委員会は、これらのファイナンシャル・アドバイザーからの助言や補助を得ながら、第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、取引条件を形成してきたと認められる（M&A 指針 3.3.2）。

なお、当社はフェアネス・オピニオンの取得はしていないが、M&A 指針でもフェアネス・オピニオンの取得は必須とされておらず（M&A 指針 3.3.2.2）、当委員会においては、本株式価値算定書（AGS FAS）及び本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）の双方を考慮して本取引の条件の公正性・妥当性の検討を行っており、他にとられる公正性担保措置も勘案すれば、当社が本株式価値算定書（AGS FAS）及び本株式価値算定書（PwC アドバイザリー）をもとに本取引への賛同及び応募推奨の可否の判断をすることにも、公正性との関係で問題はないと考えられる。

(4) 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

本公開買付けにおいては、本公開買付けにおける買付等の期間（以下「本公開買付期間」という。）は法令に定められた最短期間である 20 営業日を超える 30 営業日に設定される予定であるところ、本公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保している。また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていない。そのため、本取引においては、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されていることが認められる（M&A 指針 3.4.2）。

なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックは実施されていないものの、積極的なマーケット・チェックには M&A に対する阻害効果や情報管理の懸念があり得る。例

外的にマーケット・チェックが機能し得る場合としては、具体的には、(i) 支配株主が保有する議決権の割合が低い場合や、(ii) 非常に魅力的な対抗提案がされた場合には支配株主が売却に応じる可能性がある場合、(iii) 支配株主が従属会社を一旦は買収するものの、その後、その全部又は一部の売却を予定している場合があるが、本件においては新井氏の議決権所有比率は 48.80%と高く上記 (i) に該当しない。また、当社は、新井氏は Luxshare との間で不応募契約を締結しており、上記 (ii) の可能性は低いと考えているとのことである。さらに、新井氏は Luxshare との間で本株主間契約を締結しており、当社株式の非公開化後も、長年に亘り当社の取締役や大株主として当社を支えてきた新井氏が当社の株主として残り、これまでと同様に株主の立場から当社を支え、当社の日本ブランドの維持と経営の安定を両立させ当社の企業価値の向上に資するという Luxshare 及び新井氏相互の共通認識に基づき、当社株式の非公開化後の当社に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率を本所有比率とすることを目的としているとのことであり、本取引において上記 (iii) は想定されていない (M&A 指針 3.4.3.2)。加えて、本取引においては複数回にわたる価格交渉により一般株主の利益を保護する観点においても価格の引き上げを実現している上、その他の公正性担保措置は十分に講じられていることを踏まえると、間接的なマーケット・チェックの機会が確保されていることをもって M&A 指針の要請を満たしていると評価することが可能と考えられる。

(5) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限についてマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方は採用されていない。もっとも、M&A 指針においても、支配株主による従属会社の買収のように買収者の保有する対象会社の株式の割合が高い場合における企業価値の向上に資する M&A に対する阻害効果の懸念が指摘されるなど、マジョリティ・オブ・マイノリティの採用は必須とはされていない (M&A 指針 3.5.2) ところ、本件においては新井氏の議決権所有比率が 48.80%と高く、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあると考えられる。さらに、第 5 の 4 記載のとおり、本公開買付けの実施に関して、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定以外の公正性担保措置が多く採用されていることが認められる。

したがって、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティが採用されていなくても、本取引の取引条件の公正さは阻害されないと考えられる。

(6) 一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

ア 特別委員会に関する情報

M&A 指針 3.6.2.1 においては、特別委員会に関する情報として、①委員の独立性や専門性等の適格性に関する情報、②特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、③特別委

員会における検討経緯や、買収者との取引条件の交渉過程への関与状況に関する情報、④当該 M&A の是非、取引条件の妥当性や手続の公正性についての特別委員会の判断の根拠・理由、答申書の内容に関する情報、⑤委員の報酬体系に関する情報が開示されることが期待されているところ、本件では当社の開示資料において、これら①乃至③及び⑤が記載され、開示される予定であり、当社プレスリリースに本答申書そのものが添付されることにより④が開示される予定である。

イ 株式価値算定書に関する情報

M&A 指針 3.6.2.2 においては、取締役会や特別委員会が取得した株式価値算定書に関する情報を開示することが望ましいとされており、具体的には、①各算定方法に基づく株式価値算定の計算過程に関する情報、②第三者評価機関の重要な利害関係に関する情報の開示が期待されている。

当社の開示資料において、①については、当社取締役会が AGS FAS から取得した株式価値算定書（AGS FAS）の内容について、各算定手法及びそれに基づく当社の株式価値の計算過程に関する情報、並びに当委員会が PwC アドバイザリーから取得した株式価値算定書（PwC アドバイザリー）について、各算定手法及びそれに基づく当社の株式価値の計算過程に関する情報が記載され、開示される予定である。②については、AGS FAS 及び PwC アドバイザリーが Luxshare グループ、新井氏及び当社グループから独立性を有し、重要な利害関係を有しないことや報酬体系が記載され、開示される予定である。

ウ その他の情報

M&A 指針 3.6.2.3 においては、その他の情報として、①M&A を実施するに至ったプロセス等に関する情報、②当該時期に M&A を行うことを選択した背景・目的に関する情報、③対象会社の取締役等が当該 M&A に関して有する利害関係の具体的な内容に関する情報や、当該取締役の取引条件の形成過程への関与の有無・態様に関する情報、④対象会社と買収者との間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報、⑤他の買収方法や対抗提案の検討の有無に関する情報、⑥M&A への賛否等を決定する取締役会決議において反対した取締役又は異議を述べた監査役がいる場合には、その氏名及び反対又は異議の理由に関する情報の開示が期待されているところ、当社の開示資料において、①乃至⑥について記載され、開示される予定である。

(7) 強圧性の排除

公開買付届出書のドラフトによれば、本取引においては、本スクイーズアウト手続として本株式併合を行うことを予定しており、本取引に反対する株主に株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されておらず、公開買付けが成立した場合には速やかに本スクイーズアウト手続を行う旨及び本スクイーズアウト手続時における対価は本公

開買付価格に当該各株主の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定である旨が開示される予定であるため、本取引においては、一般株主は、本公開買付けに応募するか否かを判断するにあたって、仮に反対した場合に、不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないような配慮がなされており、強圧性は生じないものと認められる（M&A 指針 3.7）。

(8) 小括

以上のとおり、本取引においては一般株主の利益を確保する観点から、M&A 指針において提示されている公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、取引条件の公正性を担保するための手続が十分に講じられていると認められる。

5 本諮問事項④について

本諮問事項の④は、本取引が一般株主にとって公正であるかの検討を依頼する諮問事項であり、本諮問事項の①から③までの検討結果を踏まえて判断する必要がある。

上記 2 から 4 のとおり、本諮問事項①から③についていずれも問題があると認められないことからすれば、当委員会は、本取引を行うことについて決定することは当社の一般株主にとって公正であると考ええる。

6 本諮問事項⑤について

本諮問事項の⑤は、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非の検討を依頼する諮問事項であり、本諮問事項の①から④までの検討結果を踏まえて判断する必要がある。

本諮問事項の①から④の検討結果を踏まえて、本諮問事項①から④についていずれも問題があると認められないことは、本諮問事項⑤を是認する理由になると考えられることからすれば、当委員会は、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは適切である（すなわち是である）と考える。

別紙

1 第1回：2025年8月20日（午前9時50分から10時20分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

なし

(2) 議事内容

①特別委員会委員長の選任、②特別委員会のリーガル・アドバイザーの選任、③特別委員会のファイナンシャル・アドバイザーの選任、④特別委員会の第三者評価機関の選任、⑤当社のファイナンシャル・アドバイザーの承認、⑥当社のリーガル・アドバイザーの承認、⑦当社の第三者算定機関の承認

2 第2回：2025年8月22日（午前8時00分から9時30分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS

(2) 議事内容

①提案の内容の報告、②提案に対する Luxshare への確認事項の報告、③提案に対する特別委員会としての確認事項の審議

3 第3回：2025年9月9日（午前8時00分から9時35分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS

(2) 議事内容

①Luxshare 側とのコミュニケーション状況の報告、②本取引に関する特別委員会としての追加確認事項の報告、③本取引の特別委員会における公正性担保措置の審議

4 第4回：2025年9月16日（午前8時00分から9時45分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側とのコミュニケーション状況の報告、②本取引に関する特別委員会としての検証事項の審議、③本事業計画（暫定版）の審議

5 第5回：2025年9月25日（午前8時00分から9時50分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側とのコミュニケーション状況の報告、②本事業計画（暫定版）の審議

6 第6回：2025年9月29日（午前8時00分から9時25分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①本事業計画の審議、②Luxshare 側及び Rose 側とのコミュニケーション状況と Luxshare が関係する紛争等の報告

7 第7回：2025年10月2日（午前8時00分から9時35分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②特別委員会としての今後の協議事項全般の整理、③ディスシナジーに関する検証事項の整理、④Luxshare における紛争等の追加情報と信用調査実施の審議

8 第8回：2025年10月8日（午前8時00分から10時00分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS

(2) 議事内容

①Luxshare 側とのコミュニケーション状況の報告、②シナジー主要論点の整理、③AGS FAS による初期的な当社株式価値算定結果の報告、④答申書ガイダンス

9 第9回：2025年10月14日（午前8時00分から9時50分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

所、三井住友銀行、AGS FAS

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②類似案件におけるフェアネス・オピニオンの取得状況の審議、③PwC アドバイザリーによる初期的な当社株式価値算定結果の報告

10 第 10 回：2025 年 10 月 21 日（午前 8 時 00 分から 10 時 05 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②当社の想定するシナジーの報告、③眼科医師へのアンケート調査結果とシナジー定量化に関する協議、④Luxshare のバックグラウンド調査の経過報告、⑤価格交渉の方針に関する協議

11 第 11 回：2025 年 10 月 28 日（午前 8 時 00 分から 9 時 55 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②シナジー・デイスシナジー評価結果の報告、③AGS FAS による暫定的な当社の株式価値算定結果の報告、④価格交渉の方針に関する協議

12 第 12 回：2025 年 11 月 4 日（午前 8 時 00 分から 10 時 50 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②今後のスケジュールの確認、③フォレンジック調査会社によるバックグラウンド調査結果の報告、④本台湾子会社の株式価値算定についての協議、⑤価格交渉の方針に関する協議

13 第13回：2025年11月10日（午前8時00分から9時10分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②価格交渉の方針に関する協議

14 第14回：2025年11月12日（午前8時00分から10時40分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②米国法律事務所による調査の進捗の報告、③答申書のドラフトの審議

15 第15回：2025年11月18日（午前8時00分から10時30分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②米国法律事務所による調査報告を踏まえた対応方針の協議、③フォレンジック調査会社によるバックグラウンド調査結果の最終報告、④本台湾子会社のバリュエーションの進捗の報告、⑤今後のスケジュールの確認、⑥価格交渉の方針に関する協議、⑦AGS FAS による暫定的な当社株式価値算定結果の報告、⑧PwC アドバイザリーによる暫定的な当社株式価値算定結果の報告、⑨答申書の内容に関する協議

16 第16回：2025年11月21日（午後8時00分から9時45分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②米国法律事務所による調査報告を踏まえた対応方針の協議、③答申書の内容に関する協議

17 第 17 回 : 2025 年 11 月 26 日 (午前 8 時 00 分から 9 時 30 分)

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者 :

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②シナジーの検討内容に関する協議、③答申書の内容に関する協議

18 第 18 回 : 2025 年 12 月 2 日 (午前 8 時 00 分から 9 時 10 分)

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者 :

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②今後のスケジュールの確認

19 第 19 回 : 2025 年 12 月 11 日 (午前 8 時 00 分から 10 時 10 分)

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者 :

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②執行部におけるシナジーの整理状況の報告、③今後のスケジュールの確認、④答申書の内容についての協議

20 第 20 回 : 2025 年 12 月 22 日 (午前 8 時 00 分から 9 時 00 分)

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者 :

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②経済産業省への回答内容の確認、③スタンダード市場への移行についての協議

21 第 21 回 : 2026 年 1 月 15 日 (午後 7 時 00 分から 8 時 15 分)

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者 :

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②ディスシナジーについての協議

22 第 22 回：2026 年 1 月 21 日（午前 8 時 00 分から 8 時 35 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②ディスシナジーについての協議

23 第 23 回：2026 年 1 月 28 日（午後 7 時 00 分から 8 時 35 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②ディスシナジーについての協議

24 第 24 回：2026 年 2 月 6 日（午後 7 時 00 分から 8 時 00 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側及び新井氏側とのコミュニケーション状況の報告、②ディスシナジーについての協議

25 第 25 回：2026 年 2 月 12 日（午前 7 時 10 分から 8 時 00 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①Luxshare 側とのコミュニケーション状況の報告、②ディスシナジーについての協議

26 第 26 回：2026 年 3 月 13 日（午前 7 時 30 分から 8 時 45 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

進捗の報告

27 第 27 回：2026 年 7 月 2 日（午前 8 時 00 分から 9 時 40 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①進捗の報告、②本事業計画の協議、③今後のスケジュールの確認

28 第 28 回：2026 年 7 月 16 日（午後 9 時 00 分から 10 時 37 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①進捗の報告、②AGS FAS による当社及び本台湾子会社株式価値算定結果のアップデートの報告、③シナジー等に関するアップデートの報告、④今後のスケジュールの確認

29 第 29 回：2026 年 7 月 23 日（午前 7 時 30 分から 8 時 56 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①進捗の報告、②今後のスケジュールの確認、③答申書の内容の検討、④PwC アドバイザリーによる暫定的な当社株式価値算定結果のアップデートの報告

30 第 30 回：2026 年 7 月 30 日（午前 8 時 00 分から 9 時 55 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①進捗の報告、②オキユデバイセズ株式譲渡に関する検討、③今後のスケジュールの確認、④答申書の内容の検討

31 第 31 回：2026 年 8 月 6 日（午後 7 時 30 分から 8 時 43 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①進捗の報告、②シナジー等に関するアップデートの報告、③AGS FAS によるオキユデバイセズ株式価値算定結果の報告、④今後のスケジュールの確認

32 第 32 回：2026 年 8 月 12 日（午前 8 時 30 分から 9 時 25 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①進捗の報告、②価格交渉方針の検討、③今後のスケジュールの確認、④答申書のドラフトの確認

33 第 33 回：2026 年 8 月 20 日（午後 8 時 00 分から 9 時 10 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①進捗の報告、②オキユデバイセズ及び本台湾子会社株式譲渡に関する検討、③今後のスケジュールの確認、④答申書のドラフトの確認

34 第 34 回：2026 年 8 月 25 日（午後 8 時 30 分から 9 時 00 分）

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者：

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

①進捗の報告、②AGS FAS による当社株式価値算定結果の報告、③PwC アドバイザリーによる当社株式価値算定結果の報告、④価格交渉の方針に関する協議、⑤答申書の内容に関する協議

35 第 35 回 : 2026 年 8 月 26 日 (午前 8 時 30 分から 9 時 00 分)

(1) 当委員会の委員・オブザーバー・事務局以外の出席者 :

牛島総合法律事務所、PwC アドバイザリー、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、三井住友銀行、AGS FAS、当社執行部

(2) 議事内容

答申の確定

以上

2026年8月26日

各位

会社名 株式会社シード

代表者名 代表取締役社長 佐藤 隆郎

(コード番号：7743 東証スタンダード市場)

問い合わせ先 代表取締役副社長 兼 管理本部長
杉山 哲也

TEL 03-3813-1111 (大代表)

ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッドによる
株式会社シード(証券コード：7743)の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッドは、本日、株式会社シードの普通株式を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッド(公開買付者)が、株式会社シード(本公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年8月26日付「株式会社シード(証券コード：7743)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 ラックスシェア・プレジジョン・ケイマン・リミテッド
代 表 者 名 ディレクター ウー・ティエン・サン

株式会社シード（証券コード：7743）の普通株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

ラックスシェア・プレジジョン・ケイマン・リミテッド（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社シード（証券コード：7743、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称
株式会社シード

（2）買付け等を行う株券等の種類
普通株式

（3）買付け等の概要

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026 年 8 月 27 日（木曜日）から 2026 年 10 月 13 日（火曜日）まで（30 営業日）
買付け等の価格	普通株式 1 株につき、金 795 円
買付予定数の下限	5,408,800（株）（注）
買付予定数の上限	—（株）
対象者の意見	対象者が本日付で公表した「ラックスシェア・プレジジョン・ケイマン・リミテッドによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

（注）当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第 1 項第 1 号に規定する特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は 17.89%（小数点以下第三位を四捨五入）となります。なお、当該株券等所有割合の計算においては、対象者が 2026 年 6 月 22 日に提出した第 70 期有価証券報

告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数（302,411 個）を分母として計算しております。本日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者有価証券報告書に記載された同日現在の総株主等の議決権の数（302,411 個）を分母として用いております。

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者株式の取得及び所有等を目的として、2025 年 9 月 3 日にケイマン諸島法に基づき設立された会社であり、本日現在、立訊精密有限公司（Luxshare Precision Limited）（所在地：香港特別行政区カオルーン、ツィムサーツイ、カントン・ロード 5 号、ハーバー・シティ、オーシャン・センター 16 階 1621 号室）（以下「公開買付者親会社」といいます。）が公開買付者の発行済株式の全てを所有しており、また、立訊精密工業股份有限公司（Luxshare Precision Industry Co., Ltd.）（所在地：中国広東省深セン市宝安区沙井街道蚝一西部三洋新工業区 A 棟 2 階）（以下「Luxshare」といいます。）

（注 1）が公開買付者親会社の発行済株式の全てを所有しております。なお、本日現在、Luxshare、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。以下同じです。）を取得し、対象者株式を非公開化した上で、対象者の株主を公開買付者及び対象者の主要株主かつ筆頭株主である新井隆二氏（以下「新井氏」といいます。）（注 2）のみとし、非公開化後の対象者に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率をそれぞれ 49.00%及び 51.00%（以下「本所有比率」といいます。）とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

（注 1） Luxshare は、中国の深セン証券取引所及び香港証券取引所にその株式を上場している会社であり、本日現在、支配株主（Controlling shareholder）である Luxshare Limited が同社の発行済株式の 35.30%を所有しております。また、本日現在、Luxshare の会長である王来春氏及び副会長である王来勝氏のそれぞれが Luxshare Limited の発行済株式の 50.00%を所有しております。

（注 2） 新井氏は、本日現在において、（i）株式会社 S M B C 信託銀行との間で締結した 2011 年 8 月 10 日付管理有価証券信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している管理信託（A001）受託者 株式会社 S M B C 信託銀行名義の対象者株式の全て（所有株式数：5,447,910 株、所有割合（注 3）：18.00%）、（ii）みずほ信託銀行株式会社との間で締結した 2011 年 8 月 10 日付有価証券管理信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属しているみずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託名義の対象者株式の全て（所有株式数：4,319,070 株、所有割合：14.27%）、（iii）野村信託銀行株式会社との間で締結した 2011 年 8 月 10 日付管理有価証券信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している野村信託銀行株式会社（信託口 2052116）名義の対象者株式の全て（所有株式数：3,604,920 株、所有割合：11.91%）、及び（iv）三井住友信託銀行株式会社との間で締結した 2014 年 7 月 30 日付株式管理承継信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲 1 号）名義の対象者株式の全て（所有株式数：1,396,500 株、所有割合：4.61%）

（（i）乃至（iv）に記載の対象者株式の全て（所有株式数の合計：14,768,400 株、所有割合の合計：48.80%）を総称して「本不応募合意株式」といい、（i）乃至（iv）の本不応募合意株式の信託を総称して「本信託」といい、本信託に係る契約を総称して「本信託契約」といい、本信託契約に基づく信託の受託者を総称して「本受託者」といいます。）について、議決権の指図権を留保しております。なお、新井氏は、本日現在において、本不応募合意株式を除き、対象者株式を所有しておりません。

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2026年8月12日に公表した2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「本決算短信」といいます。)に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数 30,265,922 株から、本決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(136 株)を控除した株式数(30,265,786 株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、本日付で、新井氏との間で、不応募契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結し、本不応募契約において、①本不応募合意株式について本公開買付けに応募せず、かつ、本受託者をして本公開買付けに応募させないこと、②下記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための本株式併合(下記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。)を実施するために必要な手続を行うこと(新井氏が全ての本信託契約を解除し対象者株式を直接所有することを含みます。)、③法第24条第1項但書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受け、本株式分割(以下に定義します。)の効力が発生した後において、対象者に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率を本所有比率とするため、公開買付者が新井氏に対して対象者株式の一部を譲渡すること(注4)(以下「本相対取引」といいます。)を合意しております。また、公開買付者は、新井氏との間で、本取引完了後の対象者の事業運営等について定める株主間契約を締結しております。

(注4) 本相対取引は、本株式併合により対象者の発行済株式総数が減少した後、本所有比率の実現が可能となるような比率での対象者株式の分割(以下「本株式分割」といいます。)を実施した上で実行することが予定されているため、本相対取引の価格は、1株当たりで比較した場合には本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と異なる金額となりますが、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格を基に、本株式併合及び本株式分割の割合に応じて比例的に決定される予定であり、本公開買付価格と実質的には同額となります。

また、本公開買付けに際して、対象者は、本日付で、新井氏が議決権の過半数を有する会社である株式会社ラ・ホールディングス(以下「ラ・ホールディングス」といいます。)との間で、対象者の台湾子会社である台灣實瞳股份有限公司(SEED CONTACT LENS TAIWAN CO., LTD.)(以下「本台湾子会社」といいます。)の発行済株式の全てを同日付で対象者からラ・ホールディングスに譲渡する旨の内容の株式譲渡契約(以下「本台湾子会社株式譲渡契約」といいます。)を締結しており、本台湾子会社株式譲渡契約に従い、同日付で、ラ・ホールディングスによる本台湾子会社の発行済株式の全ての取得(以下「本台湾子会社株式取得(新井氏)」)といっています。)が完了している(注5)とのことです。もっとも、本台湾子会社株式の譲渡価格は、対象者が、ラ・ホールディングス、新井氏、対象者及びその子会社19社により構成される企業グループ並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関である株式会社AGS FAS(以下「AGS FAS」といいます。)より取得した本台湾子会社の株式価値算定書における評価結果を踏まえて決定されたものであり、また、対象者の貸借対照表における本台湾子会社株式の帳簿価額を上回る価格であるとのことです。

(注5) 本台湾子会社株式取得(新井氏)に関し、本台湾子会社株式譲渡契約において、本公開買付けが不成立となった場合は、本台湾子会社株式譲渡契約は自動的に解除され、原状回復を行うことが対象者及びラ・ホールディングスの間で合意されているとのことです。

また、本公開買付けに際して、対象者は、本日付で、ラ・ホールディングスとの間で、対象者の完全子会社である株式会社オキュデバイセズ(以下「オキュデバイセズ」といいます。)の普通株式の85.10%を同日付で対象者からラ・ホールディングスに譲渡する旨の内容の株式譲渡契約(以下「オキュデバイセズ株式譲渡契約」といいます。)を締結しており、オキュデバイセズ株式譲渡契約に従い、同日付で、ラ・ホールディングスによるオキュデバイセズの普通株式の85.10%全ての取得(以下「オキュデバイセズ株式取得(新井氏)」)といっています。)が完了しているとのことです(注6)。もっとも、オキュデバイセズ株式の譲渡価格は、対象者が第三者算定機関であるAGS FASより取得したオキュデバイセズの株式価値算定書における評価結果を踏まえて決定されたものであり、また、対象者の貸借対照表におけるオキュデバイセズ株

式の帳簿価額を上回る価格であるとのことです。

(注6) オキュデバイセズ株式取得(新井氏)に関し、オキュデバイセズ株式譲渡契約において、本公開買付けが不成立となった場合は、オキュデバイセズ株式譲渡契約は自動的に解除され、原状回復を行うことが対象者及びラ・ホールディングスの間で合意されているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、5,408,800株(所有割合:17.87%)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(5,408,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(5,408,800株)については、本基準株式数(30,265,786株)に係る議決権の数(302,657個)に3分の2を乗じた数(201,772個(小数点以下切上げ))から、本不応募合意株式(14,768,400株)に係る議決権の数(147,684個)を控除した数(54,088個)に、対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(5,408,800株)としております。これは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることを踏まえ、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び新井氏が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から出資を受けることを予定しており、当該出資に係る資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。

3. 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全てを取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を2026年11月頃を目途に開催することを、対象者に要請する予定です。なお、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。また、公開買付者及び新井氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、対象者及び新井氏を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び新井氏のみが対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び新井氏を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び新井氏を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び新井氏を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び新井氏を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の本株式併合の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び新井氏を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. 上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の手続を予定しておりますので、当該手続を実施した場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

5. 決済の開始日

2026年10月20日（火曜日）

6. 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年8月27日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上